

令和四年六月定例会

令和 4 年 第 2 回

菊陽町議会 6 月定例会会議録

令和 4 年 6 月 8 日～6 月 17 日

菊陽町議会
会議録

熊本県菊陽町議会

令和4年第2回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
6 / 8	水	開会・請願 委員会付託・行政報告・提案理由説明・ 議案審議（承認第2号～承認第5号）質疑・討論・表決 （報告第1号～報告第5号）質疑・委員長報告（特別委員会）
6 / 9	木	一般質問（4人）
6 / 10	金	一般質問（2人）
6 / 11	土	休会
6 / 12	日	休会
6 / 13	月	休会（議案調査）
6 / 14	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
6 / 15	水	休会（議案調査）
6 / 16	木	休会（議案調査）
6 / 17	金	議案審議（議案第25号～議案第32号、同意第2号、同意第3号）質疑・討 論・表決 委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

令和4年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	福島 知雄 (P44～)	1. 均衡ある効果的な土地利用について	<p>(1)低未利用地とはどのような土地で、その地域はどこで、今後どのように活用していく計画か。</p> <p>(2)集落内開発制度などの適切な運用とは、どのようなことか。 集落内開発制度は、住居専用の開発制度であり、様々な規制で土地利用計画を進めるにあたり、問題点が多いのではないか。</p> <p>(3)市街化区域が絶対的に不足している現状で、市街化調整区域の用途見直しはどのように進めて行くのか。</p>
		2. 都市基盤の推進について	<p>道路は地域の血管であり、その血管をどのように張り巡らせるかにより将来的に地域の発展は大きく変わってくる。 令和4年度町長の施政方針で「今後も、計画に沿って整備を進めて行く」とある。</p> <p>(1)杉並木公園線延伸の工程をどのように計画し、総事業費はどのくらい見込んでいるか。</p> <p>(2)下原堀川線延伸は喫緊の課題であると思う。令和4年度施政方針にはないが、町長は政策としてどのような構想を描いているのか。</p>
		3. 商工業の振興について	<p>半導体関連企業を含め、新たな企業誘致をどのように進めて行くのか。</p> <p>また、地場企業育成をどのように進めていくのか。</p>
		4. 政策実現に向け町長の今後の取り組みについて	<p>令和4年度施政方針で町長は様々な施策を述べられているが、町長の今期の任期は残り約4ヶ月である。その期間内で実現できる施策、できない施策があると思う。実現できない施策についてはさらに4年間施策実現のために、粉骨砕身取り組んでいかれるつもりか。それとも、後進に委ねられるのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
2	矢野 厚子 (P56～)	1. 今後のさんさん公園の全体的な整備計画について	(1)さんさん公園の管理棟は、平成10年6月に完成から約25年経過しているが、施設の老朽化などともなう不具合は発生していないか。発生しているとすればどう対処するのか。 (2)管理棟のロビーに喫茶コーナーがあり、厨房機器も設置されているが、どのような目的で設置され、活用されているのか。
		2. 図書館と周辺環境について	(1)図書館内の飲食について、現在はホワイエ以外ではできないが、スペースが狭く踊りや歌の発表会など一日かかる行事の場合は、出演者は食事はかなり苦勞しているが、何か改善する考えはないか。 (2)図書館のすぐ近くに新駅建設案を示されているが、駅の利用者をどのように想定しているのか。 (3)新駅にあわせて図書館周辺の整備計画や動線をどのように考えているのか。
		3. 今後、急激な人口の増加にともない、懸念されるトラブルや犯罪に対する対策は	(1)T S M Cの進出に伴い関連企業も含めて海外・県外から多数の転入者が予想されるが、言語の違い、習慣の違いなどによる誤解や偏見によるトラブルが懸念される。未然に防ぐための対応策は考えているのか。 (2)土地の売買により資産が増加した住民が詐欺などの犯罪に巻き込まれることも予想されるが、町は積極的に住民を守る姿勢はあるのか。 (3)国が再犯防止推進計画をH29年12月に策定し、それをうけて熊本県が昨年熊本県再犯防止推進計画を策定している。町の再犯防止計画は、どうなっているのか。
3	甲斐 榮治 (P67～)	1. 菊陽空港線延伸事業について	(1)令和4年3月以降の事業の進捗状況はどうなっているか。 (2)J A S Mの操業開始との関連において、事業の進捗をどう考えているか。
		2. 空港アクセス鉄道計画及び豊肥線三里木・原水駅間新駅設置構想について	(1)熊本県の検討状況を町は把握しているか。その内容を示せ。 (2)新駅構想について、令和4年3月以降、新たな展開はあったか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(3) 新駅構想と空港アクセス鉄道計画との整合性について、町は検討したか。</p> <p>(4) 町は、三里木駅からの分岐を強力に推すべきだと考えるが、どうか。</p>
4	阪本 俊浩 (P78～)	<p>1. 交通渋滞対策について</p> <p>2. 子育て支援について</p> <p>3. 高齢者福祉対策の充実について</p>	<p>(1) 熊本県や渋滞・交通アクセス部会との協議状況を示せ。</p> <p>(2) 町道菊陽空港線の在り方をどう考えて行くのか。</p> <p>(3) 町道南方大人足線の4車線化を考えて行くべきではないのか。</p> <p>(4) 県道大津植木線・県道大津西合志線の4車線化に向けた現在までの取り組みと今後の可能性を示せ。</p> <p>(5) 町道杉並木公園線延伸計画の将来像を示せ。</p> <p>(6) 県道熊本大津線の渋滞緩和対策を示せ。</p> <p>(1) 総合子育て支援センター建設の方向性をどう考えているのか。</p> <p>(2) なかよし園の建て替えを検討すべきではないのか。</p> <p>(3) 武蔵ヶ丘北小学校の校舎増築・給食室新築工事・学童保育施設整備の今後のスケジュールを示せ。</p> <p>(4) 通学路の安全確保をどう考えているのか。</p> <p>(1) 高齢者からの相談に対しどう対処し対策を講じているのか。</p> <p>(2) 高齢者の生きがいを創る対策をどう考えているのか。</p> <p>(3) 生活支援体制支援事業のマッチングをJAと協議していくべきではないのか。</p>
5	小林久美子 (P98～)	1. 深刻な物価高騰から、くらしを守るとりくみについて	<p>(1) 物価高騰によるくらしへの影響について、町の認識はどうか。</p> <p>(2) 国の原油価格・物価高騰など総合緊急対策の中の地方創生臨時交付金については、町としてどう考えているのか。</p> <p>(3) 学校給食についても、物価高騰の影響を受けていると思うが、実態はどうか。文科省は、給食費の値上げ抑制に臨時交付金の活用を自治体に要請しているが、町としての対応はどうか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. J A S Mの進出に伴う地下水問題について	<p>(1)新工場は、一日当たり、1万2千立方メートルの地下水を採取し、その7割を再利用すると報道されている。工業用に採取される地下水は、町では、工業用が371万立方メートルと水道などを含めた採取量全体の37%を占めている（2020年）。新工場の稼働後は、その割合はどう想定しているのか。</p> <p>(2)地下水の枯渇と汚染の危険性について、科学的検証と保全対策が必要だと思うが、町の認識はどうか。</p> <p>(3) J A S Mが、地下水保全条例に基づき、その責任と義務を履行するために、県・町・企業間で「地下水保全協定」の締結が必要ではないか。</p>
6	西本 友春 (P108～)	1. 結婚新生活支援事業について	結婚新生活支援事業に取り組むべきと提案するが町はどのように考えているのか。
		2. 投票率の向上施策について	<p>(1)投票所における期日前投票の推移はどのようになっているのか。</p> <p>(2)商業施設内での期日前投票所及び共通投票所の設置についてどのように考えているのか。</p> <p>(3)光の森町民センターにおける期日前投票を、役場と同じ体制で実施できるようにすべきと提案するがどのように考えているのか。</p>
		3. 地方創生臨時交付金の活用について	<p>(1)総合緊急対策（令和4年4月26日、原油価格・物価高騰に関する関係閣僚会議）において、地方創生臨時交付金のうち「生活者支援に関する事業」の一つに、学校給食等の負担軽減など子育て世代に対する支援が可能となりました。本町においても活用すべきと考えるが、町はどのように考えているのか。</p> <p>(2)ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯、家計急変学生・生徒、に対する給付金の支給を町はどのように考えているのか。</p>
		4. 補聴器購入費への助成について	加齢性難聴に伴う補聴器購入費に対する助成をどのように考えているのか。
		5. 带状疱疹予防接種費への助成について	带状疱疹予防接種への助成をどのように考えているのか。

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和4年6月8日（水）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（令和4年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和4年6月8日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出承認第2号から同意第3号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例）

日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第11号））

日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号））

日程第11 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽北小学校造成工事（2）））

日程第12 報告第2号 令和3年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について

日程第13 報告第3号 令和3年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第14 報告第4号 令和3年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

日程第15 報告第5号 令和3年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第16 県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する調査特別委員会の報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君

2番 矢 野 厚 子 君

3番 大久保 輝 君

4番 阪 本 俊 浩 君

5番 西 本 友 春 君

6番 那 須 眞 理 子 君

7番 佐々木 理美子 君

8番 中 岡 敏 博 君

9番 北 山 正 樹 君

10番 布 田 悟 君

11番 坂 本 秀 則 君

12番 渡 邊 裕 之 君

13番 佐 藤 竜 巳 君

14番 甲 斐 榮 治 君

15番 岩 下 和 高 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 福島知雄君

18番 上田茂政君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 川端慎一君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

副町長 吉野邦宏君

教育長 上川幸俊君

教育部長 芹川博文君

総務部長 板楠健次君

福祉生活部長兼
福祉課長 矢野信哉君

保険衛生部長兼
健康・保険課長 東桂一郎君

経済部長兼農政課長 山川和徳君

土木部長兼
都市計画課長 井芹渡君

会計管理者兼
会計課長 矢野和幸君

総務課長 梅原浩司君

財政課長 澤田一臣君

税務課長 村上健司君

子育て支援課長 和田征君

商工振興課長 今村太郎君

下水道課長 丸山直樹君

総務課総務法制係長 小泉秀和君

施設整備課長 荒牧栄治君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和4年第2回菊陽町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番西本友春君、6番那須眞理子さんを指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
今定例会の会期は、本日から6月17日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月17日までの10日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法第235条の2の第3項の規定により、例月出納検査2月、3月、4月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。
次に、全国町村議会議長・副議長研修が5月30日に東京国際フォーラムで開催されました。翌日31日は、県関係の国会議員への要望書を提出しました。
研修の内容は、議席に配付のとおりです。
次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。
次に、今回受理しました請願は、議席に配付の請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。
次に、今回受理した陳情書は、配付のみとします。
これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第4、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申入れがあります。これを許します。  
後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和4年第2回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ロシア軍がウクライナに侵攻を始めて3か月が過ぎましたが、いまだ戦禍が続き、多くの犠牲者が出ていると伝えられております。また、このウクライナ侵攻により、世界経済及び国内の経済にも大きな影響が出ています。

熊本県町村会では、6月2日に県内全町村から人道的支援のための義援金を取りまとめまして、ウクライナ大使館を訪問し届けました。私も評議員として訪問に参加し、本町からは町予算の予備費から1世帯当たり100円程度として180万円と議員の皆様からの義援金、町職員からの募金を合わせて届けさせていただきました。議員の皆様方には、御協力に感謝申し上げます。一日も早く平和的な解決が図られることを願っております。

それでは、町の最近の状況について御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

3月6日にまん延防止等重点措置が解除されましたが、本町における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、3月が703人、4月が472人、5月が414人となっております。その後、6月6日には1月10日以来147日ぶりに感染者ゼロになるなど減少傾向にはありますが、引き続き町民の皆様へ基本的感染予防対策の周知を行い、感染拡大の防止に向けての対策を実施してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

本町の令和4年6月3日現在における12歳以上の接種状況であります。2回目の接種完了者は全体で3万3,126人、接種率にすると89.9%であります。

3回目の接種完了者は2万4,648人で、接種率は66.9%となっております。

4回目の接種は、接種目的が感染した場合の重症化予防であり、接種対象者は3回目接種が完了した60歳以上の人と18歳から59歳の人で基礎疾患を持っている人や重症化リスクが高いと医師が認める人で、接種間隔は3回目接種から5か月以上空けることとされております。

本町では7月から本格的な接種になりますが、2月までに3回目を接種した60歳以上の人には、既に接種券を送付しております。4回目接種についても、接種を希望される方がスムーズに接種できるよう対応してまいります。

次に、コロナ禍における原油価格、物価高騰対策についてであります。

まず、既に実施しております菊陽町燃油価格高騰緊急対策事業についてであります。

この事業は、燃油価格の高騰が農業経営に与えている影響に鑑み、燃油価格が一定の基準を超えた場合に購入費の一部を支援することで経営安定と継続的な農業振興を図るもので、これまでに39件、183万円の支援を行っております。

次に、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応として、国の地方創生臨時交付金を活用して実施予定の事業についてであります。

まず、プレミアム付振興券事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で影響を受けた事業者を対象に、これまで感染防止設備導入補助金、事業継続支援金、家賃支援金、各種相談会、プレミアム付食事券事業など多くの事業を実施しまして、事業所における感染拡大防止や地域経済の回復及び活性化を進めてまいりました。本年度においても、コロナ禍で回復が遅れている飲食業などの各種事業者支援と地域経済の活性化、そして家計の負担軽減を目的としまして、町内店舗で使用できる商品券と食事券を組み合わせたプレミアム付振興券の実施を予定しております。

具体的には、商品券と食事券の8,000円分を5,000円で販売するもので、プレミアム率60%となり、必要な予算については本議会の補正予算に計上させていただいております。

このプレミアム付振興券事業の実施により、コロナ禍からの回復や物価高の支援を進めてまいります。

次に、小・中学校の学校給食費補助金についてであります。

給食提供に係る食材価格等の高騰に対して補助を行うもので、適切な質、量の給食提供を維持するとともに、保護者の負担増を避けるために実施するものです。必要な予算については、本議会の補正予算に計上させていただいております。

次は、国の子育て世帯生活支援特別給付金についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり現金5万円の支給を行う当該事業は、申請不要の世帯については7月初旬の支給を目標に準備を進めているところです。

なお、当該事業は、本議会において補正予算を計上させていただいており、ひとり親世帯を除く低所得の子育て世帯の給付金の予算額は250世帯、児童数450人の2,250万円となっております。

次は、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてであります。

国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、令和4年度から新たに住民税が非課税となった世帯へ、1世帯当たり10万円の給付金をプッシュ型で支給することとされました。本町におきましても、今後の国からの通知に基づき準備を進めてまいります。

なお、本事業の関係予算は、早急に事業を実施するために本議会に補正予算を計上させていただいております。

次は、第二原水工業団地整備事業についてであります。

町で整備を進めてきた第二原水工業団地では、世界最大の半導体受託製造企業である台湾のTSMCとソニーグループ、デンソーの出資による新会社であるJASMの新工場建設が進められております。4月19日には、熊本県の蒲島知事の立会いの下、JASMの堀田社長と私でこの新工場の立地協定の締結をしたところであり、4月21日には建築工事に着手されており、既に現場においては基礎工事として多くのくい打ち機やクレーンが稼働しております。今後、来年末までの工場完成、令和6年末の生産開始に向けて急ピッチで工事が進められること

になります。

この工場建設は、国の経済安全保障に関わる重要な役割を担っており、さらに皆様も御承知のとおり、約1兆円という巨額な投資、また従業員が1,700人という大きな雇用があります。

先日、肥後銀行の笠原頭取が、工場建設に伴う直接的な経済効果は令和6年から2年間で約1兆8,000億円との試算を示され、県内各所より大きな期待が寄せられております。

投資による税収の増加、多くの従業員の皆様の日常生活における経済活動などは、菊陽町だけではなく熊本県全体の活性化につながるものと考えております。このJAS Mの立地については、関連する様々な取組を積極的に進め、住民の皆様の公共の福祉の増進や住みやすい住環境の整備など、その効果の最大化を図り、町のさらなる発展につなげてまいります。

また、現在熊本県に委託して進めております関連の下水道工事につきましては、工事区間を分けて発注を行い進めているところですが、早い区間は今月中に着手する予定であります。

工事実施に当たり交通規制等が伴うことから、町民の皆様へは町広報紙やホームページ等により工事の周知を行い、御理解と御協力をお願いしているところであります。

次は、菊陽空港線延伸道路についてであります。

菊陽空港線延伸の道路につきましては、本年3月に道路建設に必要となるのり面や道路排水施設等の幅を加えた道路幅に変更する都市計画決定の手続を完了し、4月には建物等補償調査、5月には不動産鑑定業務を発注するなど、積極的に事業を推進しております。

今後につきましては、早期の工事着手に向けて関係地権者へ御理解と御協力をいただきながら、熊本県としっかりと連携し、できる限り早期の開通を目指してまいります。

次は、本町における交通渋滞実態調査についてであります。

交通渋滞実態調査につきましては、本年1月28日と31日に調査を実施しました。調査の中で、区長、自治会長から御意見をいただきました道路の区画線再設置や舗装修繕等の安全対策につきましては、早期の完成に向けて取り組んでいるところであります。

今後は、調査結果を基礎資料として、地域の実情に対応した効果的な対策を国、県と連携し進めてまいります。

次は、菊陽第二土地区画整理事業についてであります。

平成7年の事業認可から約26年の期間を要した菊陽第二土地区画整理事業につきましては、3月22日に図書館ホールにおいて竣工式を開催しましたところ、議員の皆様をはじめ、関係各所から多数の御臨席をいただきました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

また、換地処分により地区内の土地、建物の地番等が変更されましたが、それに伴う法務局の登記簿書換え作業も4月末には完了したところであります。

次は、小学校の整備についてであります。

児童数の増加が著しい菊陽北小学校は、3月までに造成工事及び10教室分の校舎増築工事を終えました。今年度は、1,200食に対応できる給食室の新築工事を進めてまいります。

今後、教室不足が見込まれている武蔵ヶ丘北小学校は、3月までに運動場と校舎用地の拡張

工事を終わりました。今年度は、6教室分の校舎増築設計及び800食に対応できる給食室の新築設計を進めてまいります。

次は、菊陽杉並木公園拡張整備事業についてであります。

災害時の避難拠点として公園拡張整備を行っている本事業において、擁壁築造などの工事の入札が5月31日に終わり落札者が決定しました。工事請負契約の締結についての議案を本議会に追加議案として提出させていただく予定でありますので、よろしく願いいたします。

また、総合体育館新築工事につきましては、現在屋根工事を進めており計画どおり順調に進んでおります。町の防災力向上及び町民の健康増進につながる施設として、令和5年6月末の完成に向け、引き続き工事を進めてまいります。

最後に、乗合タクシーの見直しについてであります。

令和2年1月に巡回バス路線を再編し、利用の少ない路線の代替交通として導入しております乗合タクシーについて、利用者のさらなる利便性を確保するため、2時間置きに出発するよう時間変更と増便を行い、あわせて指定乗降場所を10か所増設するなどの見直しを行いました。

見直し後の運行については5月18日から開始しており、詳細については、広報きくよう5月号やホームページで周知しているところであります。

今後は巡回バスの見直しにも取り組み、利便性の高い公共交通体系を構築してまいります。

以上、最近の主なものについて報告いたしました。今後も町民の皆様と共に協働によるまちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出承認第2号から同意第3号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第5、町長提出承認第2号から同意第3号までの19件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、令和4年第2回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は19件ございます。内訳は、承認4件、報告5件、議案8件、同意2件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

最初は、承認であります。

3月議会後に急を要する案件について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第2号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、税条例等の一部を改正したもので、主な改正点は、土地に係る負担調整措置について、令和4年度に限り商業地等に係る固定資産税の課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするものであります。

承認第3号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正したもので、改正点は、国民健康保険税の課税限度額の引上げであります。

承認第4号は、令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第11号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に2億5,058万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を216億3,996万2,000円と決めました。

歳入の主なものは、地方消費税交付金を1億7,558万2,000円、繰入金を2億2,415万4,000円増額し、国庫支出金を2億5,784万9,000円減額しております。

歳出の主なものは、総務費を4億3,265万3,000円増額し、教育費を7,597万8,000円減額しております。

承認第5号は、令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額には変更はありませんが、歳出予算の事業費において委託料等を減額するとともに、一般会計繰出金を増額し、その他公債費を減額し、予備費を増額するものであります。

報告第1号は、菊陽北小学校造成工事(2)の請負契約の変更についての専決処分の報告であります。

令和3年第1回菊陽町議会臨時会において議決いただきました菊陽北小学校造成工事(2)の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものであります。

今回の契約金額の変更が、当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下でありましたので、令和4年3月18日に専決処分をしたものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第25号は、令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。新年度に入り間もないところですが、補正が必要なものが生じたのでお願いするものでありま

す。

内容は、歳入歳出予算の総額に8億569万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を178億2,698万9,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金を5億9,527万2,000円、諸収入を2億1,106万9,000円それぞれ増額するものであります。

歳出の主なものは、総務費を2億8,834万2,000円、民生費を1億3,314万円、商工費を3億3,411万8,000円それぞれ増額するものであります。

議案第26号は、菊陽町老人福祉センター屋根・外壁等改修工事請負契約の締結についてであります。

菊陽町老人福祉センターは、昭和62年に建設され建設後35年が経過し、屋根及び外壁に著しい劣化が生じております。

また、同センターは、災害発生時の指定福祉避難所となっておりますので、指定福祉避難所としての機能を確保するためにも屋根、外壁等の改修工事を行うものであります。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第27号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が帰属を受けました開発道路4路線を新たに町道として認定するものであります。

議案第28号は、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてであります。

内容は、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に山鹿市を加え、共同設置規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号は、熊本県市町村総合事務組規約の一部変更についてであります。

内容は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である小国町外一ヶ町公立病院組合が小国郷公立病院組合へと名称を変更したため、熊本県市町村総合事務組規約の一部を変更するものでございます。

なお、この議案につきましては、関係団体において同文での議会の議決を求めるものであります。

議案第30号は、菊池環境保全組合の解散についてであります。

内容は、令和5年3月31日をもって菊池環境保全組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により、関係団体において同文での議会の議決を求めるものでございます。

議案第31号は、菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分についてであります。

内容は、令和5年3月31日をもって解散する菊池環境保全組合の財産処分について、全ての財産及び権利義務を菊池広域連合が承継することについて、地方自治法第290条の規定によ



り、関係団体において同文での議会の議決を求めるものでございます。

議案第32号は、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更についてであります。

内容は、菊池広域連合と菊池環境保全組合の統合に伴い、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により、関係団体において同文での議会の議決を求めるものであります。

報告第2号は、令和3年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第212条第1項の規定により繰り越した令和3年度菊陽町一般会計予算の継続費について、同法施行令第145条第1項の規定により調製した繰越計算書を報告するものであります。繰り越しますのは1事業で、総額は21億600万円となります。

報告第3号は、令和3年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越しました令和3年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により調製した繰越計算書を報告するものであります。繰り越しますのは38事業で、総額は12億706万9,000円となります。

報告第4号は、令和3年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により繰り越した令和3年度菊陽町一般会計予算の事故繰越しについて、同法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書として報告するものであります。繰り越しますのは2事業で、総額は1億1,131万6,000円となります。

報告第5号は、令和3年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

内容は、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越した令和3年度菊陽町下水道事業会計の繰越額について、同条第3項の規定により報告するものであります。繰越額は17億4,987万2,000円であります。

同意第2号は、菊陽町監査委員の選任についてであります。

内容は、代表監査委員であります橋本輝也様の任期が本年6月16日をもって任期満了となりますので、引き続き橋本輝也様を監査委員として選任するものであり、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意第3号は、菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会委員の3名の委員のうち、竹田哲夫様の任期が令和3年12月18日をもって満了しております。改めて委員として竹田哲夫様を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の要旨についてのみ申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（上田茂政君） 日程第7、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（村上健司君） おはようございます。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

承認第2号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が去る令和4年3月31日に公布されたことに伴い、菊陽町税条例等の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書の交付等について、当該証明書に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等においては、総務省令で定める一定の措置を講じた上で交付等に供することができるとする改正。住宅借入金等特別税額控除について、居住要件を令和7年まで、控除期間を令和20年度まで延長する改正。土地に係る固定資産税の負担についての調整措置について、令和4年度に限り負担水準が60%未満の商業地等の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額とする改正であります。

そのほか、引用条項の整理、字句等を改めるものになります。

それでは、9枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明させていただきます。

右側が改正後になっております。

なお、改正には関係法令等の条項の追加に伴う項ずれなどもありますので、主なものについて御説明させていただきます。

申し訳ありません、4枚めくっていただき、新旧対照表の8ページを御覧ください。

8ページの下の方になりますけど、第73条の2、固定資産課税台帳の閲覧に関するものです。

昨年の民法等の一部改正により不動産登記法が改正されたことに伴い、地方税法第382条の2の固定資産課税台帳の閲覧の規定について、住所が明らかにされることにより人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、当該部分またはその写しを閲覧に供することが適当でないと認められる場合には、当該部分に総務省令で定める措置を講じたものまたはその写しを閲覧に供することができるのとただし書の条文が加わりました。

これは、町が台帳の閲覧に供する際にDV被害者等の住所が含まれている場合、当該住所に代わる事項の記載等が追加されることに伴う改正になります。

次のページの新旧対照表の9ページをお願いします。

同じく73条の3、固定資産課税台帳の証明書の交付に関するものです。

73条の2と同様、地方税法第382条の3にも同じ内容のただし書が加わりましたので、証明書等の交付の際にDV被害者等の住所が含まれている場合、当該住所に代わる事項等の記載が追加されることに伴う改正になります。

同じく、新旧対照表の9ページになります。

第7条の3の2、こちらは税条例附則になります。

附則第7条の3の2、住宅借入金等特別税額控除に関するものです。

住宅ローン控除においては、所得税から控除し切れない額を控除限度額の範囲内で個人住民税の所得割から控除する措置が取られております。今回の改正は、個人所得税における住宅ローン控除税制について4年間延長され、令和7年末までの入居者を対象とすることになったことに伴う改正になります。

2枚めくっていただきまして、13ページを御覧ください。

下のほうになりますけども、附則第12条、宅地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関するものです。

改正箇所は、1枚めくっていただき、14ページになります。

令和3年度は、令和3年度に限り、固定資産税の負担調整措置により課税標準額が増加する土地については、前年度の課税標準額に据置きするという措置が講じられておりました。本改正では、令和4年度に限りの措置として、負担水準が60%未満の商業地等の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に、令和4年度の評価額に原則5%のところを2.5%として計算した額を加算した額とする改正に伴うものです。

最初に戻っていただきまして、5枚めくっていただき、中段くらいになりますが、改正文の附則を御覧ください。

附則第1条、施行期日になります。

第1条において、この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するとしております。

第1号で列挙しております改正規定等につきましては、令和5年1月1日からの施行。第2号で列挙しております改正規定等につきましては、令和6年1月1日からの施行。第3号で列挙しております改正規定等につきましては、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日、令和6年4月1日からの施行としております。

また、1枚めくっていただき、附則の第2条、3条及び第4条は、納税証明書、町民税及び固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（上田茂政君） 日程第8、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（村上健司君） それでは、承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

承認第3号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

改正の理由は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が去る令和4年3月31日に公布されたことに伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、国民健康保険税の課税限度額の引上げであります。

それでは、4枚めくっていただきまして、参考資料の新旧対照表で御説明させていただきます。

右側が改正後になっております。

新旧対照表の1ページになります。

国民健康保険税条例の第2条は、国民健康保険の課税額についての規定になります。第2条第1項が略となっておりますが、第1項には、国民健康保険税の課税額は世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とするとされております。また、第2項、第3項、第4項において、それぞれの課税限度額が定められております。今回の改正は、この課税限度額の改正になります。

第2条第2項の改正は、基礎課税額の課税限度額を63万円から65万円に、第3項の改正は、

後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものです。

第23条は、課税限度額引上げに伴う所要の規定整備になります。

最初にお戻りいただきまして、2枚めくっていただき、改正文を御覧いただきたいと思いません。

附則第1項で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

また、附則第2項において、この条例による改正後の菊陽町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） お尋ねをいたします。

これは、今税務課長のほうが申されたとおり、限度額の増額ということで、言ってみれば増税なんですけれども、その増税ということを専決という手法で取ったということについて僕はいささか疑問を感ずるんですけれども、そのことについての見解をお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 税務課長。

○税務課長（村上健司君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、税務課のほうで行っております専決処分につきましては、国会における地方税法等を含む国会の審議のほうを毎年度ぎりぎりに行うことになっております。そういう関係もありまして、どうしても改正する時期というのが年度末になってきます。

また、地方税の場合4月1日からの賦課期日というのがありますので、どうしても3月中に専決処分をして新年度の賦課に合わせるということが必要になりますので、現状としましては、専決処分という対応を取りまして対応をしているところでございます。御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 事情は分かってます。年度末に国のほうが決めるので時間がないということもそうですけれども、税の関係ですので4月1日から税を徴収するわけでもございませんので、僕は時間的にはまだ十分あると思ってますし、そんなに急ぐのであれば臨時議会を開いて議会の承認を求めるというやり方をやったほうが僕はよかったと思います。

専決ということは、議会が否決したとしてももうこの事実は覆らないという制度でありますので、増税についてもう少し気をつけたほうがいいのか等の御判断はなかったのか、また再度お尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 税務課長。

○税務課長（村上健司君） 今、議員さんのおっしゃることも十分御理解しているところでありますけれども、条例、法についても不利益な分についての遡及といたしますか、そういうことが原則認められていないというところがありまして、増税に今回なるような限度額引上げのようなやつを、4月1日から賦課期日のものに対して4月1日以降に決定した場合に、その効力が4月1日まで遡れるかというようなことも検討しなきゃいけないようになります。賦課期日に条例の改正が間に合わないということになりますと、改正前の状況で賦課を一度皆様にした後、議会議決後に改正後の賦課をやり直すということになりますので、税務課としましては国のほうの整備指針と合わせて専決処分をさせていただきたいというふうに考えているところです。よろしくお願ひします。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第11号））

○議長（上田茂政君） 日程第9、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

承認第4号の専決処分の承認を求めることについては、令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

3月の定例会以降に確定しました各種交付金や国県支出金などの歳入及び緊急を要する歳出などについて調製し、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じお答えしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第11号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に2億5,058万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を216億3,996万2,000円と決めました。

第2条では繰越明許費の追加及び変更を第2表で、第3条では地方債の変更を第3表でそれぞれ定めています。

2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

7ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正です。1の追加で、9件の事業について繰越額の限度額を定め、2の変更で、3件の事業について限度額を変更するものです。

次のページを御覧ください。

第3表の地方債補正です。1の変更で、6件の事業について限度額を変更するものです。地方債の補正額は、合計で2,370万円減額となり、総額を26億7,160万円といたしました。

12ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明します。

令和3年度予算では新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し少なく見積もっていた費目が、実績で影響が少なかったことにより増額するものが、款の2地方譲与税、項の3航空機燃料譲与税、目の1航空機燃料譲与税で4,242万1,000円増額。

14ページをお開きください。

款の7地方消費税交付金、項の1地方消費税交付金、目の1地方消費税交付金で1億7,558万2,000円増額しています。

17ページをお開きください。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の6土木費国庫補助金は、節区分の6公園費補助金で、説明欄の社会資本整備総合交付金は、菊陽杉並木公園拡張整備事業に係る国庫補助金について、令和3年度実施分の事業費の一部が令和4年度に交付されることとなったため、2億1,776万円減額しています。

19ページをお開きください。

款の21繰入金、項の1特別会計繰入金、目の1特別会計繰入金は、節区分の1特別会計繰入金で、説明欄の工業団地造成事業特別会計繰入金は、第二原水工業団地の売却分を企業誘致環境整備基金の財源として繰り入れるもので、工業団地造成事業特別会計の実績により2億850万円増額しています。

20ページをお開きください。

款の21繰入金、項の2基金繰入金は、目の1財政調整基金繰入金から目の14平成28年熊本地震復興基金繰入金までについては、収入及び事業費の増減に伴いそれぞれ増減し、補正額の計としては1,565万4,000円の増額となります。

23ページからは3の歳出になります。

歳出は、補正額が0円の箇所がございますが、これは財源の入替えのみを行ったものでございます。

それでは、増減額の大きいものを中心に説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費、節区分の24積立金は、本補正における歳入予算の増加等の財源について、今後のインフラ等を含めた施設整備や学校施設等の整備を見据え、財政調整基金に1億円、公共施設整備基金に6,000万円、学校建設基金に1億円積み立てるものとしてそれぞれ計上しています。

また、説明欄の企業誘致環境整備基金積立金は、歳入でありました工業団地造成事業特別会計繰入金の2億850万円を増額しています。

27ページをお開きください。

款の3民生費、項の2児童福祉費、目の4保育園費は、節区分の19扶助費で、説明欄の施設型給付費は、実績により6,000万円増額しています。

次のページをお開きください。

款の3民生費、項の2児童福祉費、目の9新型コロナ対策事業費は、節区分の19扶助費で、説明欄の子育て世帯への臨時特別給付金は、実績により2,670万円減額しています。

33ページをお開きください。

款の8土木費、項の3都市計画費、目の2土地区画整理費は、節区分の12委託料で、説明欄の第二地区内業務委託料は、実績により2,015万6,000円減額しています。

38ページをお開きください。

款の10教育費、項の4幼稚園費、目の1私立幼稚園費は、節区分の19扶助費で、説明欄の私立幼稚園給付費は、実績により2,145万7,000円減額しています。

最後に、下のページを御覧ください。

款の14予備費は、歳入歳出予算調製のため1,533万7,000円増額し、予備費の計を6,989万9,000円としました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。
しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時1分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度菊陽町工業団地  
造成事業特別会計補正予算（第3号））

○議長（上田茂政君） 日程第10、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度  
菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） おはようございます。

承認第5号の専決処分の承認を求めることについての内容は、令和3年度菊陽町工業団地造成  
事業特別会計補正予算（第3号）についてとなります。

3月の定例会以降に確定した歳出などについて調製しまして、3月31日に地方自治法第  
179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告の上、  
承認を求めるものであります。

早速ですが、議案書の2枚ページをめくっていただき、令和3年度菊陽町工業団地造成事業  
特別会計補正予算（第3号）をお開きください。

内容は、第1条の歳出予算の補正で、既定の歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出内  
容の変更を行っております。

次のページの第1表歳出予算の補正であります、ここでの説明は省略させていただき、内  
容につきましては、補正予算に関する説明書で御説明させていただきます。

さらにめくっていただきまして、最終ページの5ページをお開きください。下のページとな  
ります。

2の歳出につきまして御説明申し上げます。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業費は、節区分12委託料、21補償、補  
填及び賠償金において支出額が確定したことにより、それぞれ減額しております。あわせて、  
その減額したほぼ同額を、27繰出金で一般会計繰出金として2億850万円計上しております。

3月議会で本特別会計の補正第2号の際にも御説明しましたとおり、第二原水工業団地の整

備に関して、事業を進める上で必要となった人件費や調査費用などの一部の経費は一般会計で支出しており、その一般会計で負担した経費についてもこの特別会計で土地代金として収入しています。そのため、その負担分を一般会計に繰出金として戻すことになります。

先ほど、財政課長の専決処分における一般会計補正予算での説明にもあったとおり、この繰出金は、その同額 2 億 850 万円を一般会計の繰入金で受け入れた上で、基金積立金としまして菊陽町企業誘致環境整備基金に積み立て、今後の企業誘致に関係する事業の財源となる予定です。その基金積立までの対応を令和 3 年度予算で行うため、本特別会計でも歳出額の確定を行い、繰出金等を補正の上、専決処分させていただいております。

続いて、款の 2 公債費、項の 1 公債費、目の 2 利子は、節区分 22 の償還金等で第二原水工業団地整備事業に要した経費の財源として借入れしておりました起債について、全額償還を行ったことにより利子額も確定したことから減額しております。

最後に、款の 3 予備費につきましては、本特別会計の一般会計繰出金と一般会計における基金積立金も含めた予算全体の調整のための増額を行い、計を 8,611 万 9,000 円としております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第 5 号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、承認第 5 号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 11 報告第 1 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽北小学校造成工事（2）））

○議長（上田茂政君） 日程第 11、報告第 1 号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽北小学校造成工事（2）））を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治君） おはようございます。

それでは、報告第 1 号専決処分の報告について説明いたします。

この報告は、令和3年第1回菊陽町議会臨時議会において議決いただきました菊陽北小学校造成工事(2)の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものであります。

今回の契約金額の変更が、当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下でありましたので、令和4年3月18日に専決処分をしたものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

初めに、専決処分の内容について説明いたします。

2枚目の専決処分書を御覧ください。

1、契約の目的、菊陽北小学校造成工事(2)。2、変更契約金額、1億1,347万3,684円。当初契約金額は1億1,550万円でしたので、202万6,316円の減額となります。3、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番地、株式会社坂本建設、代表取締役坂本俊正でございます。

次に、工事の変更内容について、主なものを説明させていただきます。

2枚めくっていただいて、参考資料の1ページ、A3判の図面をお開きください。

主な変更内容は、図面の右上に記載しております。黒字が当初、赤字が変更になります、また図面に赤色で着色表示した部分になります。

①土砂運搬距離。掘削残土の土砂運搬距離を見直したことによる減額でございます。当初設計では、確固たる捨て土場所の確保ができず、捨て土場所までの想定運搬距離を5.5キロメートルとしておりましたが、契約の相手方である坂本建設の土場が近くにありましたので、協議の上でそこに捨て土を行いました。土砂運搬距離を0.5キロメートルに見直したものでございます。このことによる変更金額は、約244万円の減額となっております。

また、本工事で搬出した土砂につきましては、本年度施工する菊陽北小学校放課後児童クラブの造成工事の盛土材として利用する計画でございます。

②1号ブロック積み擁壁。1号ブロック積み擁壁の基礎延長51.4メートルを当初設計ではマットレス基礎で計画しておりましたが、現場で行った支持力試験の結果、基礎延長26.5メートルについては擁壁の安定に必要な地盤の支持力が確認されましたので、碎石基礎へ見直したものでございます。

③3号ブロック積み擁壁。3号ブロック積み擁壁の基礎延長30.7メートルを当初設計ではコマ基礎で計画しておりましたが、現場で行った支持力試験の結果、擁壁の安定に必要な地盤の支持力が確認されましたので、基礎延長分全てを碎石基礎へ見直したものでございます。

④4号ブロック積み擁壁。4号ブロック積み擁壁の基礎延長3.25メートルにつきましても3号ブロック積み擁壁と同様に必要な地盤の支持力が確認されましたので、基礎延長分全てを碎石基礎へ見直したものでございます。ブロック積み擁壁工の基礎の見直しによる変更金額は、約284万円の減額となっております。

⑤土系舗装。当初設計では、新たに拡張する運動場西側の面積605平方メートルの整備を計

画しておりましたが、造成工事及び校舎建築工事に必要な工事用道路として使用した範囲が重機及び資材搬入車両などの通行によりわだち掘れを起し、表層材と基盤材の混合が発生したことから、運動場舗装801平方メートルの施工を追加し、1,406平方メートルに見直したものでございます。このことによる変更金額は、約363万円の増額となっております。

1枚めくっていただいて、参考資料の2ページ目をお開きください。

1号ブロック積み擁壁の図面になります。左上の平面図を御覧ください。

本年度建築を行う給食室の西側及び北側の擁壁になります。右上の断面図を御覧ください。

ブロック積み擁壁の基礎コンクリートの下面に黒色で表示している部分が、当初から計画していたマットレス基礎になります。赤色で表示のとおり、砕石基礎に見直しております。

下段の展開図を御覧ください。

基礎延長51.4メートルのうち、赤字のとおり26.5メートル分をマットレス基礎から砕石基礎に見直しております。

1枚めくっていただいて、参考資料の3ページ目をお開きください。

3号ブロック積み及び4号ブロック積み擁壁の図面になります。左上の平面図を御覧ください。

増築校舎への通路と運動場及び階段周りの擁壁になります。

右上の断面図を御覧ください。

ブロック積み擁壁の基礎コンクリートの下面に黒色で表示している部分が、当初から計画していたコマ基礎になります。赤色で表示のとおり、砕石基礎に見直しております。

下段の展開図を御覧ください。

3号ブロック積み及び4号ブロック積みともに、赤字のとおり基礎延長全てをコマ基礎から砕石基礎に見直しております。

そのほか、工事の実施数量が確認できるものにつきましては、受注者と協議の上で数量などを見直し、設計図書の変更を行っております。

これらのことから、請負金額を変更する必要があり、契約の変更を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽北小学校造成工事(2)））の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 報告第2号 令和3年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第12、報告第2号令和3年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、報告第2号令和3年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について御説明いたします。

令和2年度に設定した菊陽杉並木公園拡張整備事業の継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、5月31日までに継続費繰越計算書を調製しましたので報告するものです。

1枚めくっていただきますと、繰越費繰越計算書がございます。項目の中で、残額とあります欄が令和3年度現年予算及び通次繰越予算で執行していない額になります。翌年度通次繰越額とあります欄が令和4年度に繰り越した額で、その右側に財源内訳を記載しております。

令和4年度に繰り越しました事業は菊陽杉並木公園拡張整備事業で、国の補正予算により前倒しで採択されたことなどにより令和3年度中の残額を翌年度へ繰り越すものです。令和4年度への繰越額は、翌年度通次繰越額の21億600万円となり、その財源は国庫支出金が事業費の2分の1の10億5,300万円で、地方債が9億2,300万円、そのほかは総合スポーツ施設整備基金の繰入金で2,700万円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号令和3年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第3号 令和3年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第13、報告第3号令和3年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 報告第3号令和3年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

令和3年度一般会計予算の中で議決いただいた地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越計算書を調製しましたので報告するものです。

1枚めくっていただきますと、繰越明許費繰越計算書がございます。項目の中で、金額とあります欄が予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄の翌年度繰越額が実際に令和4年度に繰り越した額になり、その右の欄が翌年度繰越額に対する財源内訳となります。

それでは、翌年度繰越額が大きい事業を御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

まず、3行目の款の2総務費、項の1総務管理費の公用車駐車場整備事業は、菊陽町役場北側に公用車車庫及び駐車場を整備するもので、繰越額は1億8,650万円になります。

一番下の行の款の3民生費、項の1社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業は、地域密着型小規模多機能型居宅介護事業所の整備に対する補助で、繰越額は4,115万1,000円になります。

次のページをお開きください。

1行目の款の3民生費、項の1社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付する事業で、繰越額は1億7,691万4,000円になります。

2行目の款の3民生費、項の2児童福祉費の放課後児童クラブ施設整備事業は、菊陽北小学校の放課後児童クラブ施設の整備事業で、繰越額は1億8,197万2,000円になります。

4行目の款の3民生費、項の2児童福祉費の保育士等处遇改善臨時特例事業は、保育士等の賃金の引上げのため補助するもので、繰越額は3,273万4,000円になります。

下から2行目の款の6農林水産業費、項の1農業費の担い手確保・経営強化支援事業は、農業用機械等の購入に対する補助で、繰越額は3,000万円になります。

次のページを御覧ください。

1行目の款の6農林水産業費、項の1農業費の土地改良事業は、新町井手及び南方井手の改修費用などで、繰越額は7,962万9,000円になります。

下から3行目の款の8土木費、項の2道路橋梁費の光の森駅前横断歩道橋整備事業は、光の森駅前横断歩道橋の工事費等で、繰越額は6,700万円になります。

一番下の行の款の8土木費、項の2道路橋梁費の菊陽空港線延伸道路等整備事業は、菊陽空港線延伸道路の調査委託費等で、繰越額は4,100万円になります。

次のページをお開きください。

下から2行目の款の8土木費、項の3都市計画費の菊陽杉並木公園拡張整備事業は、菊陽杉並木公園拡張部分の整備工事費等で、繰越額は1億6,940万円になります。

全ての事業38事業を合計しますと、翌年度繰越額は12億706万9,000円になります。

なお、財源内訳は、記載のとおり、既収入特定財源が10万円、未収入特定財源の国県支出金が4億9,372万5,000円、地方債が4億2,810万円、その他は基金の繰入金などで1,745万円、一般財源は2億6,769万4,000円になります。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 事業6の農林水産業費で、農業費の葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業についてですが、これは葉たばこを廃作された五、六軒、7軒ぐらいへの補助金対策事業と思いますが、これは本年度に事業は完了するのですかね。その辺の状況をお知らせください。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） この事業につきましては、御承知のありましたとおり、たばこの廃作に伴う他耕作への転換に伴う補助金でございます。場合によっては、春エンジンの資材等あるいは里芋等の機械、そういった部分に転換されます。当然、繰越事業でございますので、今年度中には完了させるというところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） これは、対象が6軒だったんですか、7軒。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） すみません、記憶してまのが6軒だというふうに、1軒辞退されましたので6軒だったというふうに記憶しております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それじゃあ、これで導入される機械等があると思いますが、それは御希望どおり100%というか、全て希望どおり通ったということによろしいんですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） ほぼほぼ要望どおりでございます。ただ、要件にそぐわない要件が1件あったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号令和3年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 報告第4号 令和3年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第14、報告第4号令和3年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 報告第4号令和3年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について御説明いたします。

令和2年度一般会計予算繰越明許費のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により関係者協議が遅延したことなどにより年度内の完了ができなかった2件の事業について、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による事故繰越しとし、5月31日までに繰越額を調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により準用する同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものです。

1枚めくっていただきますと、事故繰越し繰越計算書がございます。項目の中で、支出負担行為額とあります欄が令和3年度内に支出負担行為をした額で、翌年度繰越額とあります欄が令和3年度内に支出が終わらなかったものとして令和4年度に繰り越した額になります。

それでは、繰り越しました事業について御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

款の8土木費、項の2道路橋梁費の光の森駅前横断歩道橋整備事業は、光の森駅前横断歩道橋整備の工事費で、繰越額は6,096万2,000円になります。

款の8土木費、項の2道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業（改築）は、原水踏切拡幅の補償費で、繰越額は5,035万4,000円になります。

2事業を合計しますと翌年度繰越額は1億1,131万6,000円になり、財源の内訳は、国県支出金が5,320万3,000円、地方債が5,720万円、一般財源が91万3,000円になります。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号令和3年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 報告第5号 令和3年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第15、報告第5号令和3年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） こんにちは。

報告第5号令和3年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

令和3年度の予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費に係る予算を翌年度に繰り越して使用するもので、同条第3項の規定により議会に

報告するものでございます。

次のページの繰越計算書をお開きください。

繰り越しましたのは、款の1資本的支出、項の1建設改良費、事業名は未普及対策事業、以下10事業であります。

次のページで、建設改良費の合計は、予算計上額19億2,508万円のうち、翌年度繰越額17億4,987万2,000円であります。この財源といたしましては、国県支出金等で国庫補助金が8億3,579万5,000円、企業債が8億3,760万円、損益勘定留保資金が7,647万7,000円としております。

計算書の1ページに戻っていただき、繰り越しました主な理由につきましては、汚水事業では、県に委託しております第二原水工業団地に係る堀川第4汚水幹線築造工事で、早急な整備が必要であるため補正予算等により対応しましたが、事業規模が大きく発注から工事完了まで期間を要することから、予算計上額16億3,085万1,000円のうち16億2,215万1,596円を繰り越したものであります。

また、雨水事業では、向陽台、花立地区の浸水対策としまして、町道及び県道熊本大津線にボックスカルバートや雨水側溝を整備しておりますが、他事業との調整や関係機関との協議に時間を要したことから、年度内の竣工が困難となりました。

次のページの改築、更新事業では、堀川第1汚水幹線管更生工事において、工事区間に汚水を流さないようにした上で実施する必要があり、その仮設管の施工に期間を要したことによる繰越しやストックマネジメント計画に基づく老朽管のテレビカメラ調査で、国の経済対策である令和3年度第1次補正予算により本年度に予定していた委託を前倒して3月補正として計上したため、その予算を未契約繰越ししたものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号令和3年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する調査特別委員会の報告

○議長（上田茂政君） 日程第16、県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する調査特別委員会の報告の件を議題とします。

本件につきましては令和4年3月定例会において設置し、県道4車線化をめぐる佐藤竜巳議員の行為に対する調査を行ってきたものです。

このたび特別委員会の報告が提出されました。本件について、特別委員会の報告を求めます。

委員長甲斐榮治君。

○調査特別委員長（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する調査特別委員会の委員長の甲斐であります。

ただいまから答申した事項について御説明を申し上げます。

なお、本委員会は秘密会でしたので、本議会の開会をもってその秘密会を解くというふうなことにいたしましたので、議員の皆さんに資料をお届けしたのは、先ほどの休み時間ということになりました。御了承いただきたいと思っております。

それでは、報告に入りますが、3月17日に調査特別委員会を立ち上げました。それから約2か月半の間に委員会を7回開催、それから県議会議員への訪問聴取を2回行いました。短期間の中で8人の委員の皆さんや議会事務局には大変頑張ってもらったと思っております。感謝を申し上げます。

今後の展開のこともありますので、当委員会の性格についてまず申し上げておきたいと思っております。

当委員会の性格は強制力を持たない調査機関であり、事情聴取の対象者も虚偽を述べれば偽証罪に問われる証人ではなくて、意見を述べる参考人という形を取らざるを得ませんでした。このことをまず指摘しておきたいと思っております。

当委員会の目的と運営方針は、次のとおり確認をいたしております。

まず、目的については、本件を議会の責任において調査し、事実をできる限り確定をさせるが1点です。第2点目、事情聴取対象者に公的弁明の場と機会を保障する、これが第2点目です。第3点目、これらの活動を通じて行政に携わる者の倫理を正していく。これらが目的でございます。

運営の方針としては、できる限り短期間に委員会を集中して行う、それから委員会は基本的に秘密会とするということを決めました。この秘密会の理由は、本来は議会が持っている会議は全て公開すべきもの、町民の財産というべきものでありますけれども、なぜ秘密会にしたかと申しますと、一つはプライバシーの保護の観点です。それからもう一つは、意思形成途上の委員会運営を円滑に行うため。2番目に申し上げたことは、途中でいろんなことが入りますと委員会の運営の意思決定をゆがめる可能性もありますので、秘密会にしたほうがよかろうということで秘密会に設定をいたしました。

では、具体的な中身に入ります。

まず、表紙を開けてもらいますと委員会の経過がございます。これは皆さんにも今あらかた申し上げましたので、御覧いただきたいというふうに思います。

それから、もう一枚めくっていただきますと、県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する調査結果の答申についてという文書がございます。上記の件について、下記のとおり

答申しますと議長に対する答申をいたしました。

記の下に幾つか文章が何行かありますが、本件に関する今後のこともありますので、これは一番最後に触れたいと思います。

委員会を構成した議員は、そこに書いてあるとおり8名です。皆さんから議決されたとおりの議員です。それから、議会の事務局長が記録者として中に入っております。

それから、事情聴取の対象者は、そこにありますように佐藤竜巳菊陽町議会議員、それから後藤三雄菊陽町長、坂田孝志熊本県議会議員、中村亮彦熊本県議会議員、それから皆さんにお渡しした文書には名前も書いておりますけれども、民間の方でありますので、ここで私が申し上げるときにはN社のN会長というふうに申し上げたいと思いますので、その点は御了解をお願いします。以上5名に対する事情聴取でございました。

次に入ります。

事情聴取についての要点をまとめると、以下のとおりである。証言が違っている部分については、アンダーラインを施してございます。

①佐藤町議が坂田県議及び中村県議を訪問したことは事実である。これは確認しました。

②第1回目に佐藤町議が誰と共に坂田県議を訪問したかについては、証言が一致しておりません。佐藤町議は、自分と農業をしている友人と答えていらっしゃいます。名前は言えないということです。それから、N会長は、坂田県議を訪問したかどうか記憶にないという御返答でした。それから、坂田県議は、来た人々について私の有力な支援者のAさん、これは名前は分かっておりますがここには書いておりません、そのAさんと佐藤町議とN会長の合計3人であったと。これは坂田県議の答えです。

③第1回目のアポイント取得者も確定はできておりません。佐藤町議は、農業をしている親友、名前は言えないという答えでした。坂田県議は、アポイントを取ったのは私の有力な支援者のAさんであると。

それから、④訪問の期日については答えに差異があります。佐藤町議は、記憶していないとおっしゃいました。後で調べて報告をするという返答でした。4月27日の段階で私に対して、やはり分からないという報告が佐藤議員からありました。坂田県議は、その訪問の期日については令和3年12月6日月曜頃と記憶していると。この期日はしっかり覚えておいていただきたいと思います。

⑤訪問の目的や会談の内容については、証言に違いがあります。佐藤町議は、県道4車線化に対する県の考え方を聞いた、提案はしなかった。県議からの具体的な応答はなく雑談をしたと。それから坂田県議。県道4車線化に関する要望があったが、まずは地元選出の県議に陳情をするべきだと助言をしたと、こういうことでした。

⑥です。陳情したときの立場及び行為の正当性を尋ねましたが、佐藤町議は次のとおり答えられました。個人の思いで出かけた。町民の声を届ける正当な議員活動だと思う。

⑦番目、第2回目に坂田県議を県議支援者A及び佐藤町議と後藤町長が訪問したことについて

ては、証言は一致している。

⑧アポイント取得者については違いがあります。佐藤町議は、農業をしている親友とおっしゃいました。後藤町長は、私も事前に電話したと思うが、佐藤町議が先だと言うというお答えでした。坂田県議は、私の支援者のAさんからアポイントが入ったと。強力な支援者なので応じざるを得なかったというコメントがついております。

訪問の時期についての証言には差異があります。佐藤町議は、記憶していないので調べて後で報告するとおっしゃいました。先ほど申し上げましたように、4月27日に私に調べたけれど分からない、町長に問い合わせたがまだ返事がない。これは、いつ行ったか町長は記録してらっしゃると思うので町長に問い合わせ、教えてくれというふうに佐藤町議が町長におっしゃったと、こういう意味なんです、まだ返事がないという報告が私にありました。その後、佐藤町議からの報告は私にはありません。それから、後藤町長は、訪問日について令和3年12月24日金曜日の午前中とはっきり答えていらっしゃいます。佐藤町議から訪問日がいつだったかとの問合せはあったが、そのときは分からなかったと答えなかった。後日メモが確認できたので、最近佐藤町議に連絡はしたと。坂田県議は、訪問日について令和3年12月24日金曜日と記憶しているという答えでした。この期日もしっかり覚えておいていただきたい。

訪問の目的や会話の内容は大きく食い違っております。佐藤町議は、年始の挨拶のために行ったと、こうおっしゃいました。4車線化は表に出さなかったと。町長には町長の考えがあったのだろう、町長から聞いてくれ。提案や願いはしなかった、雑談のみだったと、こういうことでした。後藤町長は、県道4車線化を要望した。資料は用意しなかった、佐藤町議は資料を出したかもしれないが覚えていない。坂田県議からは、県議会のルールとしてまずは地元県議が発言していかなければならない。中村県議から地元の要望として上がってくれば協力できる、そういう答えがあったと。これは町長の証言です。それから、坂田県議は、県道4車線化に対する要望が主に後藤町長からありましたと、こういうことでした。

陳情の相手になぜ坂田議員を選んだかについては、以下のとおりの回答でした。

佐藤町議。誰にでも挨拶はしておいたほうがいい。首長や関係方に理解してほしいという思いがあった。後藤町長の証言です。12月17日に県土地改良連合会の全国表彰か何かのお祝いの席で坂田県議と立ち話をした。TSMC進出に関する課題の話になり、県道4車線化の話になった。佐藤町議からも話を聞いたと言われた。後日、佐藤町議から誘いがあって、よいタイミングだと思った。行政上の陳情や要望は行政のトップとして大切な役目であり、タイミングを逃したくなかったので誘いに応じた。

12番目です。後藤町長を誰が誘ったかについては、佐藤町議で証言は一致しております。

13番目、誰の車で八代へ行ったかについては、佐藤町議の運転で佐藤町議の車で行ったで一一致しております。

14番目、後藤町長は、佐藤町議が以前に坂田県議と話をしているのは知っていたが、佐藤町議が直接訪ねていたことまでは確認していなかった。話の内容も深くは知らないと言明をされ

ております。

⑮後藤町長は、佐藤町議が業者を伴って行ったことは月刊ポリシーの記事で知ったと証言されました。なお、この業者というのは、本町の指名業者でもあり大津菊陽水道企業団の指名業者でもあります。そのことも頭に置いといていただきたい。

次、16番目です。佐藤町議との同行が適切だったか否かという問いに対しては、後藤町長は、議会と行政が一緒になって要望していかなければならないと思っている。緊急を要する案件なので、議会にも協力いただきたい。議会を軽視しているわけではない。町長として必要だと思ったので行った。公用か私用かと問われるならば、公用だと答えられました。

17番目、4車線化の要望をなぜ大津植木線だけにしたのかとの問いに、後藤町長は、菊池南部総合交通研究会の要望としては県道大津植木線と県道大津西合志線と合わせた要望になるが、菊陽町長としての立場だったので、県道大津植木線のみのお話をしたというふうに証言をされております。

18番目、佐藤町議がN会長を伴って中村県議を訪ねたことは確認できております。

19番目、訪問の時期については証言に差異があります。佐藤町議は、分からないので後で調べて報告をすると、これは前に申し上げたとおりです。中村県議は、令和3年12月16日木曜日午前11時30分から30分程度訪問を受けたと。N会長は、よく分からないというふうに答えていらっしゃいます。

20番目、アポイント取得者についての証言は以下のとおりである。

佐藤町議。N会長に頼んだ。N会長。私が佐藤町議を誘ったので。中村県議。事務所に電話がかかってきたので受け入れた。誰から電話がかかってきたかは不明。

訪問の目的、提案等会談の内容については、以下のとおり若干の違いがあります。佐藤町議。令和3年12月の全協だったか町長から議会に対する協力要請があり、個人としてそれを認識し、交通渋滞解消のため大津植木線、大津西合志線の4車線化を陳情した。文書は私が作り地図は友人が作った。この2つの資料のコピーは、委員会が取得して保管してあります。

陳情をした区間がどうだったかについては、自分には記憶はないと。県議は、4車線化については数十年かかると答えられた。N会長。TSMCに関連しての交通渋滞解消、県道4車線化実現のために陳情した。仕事のためではない。

あと一枚です。

中村県議。TSMC進出に関連しての交通渋滞解消のために県道4車線化の早期実現の陳情を受けた。あわせて、地域の宅地開発や規制緩和に関する要望もあった。文書と地図を受け取った。町民を代表してと言うなら、正副議長が来るべきだ。正副議長が来れば、県に紹介できる。議員1人から陳情をされても県への働きかけはできないと答えた。

中村県議とN会長のやり取りについては、証言が食い違っております。

佐藤町議は、県議とN会長の会話については記憶にないと。N会長。先ほど、仕事のためではないというふうに答えた。これは括弧書きになってますが。それから、中村県議。なぜ来た

かという私からの問いかけに、N会長は、工事関係で仕事があればしたいので同行したと答えた。

中村県議を訪問したことの妥当性について、佐藤町議は、議会と協議はしていないが町民の声を代表して議員の立場で行動した。議員として当然の行為と思っている。今後も活動を継続すると述べた。

24番、佐藤町議とN会長との関係についての証言は以下のとおりです。

まず、佐藤町議の証言。現在まで20年近い親友である。議員でなかった期間、N会長の会社の顧問を務めた。報酬はなく、会社運営のアドバイスに当たった。社会保険と厚生年金には令和1年4月から議員になるまでの間加入した。N会長。長年の友人だと。令和1年4月から現在も佐藤町議は我が社の社員である。1年更新だが、給料、社保、厚生年金も継続している。

25番目。佐藤町議とN会長とのゴルフプレーについての証言は以下のとおりでした。

佐藤町議。数回やった。費用はそれぞれが負担した。N会長。ゴルフには行ったが、接待したことはない。費用はそれぞれが負担した。

26番目、佐藤町議がN会長をあっせんしたかについての証言は、以下のとおりであった。

佐藤町議。団体関係や個人に紹介したことはある。自治体にはない。N会長。あっせんはない。

27、2021年暮れの会食についての証言は、以下のとおりでした。

佐藤町議。せんだいで渡辺町議と佐藤町議が会食をした。渡辺町議とN会長が知り合いだったので、後でN会長を呼んだ。費用はそれぞれが支払った。N会長。渡辺町議とは知り合いだったので最初から3人で会食する予定だったが、自分は用事ができて遅れた。

これが、我々が参考人の方からお聞きした内容の概略でございます。

現段階では、先ほど申し上げましたように、当委員会としてはこの内容の評価はいたしません。現段階では、皆さんが聞かれてどうお思いになるかと、その1点で終わりであります。

それで、一番最後になりますが、先ほど一番最後に申し上げると申し上げた答申書の本文みたいなものになりますが、記のところです。

調査の結果、明確に虚偽と分かる証言が複数ありました。また、参考人の証言で確認できた事実があった一方、証言が食い違い確認できなかった事柄が数多く存在します。未確認の事柄については、議会として事実を確定させる責任があると考えます。しかしながら、参考人からの事情聴取という本調査特別委員会の性格上、何らかの強制力を伴わない限り現到達点以上の追及は不可能であります。よって、本委員会としては、当初予定した参考人からの事情聴取を一回り終えた現時点で結果を整理し、議長に答申の上、善後処置を講じていただくことを決定いたしました。よろしく御査収をお願いします。

これが議長に答申をした内容であります。先ほど申し上げましたように、今後については、これは各議員の皆さんの判断であろうし、あるいはお聞きになった町民の方の判断であろうというふうに思います。本委員会としては、この報告をもって解散をいたします。

以上、報告でございます。

あと、質疑については議席でお答えをしたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する調査特別委員会の調査を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日は散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時9分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和4年6月9日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和4年第2回菊陽町議会6月定例会)

令和4年6月9日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 廣瀬英二君 | 2番 | 矢野厚子君 |
| 3番 | 大久保輝君 | 4番 | 阪本俊浩君 |
| 5番 | 西本友春君 | 6番 | 那須真理子君 |
| 7番 | 佐々木理美子君 | 8番 | 中岡敏博君 |
| 9番 | 北山正樹君 | 10番 | 布田悟君 |
| 11番 | 坂本秀則君 | 12番 | 渡邊裕之君 |
| 13番 | 佐藤竜巳君 | 14番 | 甲斐榮治君 |
| 15番 | 岩下和高君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君 | 18番 | 上田茂政君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 川端慎一君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------|-------|-----------------|-------|
| 町 長 | 後藤三雄君 | 副 町 長 | 吉野邦宏君 |
| 教 育 長 | 上川幸俊君 | 教 育 部 長 | 芹川博文君 |
| 総 務 部 長 | 板楠健次君 | 福祉生活部長兼
福祉課長 | 矢野信哉君 |
| 保険衛生部長兼
健康・保険課長 | 東桂一郎君 | 経済部長兼農政課長 | 山川和徳君 |
| 土木部長兼
都市計画課長 | 井芹渡君 | 総 務 課 長 | 梅原浩司君 |
| 危機管理防災課長 | 鍋島二郎君 | 総合政策課長 | 吉本雅和君 |
| 子育て支援課長 | 和田征君 | 介護保険課長 | 渡辺博和君 |
| 商工振興課長 | 今村太郎君 | 建 設 課 長 | 矢野博則君 |
| 学 務 課 長 | 平征一郎君 | 施設整備課長 | 荒牧栄治君 |
| 図 書 館 長 | 相馬仙助君 | | |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

福島知雄君。

○17番（福島知雄君） おはようございます。議席番号17番の福島知雄でございます。

今日は、傍聴者の皆さん方におかれましては、お忙しい中、傍聴に御来場いただきありがとうございました。

ところで、関東甲信地方が6日の日に梅雨入りをしました。九州地方より梅雨入りが早いのは珍しいということでありまして、九州地方は梅雨入りの平年並みが6月4日ということでもありますので、本年は少し梅雨入りが遅くなっているということでございますけれども、そろそろ梅雨入りの予測もされておるところでございます。また、梅雨入り早々大雨も予想をされておりますので、あってはなりませんけれども、災害には十分備えていく必要があるというふうに思うところでございます。

さて、今日は、3月に行われました令和4年第1回定例会において、町長が示されました施政方針について質問をしてみたいです。

今日は多くの傍聴者の方がお見えです。また、テレビカメラも入っているようでありますので、答弁に対しては、回りくどい変化球の答弁じゃなくてストレートな答弁を執行部には求めるところでございます。

あとは、質問席にて質問してみたいです。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 最初に、均衡ある効果的な土地利用についてということですが、均衡ある効果的な土地利用を進めていくために、市街化調整区域内の用途の見直しや低未利用地の活用、集落内開発制度などの適切な運用に取り組んでいくというふうにあります。

低未利用地とは、空き地、空き家、あるいは耕作放棄地等であろうかと思っておりますけれども、そのような低未利用地を今後どのように活用していくのか、またそれはどの地域に多く存在しているのか、これについて質問をいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、私が先にこの土地利用に関する考え方を述べまして、その後担当のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

まず、福島議員、この質問の内容につきましては、非常に造詣の深い土地利用に関する御質

間であります。そういった中で、行政のトップを預かる者として、この土地利用についての考えといたしますか、それを述べたいと思います。

従来から、政治あるいは行政の要諦として、治山治水と土地利用はまず筆頭に挙げられてまいりました。すなわち、植林などをして山を治め、水量を整えて河川を整備し、災害を防ぎ、運輸の便をよくする治山治水という施策によって、高度な土地利用が進み、人の生活の向上が可能になったという歴史があります。このようなことから、治山治水と土地利用は政治、行政の要諦と言われてきたところであります。

しかし、現在の土地利用に関する法体系を見てみますと、都市計画法とそれから農振法、いわゆる農業振興地域の整備に関する法律の構造は、都市部の都市生活、都市活動の確保と農村部の農業振興地域の保全形成という都市と農村の住み分け構造になっております。これは、行政の実務の場面では都市計画による線引き、開発許可がありまして、農振法のほうでは農用地区域の決定、農地転用の許可となって出てきておりまして、都市部と農村部の土地利用の目標間の調整が自治体としては求められているのが現状であると考えております。

以上のようなことから、都市部と農村部の土地利用の目標間の調整がありますけれども、一方では、熊本地震から教訓を得た災害に強い土地利用、それから熊本都市計画区域近隣の阿蘇郡市や上益城郡などの生活行動圏域の広域化にも対応した土地利用も考えなければならぬと思っております。それに、企業の経済活動に対応した土地利用、さらには高齢者の生活の安全が確保できる土地利用、そういうものを強力に進めていかなければならぬと考えているところです。

いずれの土地につきましても、土地の権利を持っておられる地権者と国土の関係することなので、町としてできることは非常に厳しいところはありますけれども、町としてできることは現在も全て実施していきたいといったところで進めているところであります。

この後は、土木部長のほうから答弁させます。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） おはようございます。

まず、低未利用地について御説明させていただきます。

菊陽町第6期総合計画、菊陽町都市計画マスタープランで用いる低未利用地という用語は、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域において、本来想定する宅地としての利用がなされていない土地を意味しております。具体的には、市街化区域内の田、畑、山林などが該当し、上津久礼、下津久礼の北側に広がる斜面緑地などが含まれております。

参考までに、本町の市街化区域589ヘクタールにおける低未利用地の面積及び占める割合は、平成29年度に実施しました都市計画基礎調査において、面積が59ヘクタール、割合が約10%となっておりますが、現在実施中の基礎調査の速報値では面積が約43ヘクタール、割合が約7.4%となっており、この5年間で約16ヘクタールの宅地化が進んだこととなります。

次に、今後どのように活用していくかについてお答えいたします。

都市計画制度では、市街化区域を優先的に整備することが土地利用の基本とされております。新たな市街化区域の拡大を計画している本町においては、低未利用地の中で宅地化を進めることが適当でない区域については区域区分の見直しを含め、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 分かりました。

国土交通省の調べですけれども、2021年4月から5月にかけて実施された、2020年7月から12月までの間に交付された低未利用地等の譲渡に対する確認が2,060件となっております。そのうち、譲渡前の低未利用地の状態は空き地が最も多く58%、空き家が25%、耕作放棄地が9%という結果でありました。空き地、空き家のまま長期間にわたって放置されている土地、建物が、地方を中心に非常に多く存在しているというところがございます。

低未利用地の適切な利用管理を促進するための特別控除、いわゆる特例措置を活用するためには、低未利用地を譲渡したい人と、それを購入して活用したい人のいわゆるマッチングが必要になってくるわけでありまして。国土交通省の支援を受けて展開しているのが、本町も活用をされていると思いますが、いわゆる空き家、空き地バンクであろうかと思っております。全国の利用状況を見ますと、譲渡後に利用されたのは、住宅が57%、その他が18%、事業利用が14%でありました。

今後、空き家の軒数は、来年、23年が全国で1,293万戸、6年後の2028年が1,608万戸、11年後の2033年が1,955万戸とされておりまして、増加傾向をたどることが予想されております。空き家を放置した場合に懸念されるのが、放火や倒壊といったリスクのほか、犯罪者や野生動物のすみかになったり、あるいは不法投棄のたまり場になったりすることも指摘されております。

低未利用地の適切な利用管理を促進するための特別控除が適用されるのが、本年12月31日までであろうかと思っております。その特別控除が延長されるかどうかはまだ決定していませんが、特別控除が適用外になればさらに空き地、空き家が増加するのではないかとというふうに懸念されているところであります。特別控除が適用外になった場合、本町独自の施策は考えられるのか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 空き家バンクにつきましては、本来私のほうの担当ではございませんけれども、先ほど申し上げました低未利用地、これは市街化区域内においての未利用地でございます。先ほども述べましたけれども、今うちで43ヘクタールの低未利用地がありまして、そのうち約20ヘクタールが先ほど申し上げました斜面緑地でございます。残りについては23ヘクタールありますけれども、本町においてはほとんどの区域が土地区画整理事業をやっている区域でございます。市街化区域内での空き家というのはそんなに見当たらない

というふうに私のほうでは考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この空き家といいますか、これはもう集落内開発制度の中で見てみますと、確かに菊陽町の中にも空き家はありますけども、本町の場合は市街化調整区域の中で集落内開発制度を使って、その建築物等も開発できるところが、そういうのが非常に進んでいるような状況であります。

ただ、県内の市町村あたりを見ると、非常に人口が減少して、高齢化の進んでいるようなところについては非常に深刻な問題だということは、他の町村長からもよく話が来ますけども、やはり本町にも市街化調整区域の中では空き家のほうも出てくるようなところもありますので、その辺はまた空き家バンクといいますか、そちらのほうできちんと整理しながら、取り組めるところについてはまたいろんな声もかかってくるかと思えます。そういうところに対応していきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 市街化区域内で空き家が見られないということは、菊陽町は非常に今土地取引等が活発化しておりまして、そういった影響もあるかと思えます。TSMCの進出が決定しましてからのその以降、非常に需要が高まっております。そういった相乗効果もあるんじゃないかというふうに思われるところでございます。

それでは、次の集落内開発制度などの適切な運用とはどのようなことかということですが、これについてはどうですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） お答えいたします。

集落内開発制度は、市街化を抑制する市街化調整区域内の地域コミュニティの維持を目的に創設された制度で、熊本県が条例で指定する区域において県の開発許可を受けることで、戸建て住宅や店舗面積500平方メートル以内の日用品販売店舗など、一定の建築物の建築が可能となるものです。この制度が従来の制度と異なるのは、集落の出身者であることなど人に関わる要件が取り除かれ、要件を満たせば誰でも許可を受けられるようになった点です。

熊本都市計画区域では、平成20年度に条例による区域指定が行われ、県による開発許可の運用が開始されたところです。参考までに申し上げますと、運用開始から令和3年度末までの14年間で、戸建て住宅が1,225棟、日用品小売店舗、コンビニ等が5棟建築されております。

この集落内開発制度は、あくまで市街化調整区域の土地利用に関する制度であり、市街化区域や地区計画による土地利用を補完するという位置づけでございます。そのため、市街化を促進する共同住宅や大型店舗などは制度の目的に即していないため、許可の対象となっております。

そこで、合志市、益城町、嘉島町及び本町で構成します市街化調整区域活性化連絡協議会

で、スーパーやドラッグストアなどの一定の生活便利施設を許容できるよう、制度の改定について県に対して要望を行ったところでございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） ぜひ、その制度の改定ができるよう、今後も強力に働きかけをしていただきたいというふうに願うところです。

ところで、集落内開発制度区域または下水道処理区域内で、公共下水道が様々な要因で事業しづらい区域があります。そういうところをどのように解決していくのかということですが、主な要因は、逆勾配により汚水が自然流下できない、それでポンプアップする必要があるということで、個人でその費用を負担するにはランニングコストもかかることであり、負担が大き過ぎるということでございます。

区域内で格差があるのは、住民の平等性において問題であります。よって、その対策を示してもらいたい。いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 私のほうからお答えいたします。

下水道処理区域につきましては、集落内開発制度の区域は全部公共の下水道処理区域になっております。下水道処理区域の区域の中では、下水道に関しましてはあくまでも下水道で処理をなさいたいというような決まりでございまして、それに関しては公共下水道の管理者である菊陽町が責任を持って処理をするということになっておりますので、間違いなく町のほうで処理することだというふうに認識しております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 区域内で町が責任を持って処理するというのであれば、現在もそういった逆勾配により利用しづらい地域があるんですけども、そういうところは今後どのような方針でいくつもりですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） すいません、具体的なところは、また別の場所でお話を聞かせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 具体的なその場所はいいんですが、そういった区域があれば今後どのように対処していくかということを知りたいんですけども。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 先ほども申し上げましたように、下水道処理区域内の処理は町が責任を持って行うべきでありますので、先ほど福島議員が申された平等性、公平性、これ大事なことだというふうに認識しておりますので、町が責任を持って対処したいというふう

に考えております。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） その辺は町が責任を持って処理するというのでここで公言されましたんで、それされるかと思いますが、そういった地区の下水道を区域内に指定し、また下水道管を布設してから結構年数がたつてると思うんですよ。それを今まで放置してきた何か原因はあるんですか。どういう状況で現在まで放置していたかということです。

これは、本来的に言えば下水道課の答弁になるんじゃないですか、どうですか。都市計画部長でいいんですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） すいません、ちょっと通告の中で下水道についてということが出されておられませんので、本日下水道課長はここにおりません。それで、私のほうでお答えさせていただきますけれども、すいません、もう一度よろしいですか。年数が経過していたと。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 下水道処理区域内で下水本管が布設されたと、町道の中に。それから結構年数がたつて区域もあるんですよ。そういった区域で逆勾配によって接続がしづらい。それはさっき言いましたように、個人でその費用を持つのは負担が大き過ぎるということで。その年数が結構たってますよね。今まで放置していた原因は何かということなの。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 下水道につきましては、この整備については普及率は県内でも菊陽はトップになっておりますけれども、本町の場合は議員が言われたように集落内開発制度等が出てきて、現在の下水管で受入は非常に難しいようなところも出てきておるといふことでもありますので、集落内開発制度が出てきたときにはその辺の受皿としての下水道がどうかということも十分配慮しながら、ある一定期間こっちの事務ができるまで待ってもらおうというのは、そういうこともやっぱり考えないと、進むのにやって下水道の受入れができないという問題でありますので。

それと、下水道のほうでは、長寿命化計画を立てながら、これも一度にはできませんので計画的に進めていくということで取り組んでおりますので、特にいろんな逆流するようなところがあればそれも緊急的な対応ということで。当然、下水道課のほうにはそういう話というか、非常に困るとるといふようなことが上がるとかと思っておりますので、その辺はどうやったらできるかというようなところも十分検討させながら、迷惑のかからないような対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君に申し上げます。

下水道関係は通告外でしょ。

（17番福島知雄君「いいですか。いや、これは集落内開発制度の中

での問題ですから」の声あり)

じゃあ、もう少し詳しく詳細に書いてないと、今日は下水道課も入っとらんし。正常化してください。

福島知雄君。

○17番(福島知雄君) これは集落内開発制度を聞いてるわけだから、当然その辺は関係する部署の課長も出席するべきと私は思います、想定したところで。質問の要旨を細かく一から十まで質問要旨をしなくちゃいけないわけですか。こういった中で十分考えられる部分があるわけでしょ。集落内制度、じゃあこれについて上水道、下水道、いろんな問題はあります。そういうところで、関係するところで当然想定をするべきだと思いますけども、今は議長から指摘もありましたんで、この質問についてはこれで終わります。

今後、町が責任を持って早めの対応、対処をしていただくよう提言をいたします。

それでは、次の市街化区域が絶対的に不足している状態で、市街化調整区域の用途見直しはどのように進めていくかということでございます。

先ほども言いましたけども、集落内開発制度は様々な規制があり、都市計画を構想するに当たり非常に使い勝手が悪い部分もあります。さらには、集落内開発制度指定区域も次第に少なくなっているわけでありまして、集落内開発区域の拡張の必要性も町長は認識されているというふうに思いますけども、また本町発展のためには、さらには市街化区域拡張の見直しも待たないで必要になってくるんじゃないかというふうに思います。

T SMCの進出で、菊陽町は全国で有名になりました。令和4年度中には操業、出荷予定になっておりますが、御承知のとおり、実に1,700名の従業員が見込まれている状況下で、本町としてはその方々にいかに菊陽町に定住していただくかが課題であります。受入れ対策を急ぐべきというふうに思いますけども。

そこで、次の質問になりますが、さっき言いました市街化調整区域が絶対的に不足している状況で、市街化調整区域の見直しはどうかということですが、市街化区域の拡張を早急に進めていく必要があるんですが、町長はこの辺のところはどのように認識されてますか。

○議長(上田茂政君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) この市街化区域、市街化調整区域の見直しは、正式には区域区分の見直しということで、熊本県のほうからおおむね10年ごとに行うこととされておまして、前回の定期的な見直しは平成27年5月に実施されております。

市街化調整区域から市街化区域への編入の基本的な考え方として、まず将来の都市計画区域の人口を予測し、必要な市街化区域の面積を算出した上で、その面積の範囲で編入する具体的なエリアを決定していくということになります。

また、本町の属するいわゆる熊本都市計画区域は、広域の都市計画区域でありますので、市街化区域編入に当たっては菊陽町の意向だけではなくて、構成市町であります熊本市、合志市、益城町、嘉島町との調整が必要になります。

本町では、令和3年3月に策定しております菊陽町都市計画マスタープランにおきまして、当面人口の増加が続いて、それがそのまま行けば令和22年、2040年には人口が今4万4,000人程度でありますので、5万人に達すると見込んでおりますけれども、TSMCの進出によりまして、人口の増加がさらに加速をすることが予想されますので、移住・定住の受皿として原水駅周辺の市街化区域への編入を令和7年度に予定されております次回の定期見直しに向けて、これはいろいろ予算等の関係でも出してくておりますので議員も御存じのとおりであるかと思っておりますけれども、次回の見直しに向けて協議を重ねているところであります。

また、工業系の新たな土地需要につきましては、農地法などのクリアすべき課題もありますけれども、現行の市街化調整区域における工場系の地区計画制度を活用することで対応が可能になるというふうに考えているところであります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 町長の方針、考えがよく分かりました。

それでは、次の都市基盤整備の推進について質問をしたいと思います。

道路は、地域の発展を支える基本となるものであり、今後も計画に沿って整備を進めていくとあります。道路は、地域の血管になるわけですが、その血管をどのように張り巡らせるかによって将来的にその地域は大きく変わってまいります。

菊陽空港線延伸道路整備については、計画が具体的になり、積極的に事業が推進されていきますので、ここでは取り上げませんが、あとは一日も早い完成が望まれるところです。ほかに、町長が目玉とされていると思われる施策が幾つかあります。時間の関係上、2件について質問をいたします。

まず、杉並木公園線延伸道路整備についてですけれども、杉並木公園線延伸道路整備については、令和4年度に予備設計の業務を予定されており、ルート決定を行い、道路整備を進めていくとなっております。

この件については賛成ですけれども、そこで事業費についてですけれども、ルート、施工方法、用途交渉等様々な要因を含みますので、現時点では明確な答弁は難しいかと思えます。しかしながら、事業を計画する上では概算事業費ぐらいは見込んであるのではないかというふうに思いますが、それを示してもらいたいということです。

さらに、杉並木公園線延伸道路を町の発展にどのようにつなげていくのか。工程計画、総事業費、今言いました町の発展にどのようにつなげていくのか、この3点について質問いたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 具体的な内容につきましては、担当のほうと、また私のほうからも答えますが、この道路の整備ということについて考え方をまず述べさせていただきたいと思えます。

道路の整備というのは、社会基盤の整備ということで、本当に大事なことだというふうに捉

えておりまして、一般的には道路は人や車をスムーズに移動させるための施設として整備を進めてきたところであります。このようなことから、道路整備に当たりましては、快適な住環境の創出や優良農用地の確保、そして町のにぎわいや安全な住民生活、さらには災害時における防災空間などの創出ということも視野に入れた、言わば道路に求められる機能の高度化、多様化に対応して道路整備は重要であると認識しているところであります。

また、議員が言われましたように、道路は血管という最大限の表現をされましたけども、全くこれにつきまして私も同様な認識を持っておりまして、この血管である菊陽町の道路の整備に当たっては、生活道路の整備とそれから経済道路の整備ということで考えているところであります。

今一番課題になっております交通渋滞を解消し、安全な子どもたちの通学のための生活道路を整備するとともに、菊陽空港線の延伸、県道大津植木線の4車線化、そして中九州横断道路との連結という経済道路の整備の取組も強化しなければならないと考えているところであります。

そのためには、近隣の市町村や関係団体との調整を重ね、また共同して、国や県、政党、関係団体に協力を求める活動を強力にすることによって、この今の流れ、よき流れを続けていきたいというふうに考えているところであります。

それでは、まず1番目の質問のほうについては、担当課長のほうから答えをさせます。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

（17番福島知雄君「議長」の声あり）

はい。

○17番（福島知雄君） 時間の都合がありますので、端的に短い答弁をお願いします。

○建設課長（矢野博則君） おはようございます。

町長に引き続き、御質問にお答えいたします。

町道杉並木公園線延伸事業につきましては、セミコンテクノパーク及びその周辺道路で発生しております朝夕の慢性的な渋滞を緩和するため、現在県と進めています都市計画道路菊陽空港線の整備に合わせて、さらなる渋滞緩和のため、現在の町道杉並木公園線から都市計画道路菊陽空港線を経由して町道南方大人足線まで、延長約2.5キロメートルで計画をしております。

令和4年度施政方針で町長が申されましたとおり、今年度、道路のルートなどを決定する予備設計業務を計画しており、5月に委託業者も決まり、取組を進めているところでございます。この予備設計では、将来交通量の推計等を行い、道路のルート並びに道路幅などの規格を検討いたします。

御質問の工程をどのように計画するかにつきましては、現在進めております都市計画道路菊陽空港線や今年度予備設計を進めております町道南方大人足線の関連事業の進捗を勘案した工程計画となるよう事業を進めてまいります。

また、総事業費につきましては、現時点では概算で10億円程度を見込んでおります。

なお、今年度の予備設計において、道路のルート並びに道路の規格等が決まりましたら予備設計時点での総事業費を算定し、より実施に近い総事業費をつかんでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） ちょっと時間が足りないようですので、今から質問します件に関しては、前段はいいですから結果だけ答弁してください。

この地域の沿線道路沿いに住宅ゾーンを設けるといふ計画もあったかと思えますけども、そこは今聞いても分からないでしょうから、これもやめときます。

次の下原堀川線延伸道路整備の質問になります。

下原堀川線延伸については、過去2度ほど質問しておりまして、昨年12月も質問をしております。後藤町長が初陣のときに、その年の鉄砲小路の総会の来賓挨拶の中で、下原堀川線延伸を約束されたというふうに記憶しておりますけども、私の勘違いでなければそうだと思います。実にあれから16年、生まれた子どもが、もう高校に入っているわけですよ。

交通渋滞を少しでも緩和するためには、下原堀川線は最も効果的で重要であると考えます。一部合志市になりますが、合志市と連携し、早期実現を目指すことが必要であります。もちろん、車のはけ口である県道大津植木線、県道大津西合志線の4車線化、あるいは6車線化は欠かせないものであります。そこんところは、菊池南部総合交通研究会で、国、県へ強力で働きかけをしてもらうとして、下原堀川線延伸事業に先に取り組むべきであるというふうに思いますけども、一、二分で答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、第6期の総合計画前期計画、それから都市計画マスタープランにも掲げておりますけども、本町の北部の産業拠点へのアクセス性の向上、それから慢性的な交通渋滞の緩和に向け取り組んでいくこととしておりますが、これは12月の一般質問で福島議員からもありましたように、今も言われましたように、県道大津植木線、それから大津西合志線の4車線化の実現というのが非常に重要だと考えているところであります。

菊陽空港線の延伸を、まずその前に取り組み始めたところでありますので、そちらを進めておりますけども、下原堀川線につきましては、現時点でも東部と西部を結ぶ大事な道路としての機能を持っておりますので、上のほうの4車線化ができないまま開けるとさらに渋滞があるということで、順序としては菊陽空港線を進めて、そして県道大津植木線それから大津西合志線の4車線化の実現のところを県のほうで着手していただくということを先に取り付けたいというふうに思っておりますので、そちらのほうを先に考えているところであります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 分かりました。

下原堀川線延伸工事は、県道大津植木線、西合志線と併用しながら進めていってもらいた

い。鉄砲小路あたりの農家の方も非常に困っておられます。道路を横断するにしても横断できないと、農耕車両を通行するにしても非常に通行しづらい部分があるということでございますので、ぜひよろしくお願いするところでございます。

それでは、議長、3番目の商工業の振興については時間の関係上割愛させていただきます。よろしいですか。

○議長（上田茂政君） はい、よろしいですよ。

○17番（福島知雄君） それでは、質問事項の4番目に入ります。

恐らく皆の方が来ていらっしゃるの、この4番目の質問があるからだろうというふうに思いますが、政策実現に向けて町長の今後の取組についてですけれども、令和4年度施政方針で、町長は様々な施策を述べられております。町長の今期の任期は約4か月であるわけですが、その期間内で実現できる施策、できない施策が当然あります。実現できない施策については、さらに4年間施策実現のために5期目を目指されるのか、それとも後進に委ねられるのか。

あと4年間執権を執れば、その間、総合体育館の落成、菊陽空港線延伸道路整備も完了するでしょう。最も注目されているJASMは、令和4年には操業、出荷開始になります。また、計画として、原水駅前の開発、杉並木公園線の先ほど言いました延伸、その周辺の開発計画、さらには三里木駅、原水駅間の中間駅、菊陽空港アクセス鉄道など、結構大型な構想がめじろ押しであるわけですが、政治家であれば、このような大型プロジェクトを在任中に完成または方向性を示したいというのもまた当然であろうかというふうに思います。

町長選挙の日程が御承知のとおりははっきりしました。9月27日告示、10月2日投票日となっております。あと約4か月ですので、後藤町長におかれましては、そろそろ進退を決心する時期であろうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問にお答えをいたします。

議員は、行政施策の実現、非実現の判定の時期について、毎年度の予算編成に合わせて立案する施政方針との関連において述べておられますけれども、私、いわゆる行政に携わる者として、行政施策の実現、達成程度というものは、総合計画に照らし合わせて判定をしております。

現在の第6期の総合計画は、計画期間が前期が令和3年度から令和7年度の5年間、後期が令和8年度から同じく5年間となっております。このことは、福島議員も総合計画策定審議会の委員のメンバーになられて、この計画策定に関わってこられましたので十分御存じかと思いますが、そういう中で、行政の施策の実現、非実現あるいは達成の程度を判定するのは、首長の任期の期間だけではなくて総合計画の計画期間を基準期間として判定することになります。そのために、いろいろ施策の達成度、進捗状況を検証するということにしているところでもあります。

今言われましたように、先日、菊陽町選挙管理委員会のほうが、任期に伴う町長選挙の日程等を決定、発表をされました。

議員の質問は、この町長選挙に私が立候補するかどうかの質問ですけども、過去、町長の任期満了選挙のときに選挙日程が決まらないうちから立候補するという表明をしたこともありました。しかしながら、今の町の行政施策の実現状況を見てみますと、今言われましたT S M C、そしてソニーグループ、デンソーの共同出資によるJ A S Mの立地をはじめとして、多くの行政分野で直面している課題を整理、解決し、近い将来に発生するであろう問題を予測して、あらかじめ対策を構築するというような業務に専念しなければならない時期であると認識をしているところであります。

そして、今までに経験したことのないコロナ禍後の対策が求められておまして、また半導体産業の再生という国家戦略がこの菊陽町において実施される、それも半導体のT S M Cという世界的な製造業という立地になるという形から、投資額が約1兆円、そして1,700人の雇用、そういう大きな波が今菊陽町のほうに來ているところであります。

そういうところから、現在は、このよき流れをずっと続けるためには、立候補するのকাশないのかというようなことに、そちらのほうに準備をするというような心を奪われることなく、喫緊の解決すべき課題対応や近い将来に必要なあらかじめの対策の構築という業務に専念する時期であると今考えているところであります。

立候補するのকাশないのかという決断は、申しあげました業務に専念していく中で、その延長線上で決断するときは決断するところで、いま少し時間を私としてはそここのところをしっかりと、任期は10月12日までありますけども、その期間もやらなければなりません、どうするかということも決断すべき時期が來ると思いますので、今はとにかく喫緊の課題の対応とかT S M Cの対応あたりのことをきちんと専念するような状況にあるということを申しあげておきます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 町長の言われることはよく分かります。業務に専念するのは、任期中は当然のことです。ただ、これは後藤町長本人が決められることですから、我々からは強制できませんけども、残り約4か月ということを考えたときに非常に今町民の皆さんの注目も集まっているんですよ。新人の方が3名、手を挙げてらっしゃいます。その中で現職はどうするのかという話を毎日のように聞きます。そろそろ、町民、有権者に対してそういった態度表明もする時期であるというふうに私は思ってますけども、今の町長の答弁を聞きますと、まだ業務に専念して、現時点ではそういった時期ではないというふうな答弁だったかなと思いますけども、私はせっかくもし辞めるんならと思って慰労の言葉を用意しとったんですよ。それは必要なくなりましたが、どうですか。

後藤町長が言われたのはよく分かります。今話されたのはよく分かります。ただ、やっぱしもうあと残り4か月ですから、そろそろ出るなら出る、勇退するなら勇退するというところで表

明できないですかね。もう一度聞きます。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 繰り返しになりますけども、今の喫緊の課題対応や近い将来発生する問題の対応をするためのあらかじめの対策を講じるというような日々の業務に専念しながら、その延長線上でって、そう長くはありません。あとがそんなにありませんので、そういうところをきちんと自分の納得いく形ということで決めていきたいと思っておりますので、今日の答弁についてはそういう内容で御理解いただきたいと思えます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 後藤町長のその気持ちを尊重したいと思いますけども、そう長くはないということでもあります。業務に専念するという事は、これは切りがないわけですよ。あと約4か月で町長任期が来たと、じゃあこれで終わりかというところでもないし、さっき言われましたように計画に沿って行政は運営しているわけですから、どこで区切りがつくかってなかなか区切りがつかない、それは十分承知しております。できるだけ早く、町長、町長の耳にも入ってるかと思えますけども、町民の皆さんは非常に興味を持ってらるんですよ。ですから、このように今日傍聴者の方も多かったのかなと思えますけども、3人の方も立候補されてますし、そういった方も非常に興味を持っていらっしゃるだろうかと思えます、町長の進退を。できるだけ早い決心をしていただくということで、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時53分

再開 午前11時4分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 皆様おはようございます。議席番号2番矢野厚子です。

本日はお忙しい中、朝からおいでいただきありがとうございます。

コロナはまだまだ終息しませんが、ある程度の落ち着きを見せ、いろんな活動も動きを見せ始めました。菊陽町においては、TSMCの進出もあり、よその市や町に比べて、より活発になっています。そのために起こる変化や見直しをしっかりと考える時期だと思えます。

今回、幾つか質問をしたいと思えますが、質問は質問席で行いますので、よろしく願います。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 今後のさんさん公園の全体的な整備計画についてお尋ねします。

1番のさんさん公園の管理棟は、平成10年6月に完成、約25年経過していますが、施設の老

朽化などに伴う不具合は発生していないか。発生しているとすれば、どう対処するのか。本当に総合体育館が来年完成して、周辺の環境としてさんさん公園があり、体育館利用後の休憩や散歩の場所として利用される可能性も高いと思います。季節により花も楽しめたり、一息ついてお茶を飲むには最適な場所です。

以前、ベンチや記念碑が汚れたり、腐れたり、破損したりしていて、修理を口頭で依頼したことがあります。さんさん公園の管理棟は、先ほども申したように約25年経過していますが、老朽化に伴う不具合は発生していないかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 菊陽杉並木公園、愛称さんさん公園は、平成10年6月に供用開始された公園で、豊後街道菊陽杉並木沿線に位置し、町の顔となる総合公園であります。また、町の防災計画では、一時避難場所、福祉避難場所に位置づけられており、防災機能を有する総合体育館の建設が進むなど、様々な機能を有しております。

御質問の菊陽杉並木公園管理センターは、公園と同じく平成10年6月にオープンした鉄骨造り平家建ての公園管理施設で、床面積は594平米となっております。町では、現在町内にある全ての公園を対象に、公園施設の長寿命化を図るため、公園施設長寿命化計画の策定作業を進めており、令和3年度には公園施設の健全度調査を実施したところであります。調査は、施設の外部、内部、床、屋根、天井など全体を見るものですが、全体を通して年数の経過による劣化は見られるものの、健全との結果となっております。しかし、経年劣化による傷むものも出てきており、近年では、換気設備、園内放送設備、消防設備、ベンチ等、その都度傷んだ箇所の子品の交換や修繕を行ってきたところです。

公園施設長寿命化計画を策定する目的は、効果的な補修を行うことで施設の寿命を延ばすとともに、適切な時期に計画的に改修や更新ができるよう費用負担を平準化することになります。今年度策定を予定している公園施設長寿命化計画に基づき、菊陽杉並木公園を含めた公園施設の適切な管理に努めてまいります。

また、菊陽杉並木公園周辺は、既存の総合交流ターミナル「さんふれあ」、図書館に加え、防災機能を有する総合体育館の建設が進むなど、拠点としての位置づけが高まっているエリアでございます。菊陽杉並木公園の重要性は今後ますます大きくなると考えられ、計画的に改修、整備を進めることで、これからも多くの町民の皆様が安全で安心して利用していただける公園にしていきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 長寿命計画に基づいて維持管理してるというお答えだったんですけど、先日も久しぶりに公園内を歩いてみますと、パーゴラの腐食があったり、トイレの入り口のさびやベンチの傷みなど数か所、何らかの手入れが必要な箇所を見つけました。あそこの管理棟で業務をされている方がそれをチェックするのかどうかは分からないんですけども、あそこの職

員との関係はというふうになっているのかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 職員は、作業員が4名、施設の長が1人おりまして、それともう一人、事務を行っていただいている方がおられまして、会計年度職員さんでございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 作業員の方が4人いらっしゃるということでしたけども、その方たちの作業は公園の草取りとかですか。どういう作業。ちょっとした傷みなんかを修理するとかそういうことではないんですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 基本的には除草作業でございますが、今おっしゃったような、ちょっとした修繕とかということもやっております。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） では、本当になかなかチェックができていいのかいないのかという、その責任がどうのこうのということもここで言うていいのかどうかもあるんですけども、長寿命計画の中で、いろんな管理計画はされていると思います。おととい、議員の棚に、このように菊陽町公共施設総合管理計画というのが入れてあって、これをつくっているのは財政課ですかね。この中で、いろんなことがうたってあります。

いろんな破損というのは、それこそ計画的に壊れていくのではなくて災害とかで突然壊れていたりするものもあります。先ほども、ちょっとした傷は直すということがありましたけれども、見落とすということがあるので、私が以前、飛行機の整備の職場にいたことがあります。そこでは、命に関わるので、部品の管理が見かけ上どうもなくとも、使用時間で交換したりとか、いろいろデータを取って安全づくりをしておりました。町のいろんな公園だけではなくて少しずつの予算で対応するためにも、大きな傷を見つける前に少しずつ手当てをしていくことが長寿命の計画に沿っていくのではないかと考えております。

今後も人口の増加に伴い、町の施設の新築、増築工事がますます増えていくと思われま。それに加えて、経年劣化の補修工事も増えていきます。T SMC関連で税金の徴収はかなり増えると思いますが、それに伴って交通量が増加し、道路の傷みや下水管の傷みなど、想定されることはたくさんあると思いますので、今できることを少しずつ取り組んでいただきたいと思います。

管理棟のことはここで終わります。

すいません。次の2番の管理棟のところに行かせていただきます。

管理棟のロビーに喫茶コーナーがあり、厨房機器も設置されていますが、どのような目的で設置され活用されているかということで、この間ロビーに行きますと、喫茶コーナーがあり、厨房機器もちゃんとしたものがありますが、古過ぎて、当時その設備に幾らかかったという

ことは答えられないかもしれませんが、今までこの厨房設備は活用されているかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 菊陽杉並木公園管理センターのロビーは、訪問者を迎え、休憩等ができる共用スペースとしての機能に加え、屋久島町から寄贈された樹齢約2,000年の屋久杉根株の展示に代表されるように、展示スペース、学習、教育の場としての機能も備えています。また、現在はコロナウイルス感染症の影響を受けて利用が減っていますが、多目的スペースとして、一般の方への貸出しも行っているスペースであります。

御質問の喫茶コーナーは、このようなロビーの位置づけから、訪問者をお出迎えする際や様々な研修の際に飲物等の提供を行えるよう設置されたもので、現在もイベントの際などには活用されております。ふだんは、多目的スペースとして多くの方に利用していただきながら、本町らしい活用方法としましては、やはり菊陽杉並木公園の名称にもなっております杉を通した屋久島町との交流、本年3月には屋久杉地杉内の植樹祭を行っておりますが、平成6年の姉妹都市盟約以来続く友好を深める交流の場として活用していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） お客様をお出迎えする場所ということなんですけど、厨房設備の活用はどうされるつもりですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 先ほどもお答えしましたけれども、イベントの際には厨房施設も使わせていただいております。議員も御承知かと思うんですけれども、各町民センターにおきましては調理室がございますが、さんさん公園におきましてはそういった施設がございます。そういうところで、あの施設はそのまま残しておきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 私も以前喫茶店を経営していたことがありますので、厨房機器というのは、衛生や安全のために機器業者の保守点検が定期的に必要だと思いますけれども、その辺はちゃんとされているのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 保守点検につきましては私のほうでも調べておりませんので、お答えできません。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 保守点検がされてなければ、ちょっと衛生上、あと安全に問題があるのではないかと思います、イベントのときにはどういう使われ方をしているのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） ただいまの保守点検につきましては、一度持ち帰りまして、しっかりと対応したいと考えております。

以上でよろしいでしょうか。

（2番矢野厚子君「はい」の声あり）

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 公園というのは、季節の花を楽しんだり、ウォーキングしたり、町民にとっては利用しやすい楽しい場所です。体育館の完成に伴い、利用者の増加も予想されます。先日も公園の中にテントを張って家族で遊んでる姿も見ました。できるなら、前向きに喫茶コーナーの安全の点検もした上でオープンを提案します。

運営については、期間限定で今後自分の店を持ちたい人の足がかりとなる場所として、または障がい者の自立作業訓練の場として貸し出し、多少なりとも収益を生む体制が必要ではないかと考えますが、町としてはいかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 今のところ、貸出しについては考えておりません。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 先ほども申したように、多少なりとも収益を生む体制というのを貸し出すことによって考えていくのも一つではないかと思っ、この公園の部分は終わらせていただきます。

続きまして、図書館と周辺環境について行きます。

図書館の飲食については、現在はホワイエ以外ではできませんが、スペースが狭く、踊りや歌の発表会など1日かかる行事の場合は、出演者は食事はかなり苦勞しています。何か改善する考えはあるでしょうか。

○議長（上田茂政君） 図書館長。

○図書館長（相馬仙助君） お答えいたします。

図書館施設内の飲食スペースにつきましては、通常時は自動販売機を設置しているくつろぎコーナー及びその奥の光庭並びにホール利用者にはホワイエ及び楽屋を御利用いただいております。しかし、2年を超えるコロナ禍の中、飲食スペースにつきましては、令和2年3月から光庭を閉鎖し、ホールにおきましては、令和2年6月から最大使用可能人数を半数に減らし、使用申請を受け付けております。

このような状況でありますので、図書館の利用者には、長時間の滞在を御遠慮いただくこと、ホールの利用者には、昼食を必要とする場合は感染症対策に特に配慮していただくことなどをお願いし、皆様に御協力いただいております。

飲食スペースの再開につきましては、新型コロナの感染状況を踏まえつつ、適切に判断したいと考えています。

御質問にもありますとおり、飲食スペースには限りがありますので、屋外やすぐ近くの「さ

んふれあ」などを御利用いただいている利用者も見受けられます。改善の考えはないかということですが、総合体育館の建設や新駅設置要望の動向などにより、図書館周辺の環境の変化も予想されますので、状況を見ながら図書館の改修について今後検討していく必要があると考えています。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 比較するには申し訳ないかもしれませんが、県立劇場や市民会館にはレストランが併設されています。隣の大津の文化ホールも周辺にレストランや食堂があります。菊陽町には「さんふれあ」がありますが、徒歩で行くにはかなり距離があります。踊りや歌の発表会を楽しまれるのは、御存じと思いますが高齢者の方が多くいます。往復するのが大変で、食事を我慢される方もいます。

今回、図書館の駐車場が増築されました。現在の図書館に隣接した駐車場のスペースに、図書館の増築を含めた飲食スペースの確保が必要と考えます。

第1駐車場の利用者は、何もイベントがないときには十分に余裕があるように見られます。ホールでのイベントがあると、第2、第3駐車場が利用され、ホールの入場者には第2、第3の駐車場利用が案内されます。

今、菊陽町の地価は上昇傾向にあります。図書館の敷地の有効活用として飲食スペースの確保の提案をしますが、町はどのように考えられますか。

○議長（上田茂政君） 図書館長。

○図書館長（相馬仙助君） お答えいたします。

飲食スペースにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、図書館の改修、既存の建物の改築、もしくは議員おっしゃられましたとおり、新たに増築するというのをさせておきまして、今後特に周辺の環境の変化が予想されますので、今現在では見えない部分が多々ございます。そういった状況、変化していく状況を見ながら、今後検討していく必要があるという具合に考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 先ほども見せましたこの公共施設総合管理計画の中には、図書館の部分で、令和9年度以降に大規模改修を予定していますというふうに書かれています。今は令和4年で、5年というのはあつという間ですよ。確実に9年にされるということではないかと思いますが、やはりその辺も今から少しずつ考えていくべきじゃないかと思って、ここの提案は終わります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） では続きまして、図書館のすぐ近くに新駅建設案が示されていますが、駅の利用者をどのように想定しているのかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

新駅の設置予定場所の南側は、菊陽第二土地区画整理事業により高層マンションや大型商業施設などの立地が相次ぎ、周辺の人口は大幅に増加していることから、平日の通学や通勤のほか、休日の利用が見込まれます。また、北側には、図書館、杉並木公園、総合交流ターミナル「さんふれあ」などの公共施設が集積しており、現在総合体育館も建設中です。これらの施設の利用者をはじめ、夏祭りやすぎなみフェスタのほかスポーツ大会などのイベントの実施により、多くの人々が新駅を利用することが期待できます。

このほかにも、総合計画をはじめ、町の主要な計画に掲げている図書館東側一帯の市街地整備の構想が実現すれば新たなにぎわいが創出され、そこにお住まいになられる方たちの利用も予想されます。

なお、公共交通の利便性が向上することで、周辺地域の渋滞緩和にもつながると考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） いろんな人の移動を考えられているようだと思いますが、具体的に、武蔵塚駅のように市内に向けての通勤、通学の利用者が多い駅と、原水駅のように市内に向けての通勤、通学以外によそから原水駅に通勤してくる人が多い駅では、駅の造りも違うのではないかと思います。

原水駅は、待合室が鍵のかからないオープンなので、夜でも迎えを待つのに待合室で待つことができます。ところが、三里木駅になると、夜は鍵がかかるんですね、待合室。この間利用しようと思ったら入れないというのが分かったんですが、鍵がかかるので、暗い中で待つしかないんですよね。また、トイレも原水駅は多目的ということで男女兼用のために、女子高生なんかはちょっと使いづらくて、前のお店のトイレを借りたり、我慢したりするという話も聞きます。

本当に駅をつくるのであれば、利用者に合わせた、またそこから乗る方が多い場合は駐車場、駐輪場がかなり必要になってくるかと思うので、そういうことまで併せて検討することを提案させていただきます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 続きまして、新駅に合わせて図書館周辺の動線も考えているのか。さっきも少しお答えされてましたけど、今でさえ図書館前の道路は東西行き来の車が多く、それもかなりのスピードで通っているんですよね。横断歩道の前に立ってても止まらない車が何台もいました。今後が増えると思う人の動きに合わせて、交通量もますます増えると予想されます。

継ぎはぎの道路拡張や、鉄炮小路方面から来る利用者が大回りして駅に向かうとか、公園は夜暗いんですよね。夜間に通る人の安全性とか、考えなければならないことがたくさんあると

思います。駅の完成をいつの目標としているかよく分かりませんが、また町の事業はたくさんあると思いますが、多くの識者、町民の声を反映する新駅建設検討プロジェクトの発足を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 今の御質問は、ちょっと……

（2番矢野厚子君「ちょっと行き過ぎました」の声あり）

御質問の中にはありませんが、今のところプロジェクトチームを立ち上げるというところの予定はまだございません。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） ちょっと私が先まで言ってしまったんですけど、動線とかはどういうふう
に考えてるかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

本町としましては、先ほどの答弁のような利用者を想定しておりますので、新駅を整備する際は、一体的に周辺の公共施設までの動線やアクセスの効率化も検討していきたいと考えております。あわせて、整備をする際には、利用される方たちが安心して利用でき、周囲の景観が付加価値となるような整備を心がけていきたいと考えております。

また、庁舎や駅前広場周辺の動線については、駅前広場やバスの転回場を整備する構想を描いており、新駅や周辺施設の利用者の安全を十分に確保するとともに、交通の利便性にも十分に配慮しつつ、協議を進めていくこととしております。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） プロジェクトの提案まで言ってしまってあれだったんですけども、本当にあそこの駅をつくられるのであれば、かなり大きないろんな改修、改変というか、公園にもかなり侵食をしてくるでしょうし、職員だけの力ではかなり負担が大きいと思います。いろんなところから提案をもらって、本当にいい環境がつかれるように、先ほども申し上げたように将来的にはプロジェクトを提案したいと思います。

続きまして、3番のほうに、そのまま行かせていただきます。

今後、急激な人口の増加に伴い、懸念されるトラブルや犯罪に対する対策はというところに行きます。

T SMCの進出に伴い、関連企業も含めて海外、県外、町外から多数の転入者が予想されます。言語の違い、習慣の違いなどによる誤解や偏見によるトラブルが懸念されます。未然に防ぐための対応策は考えているかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

転入者に関する御質問ですが、J A S Mによると、新工場で働く約1,700人のうち、約320人

が台湾から赴任し、その家族も合わせると約630人が来日予定と推計されています。このことから、新工場の稼働までに、本町にも台湾からある一定数の転入があることが予想されます。

また、近年の県外からの転入者については、毎年県内外から約2,500人の方たちが転入している状況ですので、新たな課題としては考えておりません。

一方、外国人の転入者については、言語や文化、生活習慣の違いなどがあることから、様々なサポートを充実させることが必要と考えています。現在も、本町で既に生活されている外国人へのサポートとして、熊本市国際交流振興事業団が西部町民センターで開催している暮らしの日本語教室や、菊陽町教育委員会が武蔵ヶ丘小学校と武蔵ヶ丘中学校で実施している外国にルーツを持つ子どもたちへの学習支援を行う多文化共生学習会などがあります。また、武蔵ヶ丘小学校と武蔵ヶ丘中学校では、英語や中国語による校内放送を行うなど、外国人の子どもたちが地域の生活になじむ素地があります。

こうした各方面の取組と連携しながら、今後は外国人が生活の中で困られていることに対し、多言語での相談に対応できる体制整備や日本語教室などの活動を通じて、暮らしや文化、習慣の違いを伝える機会の拡充や、平時の安心や災害時の安全を確保するネットワークづくりに取り組むなど、外国人サポートの充実に向けて努めてまいります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 言語の違いや習慣の違いについては、学習することによって解消していくことは可能です。相互理解の機会や学習のための異文化交流体験会の企画などをするのはいかがでしょうか。現在、数日前にも新聞に載っておりましたが、西原村とか南阿蘇村とかは、しっかりと台湾の文化を学ぶ教室とかを開かれております。一番台湾の人が来ると予想される菊陽では、そういう動きがないのがとても残念なんですけれども。

いろんなサポートをする中で、今総合的なサポートとして好評である子育て支援という相談窓口がありますけど、それと同じような一元化をした窓口を積極的につくり、転入者の不安、地元の不安を解消していくことを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 先ほども申しましたが、今後は、外国人が生活の中で困られていることに対し、多言語での相談に対応できる体制整備や日本語教室などの活動を通じて、暮らしや文化、習慣の違いを伝える機会の拡充や、平時の安心や災害時の安全を確保するネットワークづくりに取り組むなど、外国人のサポートの充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） じゃあ、次に行かせていただきます。

土地の売買により資産が増加した住民が詐欺などの犯罪に巻き込まれることも予想されるが、町は積極的に住民を守る姿勢はあるのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） こんにちは。

御質問にお答えいたします。

全国的に詐欺犯罪につきましては、高齢者の方が被害者の大半を占めるおれおれ詐欺を含む特殊詐欺犯罪の認知件数が4年ぶりに増加しており、中でも医療費や保険料の払戻しがあるなどと持ちかける還付金詐欺の件数が特に増加していると報道がっております。

熊本県内及び大津署管内における詐欺犯罪の発生件数につきましては、過去3年間を調べましたところ、熊本県内で令和元年度218件、令和2年度172件、令和3年度249件、大津署管内で令和元年度4件、令和2年度10件、令和3年度9件、うち菊陽町内では令和元年度1件、令和2年度5件、令和3年度4件の詐欺犯罪が発生しております。

本町における詐欺犯罪を含む防犯対策の周知、相談業務につきましては、広報きくようの安心安全きくようコーナーにおいて警察からのお知らせを掲載するとともに、毎週月曜日と木曜日に行っております消費生活相談でも御相談を受けており、菊陽町社会福祉協議会ボランティアセンターにおいては、まるごと相談として相談業務を行っております。御相談の内容によっては、警察等へ引き継ぐこともできますので、そのような事案がございましたら早めに御相談いただきますようよろしくお願いいたします。

また、熊本県警察本部から配信されておりますゆっぴー安心メールにつきましても、緊急事案情報、声かけ事案、特殊詐欺の被害防止に関する情報等を受け取ることができますので、町民の皆様が活用されますよう周知を行ってまいりますとともに、大津警察署におかれましても、特殊詐欺の犯罪の被害抑制のため、各種団体の会合に出向かれまして、ミニ講話を行っておられます。

今後とも、町民の皆様が詐欺犯罪を含む全ての犯罪へ巻き込まれないよう、警察等の関係機関及び関係部署と連携を図り、広報、ホームページ等を活用しながら防犯対策の周知に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 今月のきくよう広報には、消費者トラブル注意報として相談窓口についての案内が掲載されておりました。今朝も玄関のところに、それは振り込め詐欺、何かシールがドアのところに今までなかったのに貼ってあるなど思いながら入ってきたんですけども、言葉巧みな電話というのがうちにもかかってきますけど、執拗にかかってきます。

大げさかもしれませんが、今まで安かった土地が高額になり、周囲にも高額なお金を手にした話をよく聞きます。いろんな形で注意喚起をされてると思いますが、やはり町が毅然とした態度で犯罪抑止を行ってますよという姿を見せることが、実際に抑止力になっていくのではないかと思います。先ほど、ミニ講話とか言われましたけど、高齢者のふれあいサロン、私がふれあいサロンの担当をしているときには、県の消費生活センターから来て講話とかをしていただいたんですけど、皆さん、そういうところでの話だと楽しく笑って記憶に残るんですよ。

難しい話を聞いても、何を聞いたか分からないって。だけど、笑いながら聞くと何かすごく、ああ、こんなときはこんなだったねという形になるので、楽しく耳に残る話を聞く機会をして、住民を守る姿勢を見せていただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） では、3番目の国が再犯防止推進計画を平成29年12月に策定し、それを受けて熊本県が昨年、熊本県再犯防止推進計画を策定しています。町にも、その策定の依頼があったと思いますが、どのように対応しているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） お答えします。

お尋ねの地方再犯防止推進計画については、平成28年12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律に基づく計画であり、都道府県及び市町村は政府が策定した再犯防止推進計画を勘案して策定に努めることとされています。県内では、熊本県と政令指定都市である熊本市が策定している状況です。

本町におきましては、再犯の防止等の推進に関する法律の理念にもつながる様々な活動を行っています。

まず、毎年7月の社会を明るくする運動強調月間に保護司や更生保護女性会と協力して、更生保護に関する啓発活動を行っています。具体的には、役場庁舎への懸垂幕の掲示、町施設へののぼりの設置、広報きくようへの啓発記事の掲載に加え、コロナ禍以前は図書館ホールでの推進大会や商業施設及びJR駅前での啓発活動、更生保護施設である熊本自営会への訪問などを行っております。

また、今年度は、3年ぶりに犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くこと並びに青少年の健全育成の活動を全町民へ広げるための推進大会を7月に開催する予定としています。このほか、菊陽町保護司会や菊池地区保護司会及び菊陽町更生保護女性会が行う活動に対する支援などを行っています。

本町では、現在のところ地方再犯防止推進計画は策定しておりませんが、これまでの更生保護に関する取組をさらに進め、犯罪をした人たちが円滑に社会に復帰することができるよう、またこれらの支援により地域住民が犯罪による被害を受けることを防止し、犯罪のない、安心して暮らせる社会が実現できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 今もお話の中に出てきましたけども、県の再犯防止推進計画は、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として作成されています。

幾つかの項目がありますが、その中に民間協力者の活動促進など、広報啓発活動の推進などという項目があります。民間協力者として、先ほどにもおっしゃっていただきましたけど、菊

陽町の保護司会とか更生保護女性会とか幾つかあります。来月開催予定の社会を明るくする運動にも、更生保護、私も所属しておりますが、お手伝いとか、参加協力をしております。

更生保護女性会には定年がないんですけれども、保護司さんには定年があり、新しい人が委嘱を受けなければ年々減少する一方です。先日、更生保護女性会の総会には、町長、議長、福祉部長など来賓として出席していただきました。ありがとうございます。御挨拶をしていただく中で、特に議長は、更生保護の活動に共感をいただき、会員の増加について支援の御協力をいただく発言をいただき、かなり心強い思いをしました。

再犯防止以前に犯罪を起こさない教育指導をしていくのがもっと大事なことです。その活動の手伝いをしている、いろんなボランティア団体の活動をしっかりと周知していただいて、私たちの更生保護は街頭募金とか青少年育成協議会のお手伝いをしたりとか、先ほども自営会の話がされましたけど、そこへの訪問とか、いろんなボランティア活動で今春雨を売ってますけど、その春雨を売った利益で自分たちの活動資金にしているんですよね。そういう活動が地味なせいとか、あまり知られていないというか。だから、1回、更生保護の更生の字は、さらに生きるって書くんですけども、厚生年金の厚生と書かれている区長さんがいたんですよね。ちょっと悲しい思いをしました。

今後の町の変化に対応するためにも、民間ボランティアの協力がより一層必要になると思います。民間ボランティアではありませんけど、民生・児童委員にしても高齢化して、なかなかバトンを渡すのが大変だと聞いています。ぜひ町としても安全・安心な町だから住みやすいという、胸を張って言い切れるように、その支える団体の成り手がなくなってしまうように、その団体に対する支援協力を進めることをぜひ提案して、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さんの一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。

午後は1時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時49分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

お忙しい中に傍聴ありがとうございます。午前中は町長の去就に関する質問があるということで、多少傍聴席もにぎわいましたけれども、町長は非常に慎重な発言をされたようで、まだもうちょっと結論は先になるというふうなことみたいです。

私たちにとっては、この町長さんというのは私たちの町の将来を託する人ですので大変大切な人選になりますけれども、ただよくよく考えてみれば町長であろうが我々議員であろうが、

これはもう手段にすぎないと私はいつも思っています。目的と手段を混同してはならないとも思っています。町を発展させるという目的のために町長という手段を使う、あるいは議員という手段を使う、そういう性質のものではないかというふうに思っております。

それで、次にどういう人にこの町の将来を託するかは関心のあるところではありますが、今日は、その何をするかということについてもう一度確認をしたいという意味で一般質問をいたします。といいますのは、しばらく三里木駅分岐という空港アクセスの問題が非常に大きな注目を浴びておりましたけれども、何か最近はもう忘れられてしまったような、そういう危惧を感じます。けれど、よくよく考えてみれば、これは菊陽町の発展にとって大変大事な問題なので、甲斐がまたこの質問をするかという方もいらっしゃるかもしれませんが、やっぱりこれはちゃんと都度都度確認をしていきたいと、大事な問題を忘れてはいけないというふうに思いますので、そういった意味を込めて今日の一般質問を行いたいと思います。

質問は質問席で行います。よろしくをお願いします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 先ほども申し上げましたように、TSMCという世界的な企業が本町に進出してくるという、その問題の陰に隠れてしまったかのような印象がある鉄道の空港アクセスの問題であります。

その後、しかも県知事のほうでまたその3つの駅、三里木と原水と、それから大津駅を加えた検討をするというふうに表明をされましたので、さらに何かこの問題が遠くなってしまったようなそういう印象を私は持っております。けれども、こういう時期だからこそ、この問題の本質をしっかりと考えて先々のことを考えなくてはならないと、そういうふうに思います。

最初の質問に移りますが、最初は、令和4年3月議会以降の事業の進捗状況、これは空港のアクセスではなくて最初に同じような重さを持つ菊陽空港線の延伸事業、これはもう事業化されておりますので、こちらを先に問いますけれども、令和4年3月以降の事業の進捗状況についてお尋ねをしたい。

確認していることも幾つもありますので、私のほうでその確認している事項については前もって申し上げたい。令和4年3月議会時点では、令和3年度に2車線で道路の詳細な設計を完了したと、令和4年3月1日には都市計画を決定したと。それから、これからは用地測量及び建物調査に速やかに着手をしますと、令和4年度から用地買収を実施をしますと。用地買収の完了区間から随時工事を始めますと。県の担当区間も、同様のスケジュールで進んでいると。長塚団地地区については、説明会を町のほうで5回行った。道路の計画ルートや道路の幅員構成、それから騒音対策、こういったことを説明をして、地域住民の方から一定の理解を得ていると。今後は用地の測量、建物調査を進めて、令和4年度、今年度から用地買収にかかる。

以上のような到達時点だったというふうに認識をしております。そういう状況の中から現状がどうなっているかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

(町長後藤三雄君「ちょっと待つて。議長」の声あり)

後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 後、担当のほうから答えさせますけども、今回の菊陽空港線の件と空港アクセス鉄道そして新駅のことについて御質問でありますので、私のほうから、この3件についてまず述べてみたいと思います。

甲斐議員の御質問は、毎回菊陽町が直面している重要課題についての御質問でありますけども、しかも町民から寄せられた疑問、意見を紹介しながら質問をされるというようなそういう質問が多いようでありますので、最初に私のほうから施策を実施するに当たっての考え方といえますか、取り組んできたことについて述べさせていただきます。

まず、菊陽空港線についてであります。この路線は、まず道路と鉄道が安全に交差するよというを第一に考えてきたところでありまして、高架化や平面交差などの方法論についても多数の関係機関と研究、調整を進めてきたところでありまして。そして、次にといえますか、同時にといえますか、この道路がもたらす効果を高めるということについては、同様に研究、調整も進めてきたところでありまして。

すなわち、ここの踏切につきましては、小・中学生の通学路となっております。現在も子どもたちが安全にこの踏切を渡れるようにボランティアの方たちが指導をさせていただいておるところでありますけども、その安全確保、それから道路の沿道、沿線などの住宅、生活利便施設、農用地、にぎわい、災害時発生時の必要な機能など、都市開発に当たって考えなければならないことをいろいろ内部の中でも検討、調整をしてきたところでありまして。

特に、この路線をはじめとして菊陽町の道路というのは、セミコンテクノパークをはじめとする熊本県北東部の工業生産や豊かな農業生産に不可欠な経済道路にもなるものでありますので、このような利便性、生産性を高めるための道路整備ということで心がけてきたところでありまして。

次に、空港アクセス鉄道、新駅についてでありますけども、いずれも菊陽町にとってという視点が最も肝要だと考えているところでありまして。空港アクセス鉄道構想について、記憶を振り返ってみますと、平成20年6月の熊本県議会だったと思っておりますけども、豊肥線を活用したアクセス検討から鉄道を空港ターミナルまで延伸する方策については、事業費用や採算性の観点から検討が凍結されるという決定がされたと記憶しております。蒲島知事が就任されたのが平成20年4月だったと思っておりますけども、就任から2か月後ぐらいに県はアクセス鉄道の検討を一時凍結されたというところでありました。

それまでも幾つもの空港アクセスの検討がなされたと聞いております。実際、新聞等にも出ておりましたけれども、熊本市電を延伸する案、モノレールを整備する案、肥後大津から鉄道を分岐する案などが経済団体等でも検討されたようであります。そして、現在は、熊本県が三里木駅からアクセス鉄道案を出されまして、さらに今は三里木駅、原水、肥後大津駅から空港アクセス鉄道案の検討ということになっているところでありまして。

このような歴史的なことも踏まえまして、県による検討結果がどのようになるか分からない状況でありまして、菊陽町にとってという視点を持ちながら、事業主体である県の検討状況を注視しているというような状況であります。

また、新駅についてでありますけれども、前のほうで道路整備に当たったのことも申しあげましたけれども、新駅についても同様でありまして、新駅周辺の居住空間、また農地もありますし、利便施設、にぎわい創出、災害時の対応、交通問題、道路整備等々、都市開発の際と同様の検討、研究の調整を関係機関と協議しながら進めていくことになりました。その中でも、JR九州のほうと今十分打合せをしながら、この協議をしているような状況であります。

詳細につきましては、担当のほうからこの後、答弁をさせます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今、町長はもう先のほうまでおっしゃいましたが、私の質問は、今ところは菊陽空港線の延伸のことを聞いておりまして、だけど、まあ町長からはなかなか日頃から御意見を聞く機会がないので、せっかくの機会だからということで聞いておりました。後でまたお答えというか、言及をしたいというふうに思います。

じゃあ、あの。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） それでは、令和4年3月以降の事業の進捗状況はどうなっているかについてお答えいたします。

菊陽空港線延伸事業につきましては、町長の行政報告にありましたとおり、本年3月に道路建設に必要なのり面や道路排水施設等の幅を加えた道路幅に変更する都市計画決定の手続を完了し、4月には建物等補償調査、5月には不動産鑑定業務を発注するなど、事業を推進しております。さらに、今年度は、今月下旬に予定しております地元説明会を開催いたしまして、用地測量及び境界立会いに着手し、用地買収を実施してまいります。用地買収に当たり、関係地権者の皆様には丁寧に説明し、御理解と御協力をいただきながら熊本県としっかり連携し、できる限り早期開通を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） ②ともちょっと関連しますけれども、JASMの操業開始が令和6年度、それから道路の完成の予定が令和8年度というふうに今お聞きしておりますけれども、2年間のずれがあります。これ先回の質問では、完成はできるだけ前倒しするというふうにお答えいただきましたが、どの程度前倒しできるのか、それについてマンパワーが不足しているという話もありましたので、それはどうするかとお聞きしましたところ、総務部長のほうから増加の方向でという答弁をいただいております。その辺はどういうふうになっておるでしょうか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） それでは、お答えいたします。

本事業については、先ほど答弁しましたとおり、今年度から用地買収を実施してまいります。本事業を加速化させるため、用地買収に当たり、関係地権者の皆様には個別に丁寧の説明し、御理解と御協力をいただけるよう取り組んでまいります。今後については、用地買収を終えた箇所から順次工事に着手し、早期の事業完了を目指したいと考えております。

それから、今、前倒しはどの程度というような御質問でございましたけれども、町といたしましては、まずは関係地権者の方にしっかり説明をさせていただいて、御協力、御理解をいただけるよう取り組んでいくということがまず大事なところだということで考えてございますので、こちらの早期完了を目指して、そこをしっかりと、まず取り組んでいきたいというところでございます。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） 人事の件については、私のほうで答えをさせていただきます。

担当であります建設課のほうに、4月の人事異動におきまして土木技師等を増員をさせて、体制を強化しているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） お聞きしますと、これははっきり答えづらいところではあるんですよね。前倒しするといってもどの程度できるのか、相手がある話ですから。だけど、意向としては前倒しでしっかり努力するということは確認してございますかね。

それから、どうしてもこの2年間ぐらいのずれが出てきますですね。その間、交通渋滞等いろいろ出てくると思いますが、町としてはどういう事態を想定して、どういうふうにならうと思っておりますか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この前倒しの分については、国の補正予算等あたりもありますので、その辺も十分また、今回令和3年度においても補正予算あたりをかなりつけていただいた分がありますし、さっきもあつたように国家戦略となるJASの建設、その受皿となる町でありますので、その辺につきましてはできる限りやりたいと思っておりますが、地権者のこの辺をどう取りまとめていくかというのがやはり用地交渉のほう、この辺のほうに力を入れながら、とにかく県のほうとも連携して。なかなか計画期間を早めていくというのは厳しい面もありますが、現実の交通渋滞、またほかの面の、ほかの道路のほうのいろんなことといたしますが渋滞の短期的な力量、また国道のほうについても、また国のほうにお願いしたい部分もありますので、そういうところにまた取り組んでいくような予定でおります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） あつさり言って、この2年間のずれがあつて、道路の完成が遅れるわけですから、どうしてもやっぱり渋滞は今までよりも進むということになりますよね。それにつ

いての具体策は別に考えてないということですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 一つの方法としては、今、原水の駅の裏のほうからセミコン通勤バスを出してありますが、この利用者もだんだん今増えておるような状況であります。それで、こちらのほうは、対応としてはまた6月1日から1台の分を2台とかそういうところも入れておりますし、これは県のほうもそういう考えでありますので、その辺は連携して、できるだけ短期的な対応できる分についても十分取り組んでいかなければならないというように考えております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） このTSMCの進出自体が、あまり情報がない中で突然降って湧いたような感じを我々としても持っておりますけれども、なかなかその対策が追いつかないという実情も理解はいたしますが、住民の方にしてみるとやっぱり一番困られるのは渋滞だろうと思います。その辺について、しっかり考えていただきたいということを申し上げておきたい。

それでは、次に移ります。

空港アクセス鉄道計画及び豊肥線三里木、原水駅間に新駅を設置する構想についてお尋ねをしたいと思います。

まず、この空港アクセス鉄道計画の現状で私が把握している分ですけれども、3月議会の時点までは、12月の県議会で知事が3ルート追加提案を行ったということですね。それから、この3ルートについての調査は、1月に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に業務委託された。3駅について調べなさいということです。それから、令和4年度中に、この結果については報告されると、今年の12月には報告が出てくるだろうというふうに思っております。それから、2月8日に第4回の空港アクセス検討委員会が開かれて、TSMC進出という外部環境の変化から、空港アクセス鉄道のルートに関わる追加調査の必要性が確認されたと。要するに県知事の方針が確認されたというふうなことなんです。

それから、町としては、そのときのお答えは、今は3ルートについてどうかというその評価をする段階ではないと、追加調査の進捗を見守るとともに、検討状況を注視していきたい。いつもこういう答えなんですけれども。

今、私が申し上げたことのほかに何か進捗した状況があるかどうか1つ、それから町が示された県の検討状況を注視するというその見解といまだに同じなのかどうか、その辺についてお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

本件につきましては、3月議会でも御質問していただいておりますので、その後の動向などについて御説明いたします。

県議会2月定例会の一般質問において、空港アクセス鉄道について3人の議員が質問されま

した。

ルート再検討の理由と財源確保の見通しに関する質問については、県からこれまでの説明と同様に、早期の実現を目指しつつT SMCの進出に伴う、空港周辺の状況の変化を可能な限り反映させる必要があり、セミコンテクノパークへのアクセス改善や県内全域の交通ネットワーク強化につなげる観点から、最も効果的なルートを選択する。いずれのルートとなった場合でも、将来にわたり持続可能な鉄道路線とするため、引き続き国に対し、財政支援などの特別な配慮を要望していくと答弁されております。

また、熊本空港株式会社の旅客目標数622万人を前提とした需要予測は見直すべきとの質問に対しては、熊本国際空港株式会社において、現時点で目標の変更はないとしている。新型コロナウイルスの影響による短期的な落ち込みを乗り越え、長期的な目標の実現に向けて、熊本国際空港株式会社と連携して取り組むと答弁されています。

このほか、高速交通ネットワーク整備推進特別委員会の中では、空港ライナーの利用実績1日最大324人に対し、空港アクセス鉄道の需要予測1日5,000人と大きな乖離があるとの意見や、地元では三里木ルートでの運動公園の利便性向上への期待があったとの意見のほか、例えば南熊本駅や三里木駅に小さなバスターミナルを整備し、バスと鉄道の乗換え拠点とできないかといった意見が出されております。

なお、直近の6月県議会の定例会開会日に、知事が改めてT SMCの進出も踏まえて、空港周辺地域の可能性を最大化するため追加調査を行っていること、引き続きスピード感を持って検討を進め、年内には調査結果を示すと発言されていることから、引き続き県の検討状況を注視し、情報収集に努めてまいります。

(14番甲斐榮治君「その活動の考え方のほう」の声あり)

○議長(上田茂政君) はい。

○総合政策課長(吉本雅和君) これは、御質問の……。すいません、もう一度……。

(14番甲斐榮治君「いいですよ、後でまたお聞きします」の声あり)

○議長(上田茂政君) 甲斐榮治君。

○14番(甲斐榮治君) すいませんでした。今のは現在の状況を把握しているかという質問でしたので、今のお答えで結構です。町としては県議会の状況をしっかり見てるといことはよく分かりましたので。その見解についてはまた後でお聞きしたいと思います。

今、現状がそういう県で検討されている状況ですね、それについては町は把握しているというふうなことです。

次に、町が打ち出された新駅の構想です。これは、要するに三里木駅と原水駅の間地点に新駅を設けるという構想ですけれども、それについて何か3月議会以降で新たな展開がありましたか。

○議長(上田茂政君) 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

3月議会で御報告しましたとおり、2月24日、福岡市のJR九州本社にて豊肥本線三里木、原水駅間への新駅設置を要望してまいりました。その後の動きとして、まず町では、新駅の構想を関係者で共有するためのイメージを作成しました。この構想イメージを基に、5月20日にJR九州と第1回目の協議を行い、今後の人口増加による新駅の利用見込みや新駅の管理方法のほか、豊肥本線のダイヤへの影響などについて協議しました。その後、JR九州の職員と町の職員とで、現地で新駅設置場所と周辺の状態も確認しました。引き続き新駅設置の実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） JRと1回協議をしたということですね。

それで、次に移りますけれども、質問の趣旨は、三里木駅と原水駅の間に新駅をつくるという構想を町が出された。ところが、県のほうとしては、今3案になってますけれども一番これまで話題になってたのは三里木駅からの分岐です。そして、空港にアクセスをするというその計画でした。

この新駅そのものについてはまだいろんな疑問もありますけれども、そのことは一応置いて、新駅と空港アクセス鉄道計画との整合性、これについてお聞きをしておきたいと思えます。

一番大きな問題は、仮に三里木駅から空港アクセス鉄道が分岐されるというふうに仮定した場合、多分これは素人考えですから外れてるかもしれませんが、現在の三里木駅よりもやや東側から分岐して、そして空港に向かうということが想定されますけれども、そうしますとこの新駅が町として、あそこ約1キロぐらいですよ、三里木駅から。そこにできるということになれば、分岐点とそれから新駅とは全くもう距離的には何もないと、全く近接した状態になるということになります。その辺の整合性についてはどういうふうに整理をされてますか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

新駅設置の構想や要望状況につきましては、平成11年に設置を要望して以来、総合計画をはじめ、町の主要な計画に位置づけているところです。町からは、県に対してもこれまで機会を捉えて説明してきたところです。県及びJR九州からは、空港アクセス鉄道三里木ルートへの影響について、特に意見はあっておりません。

JR九州との具体的な協議が始まりましたので、町としましては引き続き県と情報共有をしながら、一日も早く新駅設置を実現できるよう関係機関と連携し、取り組んでまいります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） ちょっと理解をできないんですが、県と協議されているというのは理解しましたが、県からは何も言及はなかったと、このことについて。これは極めて不思議なん

で、例えばですよ、新駅をつくるということを前提としてもしも考えれば、その新駅から分岐するとか、空港アクセス鉄道を。そういう答えが出てくるならば、間々分かりますけれども。だけど、新駅は新駅、鉄道の分岐点は分岐点というふうに全く整合性がないというふうに考えるんですが、その辺はいかがですか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 先ほども申しましたとおり、町からは県のほうに対しましてもこれまで機会を捉えて説明してきたところです。県及びJR九州からは、今のところ空港アクセス鉄道三里木ルートへの影響については、やはり特に意見はあっておりません。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 極めて不思議な話だというふうにお聞きをいたしておきます。

どうしても距離の問題が、どんなふうにも考えてもこの新駅の構想と三里木駅からの分岐ということがちゃんと両方とも成り立つというふうには考え難い、そういう感想を持ちます。

それを今言っても押し問答になるでしょうから、それはこの辺に止めておきますけれども、私は次に移りますが、この……。何か手が挙がってる……

（副町長吉野邦宏君「発言しても……」の声あり）

ちょっと待ってくださいね。

いいです。副町長、はい。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 新駅構想と三里木駅からのアクセス鉄道の点について少し付け加えさせていただきますと、甲斐議員さんのイメージとしては、豊肥本線が三里木駅から新駅、原水駅と通っていく、その途中から分岐するというようなイメージで新駅のほうがアクセス鉄道に影響するんじゃないかなというイメージなのかなというふうに思いますけれども、以前検討されておりました三里木アクセス鉄道、これについては三里木駅から分岐をして、そしてそこから運動公園のほうに分岐をしていくというような考え方で整理をされていっておいりましたので、新駅構想と三里木アクセス鉄道がバッティングするようなことはないというようなことで、県のほうから新駅構想に対するいろんな意見はあってないというようなことで答弁させていただいてるところです。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 私のイメージは、今副町長がおっしゃったとおりのイメージを持って先ほど申し上げた。だけど、元に戻って、例えば三里木駅から分岐をすると、空港アクセス鉄道が。それから、新駅は新駅でできるとそうなった場合でも、私はやっぱりこれはあまり整合性の取れた話ではないなという感想を持ちます。ただ、これは私の考え方であって、それ違うと言われたらもうそれでおしまいなんですけれども、その辺のところは県におっしゃったと言うけれども、もう少し空港アクセス鉄道と新駅とかそういった辺の構想をよくよく県と意見交換されて、煮詰められたほうがいいんじゃないかと。僕はどうしても、今お聞きした範囲では何

か不自然で納得できないなという感想を持ちます。だけど、これはまた言っても押し問答になりますので、一応今日はここに止めておきます。

それで、なぜ私がこういうふうに申し上げるかという、私はこの空港アクセス鉄道というのは非常に大事だと思っております。原点に戻ってちょっとお聞きいただきたいんですけども、この空港アクセス鉄道の必要性というのは、今から申し上げるとおりの点じゃなかったかと思いますが、1つは最大の需要地であるのは熊本市です。熊本市と空港を最短距離で結ぶという理念が1つありました。

それから、鉄道は定時性に優れている、決まった時間に運行する、それから大量輸送性に優れていると、だから鉄道なんだという話がありました。

それから、県の免許センター、県の運動公園へのアクセスが飛躍的に改善できると。他のスポーツ施設や大規模集客施設を誘致するとか、その展開も可能性が出てくるというふうなことです。

それから、シリコンバレー等の構想もありました、あの周辺でです。県の経済の浮揚のために、中間駅周辺の開発が期待できると。あわせて、白水台地の開発の可能性も期待できると。こういうところに空港アクセス鉄道の長所といいますか、欠点もあるかもしれませんが長所というのはその辺にあると。

その後、T SMCの問題が出てきて、いや、やっぱりもう一回3か所に返ろうというふうな県知事の提案なんですけど、よくよくこれも素人考えで至らんとところがあるかもしれませんけれども、例えば3つに駅を分けて考えた場合でも、空港を利用するT SMC関係者、これが果たして鉄道駅と関係があるだろうかという気がします。大抵、台湾から来られるその方たちは、かなり重要な役目を持った人たちでしょうから、多分タクシーを使われると思うんです。あるいは、社用車を使われるんじゃないか。鉄道は使われないだろうと。鉄道はあまり関係ないよという感じを持ちます、私は。

それから、あそこの原水工業団地から製品を出荷される場合、これは原水工業団地に鉄道がまた延伸されて、あそこに敷設されるなら別ですよ。だけど、その計画はないし、とするならどうしてもあそこから出るときはトラックですよ。1回トラックに積んだものをまた駅に持って行って駅で降ろして積み替えて空港って、そんなばかなことは僕はないと思います。あくまでもそれはトラックで輸送する。

だから、何が関係するかといえば、先ほどから出ている菊陽空港線のほうがこれには非常に関係をしてくる。ですから、このT SMC、J A S Mと豊肥線の関係というのは極めて限定的で、しかも間接的だというふうに私は思います。とするなら、この空港へアクセスをするという鉄道については原点に戻るべきじゃないかと。そりゃ一企業が来て、それも大事なことなんですけど、それによってアクセスが変わるといのはちょっと納得し難いし、むしろそれよりも空港アクセス鉄道は、熊本県民の利便性、あるいは熊本県の経済に対する利便性、そういったものの原点に戻るべきではないかという考え方を持っています。

そうすると、今3つになってますけれども、町としては、私は三里木駅分岐という原点に戻って、そこを中心に県とも話をするし、協力もするし、そういうふうな方向性を持つべきではないかと、これが私の今日の質問の実は中心なんです。そういう気持ちを持っております。それについて町の考え方を伺いたい。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、以前も答えたと思いますけども、三里木駅からの延伸ということは、肥後大津駅も、それから原水駅も、三里木駅、そして光の森駅の中から三里木駅が一番ということが出てきた。そして、それがずっと進んでおまして、今甲斐議員さんが言われたのと全く同じ視点で私たちも見とったんですけども、それがTSMCの関係でということで、私は最初は第二原水工業団地まで迎えに行くような見直しかと思ったらそうじゃないということですので、果たしてTSMCの方々が利用されるかということと全く同じようなことだと思いますね。あそこに行くのに、分岐するところがどっかに決まったというときにTSMCの方々が、また台湾のほうにいろいろ業務で出かける場合に、一旦出るところまで行って、そこから電車に乗っていかれるというようなことは、それはもう車でさっさと行ったほうが一番早いんですね。そういうところからしますと、県のほうが事業化というのがなかなか出てこないというのは、やはり大きな事業でありますので、その財源のあれを非常に今いろいろ検討されてるんじゃないかなということをおもってまして、中間駅をつくって運動公園の近くだったら空港に行く人だけではなくて運動公園まで行く人あるいは免許センターと、いろんな乗降客も増えると思いますので一番いいところから決まっただのに、何かいろんな開発まで知事も言われとったのが何で見直しに入ったのかというのは非常にそういうこともあるもんですから、今の時点ではどういう答えを出してこられるのかなということに注視しておきたいというようなところですよ。

また、いろいろ町のほうから働きかけてそれが出ていくかという、うまく乗っていくかというのは、これは県議会の中でも、それから専門関係、熊本国際空港の社長も入った中でのメンバーでいろいろ協議されていますので、そちらのほうできちんとした答えが出てくるんじゃないかと期待しているところではあります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 町長のおっしゃることで一応理解できますけれども、確かにこれは県の事業なんですね。ですから、町がどうのこうのということを不用意に言うわけにはいかない。それは理解できます。ただ、県の事業でありながら、私たちの町の中で実施される事業ということで、菊陽町にもいろいろ要望を申し伝えたり、こう考えてますというふうなそういうところを県にお知らせをして考えていただく、そういうことは大事なんじゃないかというふうに私は思います。

今、町長の言葉をお聞きして、認識としてはあまり私と変わらないような認識をされている

かなという気持ちはしましたけれども、申し上げたいのは、本当に何か今もうこの3つに分かれてしまって、この話が消えてしまうんじゃないかという危惧を私は持っています。何回か消えていますので、また消えるんじゃないかなと。今、財源の話も理解しています。もうちょっと補助が、今の規定よりも進んだ補助をいただかないと、黒字化が遅れるということもよく分かります。けれども、この事業自体が消えてしまえば、やっぱり我々の町にとっても大きなマイナスになるんじゃないか。せっかくの機会なので、やっぱこれを捉えて、もう少し町から熱を伝えることができないかと。どういうふうになるか分かりませんよ。だけど、町から県に対して、何かこの町としての熱意を伝えることができないかというのが私の思いであります。

あまり時間がありませんけれども、1つは、菊陽町の場合には空港です。それから、光の森、三里木の周辺、それから総合体育館が今できつつあります。それから、役場周辺です。いろいろ拠点があっちこちできつつあります。だけど、これを有機的に結びつけて、県の大空港構想の中にうまく位置づけて、町の発展につなげていくというそういうことをその熱意を全然感じないもんですから、何か焦るばかりで、時間ばかり過ぎてって、そのうちにこの計画自体が消えてしまうんじゃないかと、こういう不安を持つわけです。その辺を、どうぞ町長ももう一度考えていただいて、町の姿勢が決まらなないと議会はなかなか動きづらい、町民も動きづらいです。町がやっぱりリーダーシップを取って、こうだというふうに言われなるとなかなか動きづらいところがあります。

ちょっと長くなりましたが、そういった思いを今日は伝えて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時49分

再開 午後1時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 皆さんこんにちは。また、傍聴席の皆さん、今日は傍聴していただきありがとうございます。よろしくお願いします。会派令志会の阪本俊浩でございます。

今日最初の質問は、昨年12月の校区別懇談会で最も多く意見が出されました交通渋滞対策についてでございます。

朝夕の交通渋滞は、セミコンテクノパーク周辺から花立、八久保、光の森を東西に横切っております県道熊本大津線など、町内全域で恒常化しております。今後、さらなる人口の増加も考えられます。TSMCの進出の絡みもあり、ますますの車両の増加が考えられます。国、県と連携して、素早い対応が求められると思います。

まずは、対策についてお尋ねします。

次に、子育て支援についてでございます。

子育て支援で最も重要なのは、学校教育、環境整備の充実だと考えております。GIGAスクール構想により、タブレットの整備は終わりました。各教室の空調も完璧に行われております。現在、生徒数の増加により、各小・中学校では学校の増築や改修が行われております。今後も、総合子育て支援センターの建設や小学校、学童保育施設の整備が行える予定となっております。これについて質問いたします。あわせて、通学路の安全性についてもお尋ねいたします。

最後は、高齢者福祉の充実でございます。

皆さん、定年まで一生懸命働かれ、町や地域、家庭を守ってこられました。皆様方が一生懸命働かれ、その税金によって今のすばらしい時代が実現したものだとは私たちが感謝の念を忘れてはならないと思います。そういう方々への福祉は、我々働く世代の義務であり、恩返しをしなければならないと考えております。

今日は、この3点を中心に質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） まずは、交通渋滞対策についてでございます。

1番の質問に入ります。

熊本県の蒲島知事は、昨年12月24日の記者会見で、TSMC関連の会見で、県では国家的プロジェクトである新工場建設を円滑に進め、その効果を県全体へ広げるために、11月18日に半導体産業集積強化推進本部を設置し、全庁的な推進支援体制を整えました。また、推進本部には、具体的な検討を行うため、プロジェクトチームを設置しました。部局横断的に取り組む課題に迅速にかつ的確に対応するため、本日付で5つの部会を設置しました。これにより、人材の育成や確保や渋滞対策などの問題解決に向けた取組をこれまで以上にスピード感を持って進めてまいりますというものでした。

今後、TSMCの関連の方々や台湾から来られる方も増えていきます。そういう方々がスムーズに職場に行けるよう、日頃快適に生活できるよう、道路網の整備は不可欠でございます。菊陽町が住みよい町であればあるほど、観光面でも日本全国、台湾からの観光客の増加も見込めます。

県庁の企業立地課の5つの部会の中の一つに、セミコンテックノパーク周辺の渋滞解消及び当該地域への交通アクセスの向上を図ることを最も重要な検討項目に掲げている渋滞・交通アクセス対策部会がございます。こういう部会とか県の道路や渋滞対策を考える部局とはどのような協議を行っておられるのでしょうか、まずは質問いたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、御質問についてお答えさせていただきます。

ただいま議員もおっしゃったように、熊本県においては、TSMCの日本初の工場建設決定

を踏まえ、半導体産業の集積による県勢の浮揚を図ることを目的に、全庁横断組織として半導体産業集積強化推進本部及び半導体産業集積強化推進プロジェクトチームを設置されています。さらに、迅速な課題解決とTSMCの進出効果の最大化を目指して、御質問にある渋滞・交通アクセス対策部会をはじめ、6つの部会も設置されているところです。

それらの県本部会議、県プロジェクトチーム及び各種部会について、町の半導体産業企業立地推進本部の事務局である商工振興課において、県の企業立地課と互いの情報の共有を行っています。その内容については、町の推進本部会議や各担当課と共有を図っておりまして、今後は部会との協議も必要に応じて行うことになると考えております。

なお、御質問の渋滞、交通アクセス関係については、ハード対策の菊陽空港線の延伸などの道路関係、ソフト関係のセミコン通勤バスにおいて、既に町と県の担当部署で具体的な事業の推進について個別に協議や情報共有を実施しているところです。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ソフト事業については、どのような話がありますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） ソフト事業につきましては、今申し上げましたようにセミコン通勤バスを中心に今行っておりまして、セミコン通勤バスの増便の可能性や、町長も申し上げたように、ただいま利用者数は増えておりますので、バスを1台増やしたりというようなところの話が出ております。また、JASMで少しセミコンの工業団地が広がりますので、バスルートのことについても少し意見を交換している状況です。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） すいません、ちょっと質問の言い方が悪かったですけども、例えば時差出勤とかりモートとかそういう話も出てますか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、今いただきました御質問についてお答えさせていただきます。

企業と打合せをする中で、テレワークの推進や時差出勤などということはソフト対策として話に出ておりますので、そういったことも協議はさせていただいております。JASMのほうにも、テレワークの推進やフレックスタイムの推進などについては申入れを行っている状況です。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

それでは、次から、ハード事業について、2番から質問させていただきます。

まずは、町道菊陽空港線の在り方についてでございます。

4月21日にTSMCの半導体工場の建設が始まりました。その日の熊日新聞1面に、渋滞に拍車、急がれる対策という大見出しが掲載されました。文面は、朝夕の通勤時間帯、片側1車線の道路に多くの車両が連なる。渋滞は、TSMCの新工場建設地から隣接するセミコンテックパークに通じる道路の日常風景だ、から始まり、国家プロジェクトの色彩を帯びたTSMCの新工場建設は、地域交通の在り方を考える転機となっていると締められています。

セミコンテックパーク周辺以外でも、町内のあらゆる道路で朝夕は交通渋滞が発生しております。TSMCの進出により、町民の皆様方の生活道路や通学路にまで今以上の渋滞が予想されます。昨年4月に、都市計画により菊陽空港線の延伸計画が決定し、渋滞緩和には多大な効果があると考えられます。しかし、永い将来を考えたとき、2車線では今後予想される車両の増加に対応できないようにも思います。要因としましては、1つは4車線から2車線に車線が減少すること、もう一つはTSMC関連車両の増加が見込まれるということでもあります。

2車線での延伸と決定した以上、その中で解決策を見つけていかななくてはならないと思います。既成概念にとらわれない大胆な発想も必要だと感じます。何回も調査しましたが、朝は北から南へ向かう車両は少なく、北方面、セミコンテックパーク方面へ向かう車がほとんどです。

そこで、朝7時から9時までを一方通行にするような発想もできると思います。ソフト、ハード両面で難しい面もあるかとは思いますが、県と協議をされてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

都市計画道路菊陽空港線については、本道路を整備することにより、東側の町道南方大人足線、西側の県道辛川鹿本線等の交通量が減少し、セミコンテックパーク周辺道路の交通量が分散され渋滞緩和に寄与すると考えており、早期の完成を目指して事業を推進しております。

また、都市計画道路菊陽空港線と県道大津植木線との交差点部においては、右折車線を通常の交差点よりも長く設計しており、県道大津植木線への右折車両による合志市道福原原水線への直進車両が阻害されることなく通行でき、都市計画道路菊陽空港線からセミコンテックパークへは円滑な交通が期待されます。

都市計画道路菊陽空港線については、早期に工事を完成させ、セミコンテックパーク周辺道路の渋滞の緩和を図った上で、そのほかのソフト対策を併用することで、さらなる渋滞の緩和につながると考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 一方通行は考えないということですね。はっきり。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えします。

町といたしましては、今進めております都市計画道路菊陽空港線を県と一緒に早期に開通させるというところをまず進めていきたいというところを考えてございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） あまり先のことをちょっと考え過ぎましたが、取りあえずその完成に向けて今進めているということですね。はい、分かりました。

それでは、次の南方大人足線についてでございます。

菊陽バイパスは片側2車線道路ですが、左折してセミコン方面へ向かう南方の信号から片側1車線に減少するため、車両がなかなか進めません。当然の成り行きです。その結果、町道菊陽線と県道曲手原水線まで渋滞が続きます。

この問題につきましては、2019年12月議会でも一般質問をしております。そのときは、熊本方面からセミコンテクノパーク方面に向かう町道南方大人足線に交通が集中していることが大きな交通渋滞の原因だと考えているという答弁でございました。

やがて3年になります。空港線延伸など対策はいろいろ考えられたと思います。しかし、一番有効なのは、時間はかかりますが、町道南方大人足線を4車線に拡幅することだと思います。今なら、両側ほとんどが農地です。建築物が建ち並べば4車線化は不可能だと感じます。町の考えをお聞かせください。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

町道南方大人足線については、柳水公民館付近から北側を3車線に拡幅しており、セミコンテクノパーク方面へは片側2車線で通行でき、4車線化と同等の道路の機能を有しております。

現在の交通渋滞については、都市計画道路菊陽空港線を早期に整備し交通量を分散させることが最も効果的であると考えており、早期完了に向けて取り組んでまいります。

また、町道南方大人足線の今年度予定しております予備設計についてでございますけれども、セミコンテクノパークへの通勤渋滞対策を目的として国道57号との交差点部の改良を計画しており、今月の予備設計業務を発注しております。

計画の内容については、朝の渋滞対策として、協議を国土交通省にお願いし、国道57号から町道南方大人足線へ左折専用レーンの新設を計画します。あわせて、夕方の渋滞対策として、町道南方大人足線から国道57号への右折レーンを1車線から2車線へ拡幅を計画します。

今後は、関係機関と協議をしながら、早期の事業完了を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） すいません。予算書にも予備設計費1,500万円が計上されるんですよね。

これもう一遍、バイパスから左折するところのあれですか。さっき質問された、もう一遍お願いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えしましたけれども、繰り返しになりますが、申し訳ございません。

町道南方大人足線の今回発注いたしております予備設計についてでございます。

セミコンテクノパークへの通勤渋滞対策を目的といたしております、国道57号との交差点部の改良を計画しております、今月予備設計の業務を発注をいたしたところでございます。

御質問がありました計画の内容についてでございますけれども、こちらのほうは、まず協議となりますけれども、この57号線から町道南方大人足線へ左折レーンの新設を国土交通省等に協議のほうをお願いするということで計画しております。それと併せて、夕方の渋滞対策といたしまして、町道南方大人足線から国道57号への今度は右折レーンになりますけれども、1車線から2車線へ拡幅を計画するというような計画内容になってございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 分かりました。左折レーンばつけるということですね。分かりました、ありがとうございます。

それでは、4番の県道大津植木線、県道大津西合志線の4車線化に対する質問に移ります。

この件につきましては、7年前の2015年9月議会の道路延伸計画についての質問に対し、毎年県へ要望している、県道大津植木線、県道大津西合志線の4車線化が実現することも必要不可欠ではないかという答弁でした。さらに4年後の2019年9月議会では、佐々木理美子議員の質問には毎年県へ要望しているとの答弁でした。同じ年の12月議会には、セミコンテクノパーク周辺の交通渋滞対策について質問をしました。それに対しては、県により、左折レーン設置など対策をしていただき、交通渋滞緩和の効果を上げているという答弁でした。前回、3月議会でも、廣瀬英二議員と北山正樹議員が、たしか質問されております。

7年前から4車線化は必要不可欠であるという認識は持たれていたと思います。答弁では、毎年県に要望していくとか、これまで以上に強く要望していくという内容がほとんどでございました。なかなか4車線化の実現像が見えてきません。今までにどのような調査や根拠を基に要望をされてきたのか質問いたします。

それとまた、TSMCの半導体建設も始まり、早急な対応が求められると思います。中九州横断道路との絡みもあり、4車線化は不透明な状況であるという話も聞こえてまいります。午前中、町長からも、この件についてはお話がございました。今後の実現の可能性についても一緒にお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これについては、私のほうから答弁をさせていただきます。

県道大津植木線、県道大津西合志線の4車線化につきましては、地域の交通安全対策、渋滞緩和、経済道路として極めて重要であり、道路交通センサスにおいて、当該路線の24時間交通量等を見ましても、4車線化に向けた早急な整備が必要であると捉えているところであります。

議員からも言われましたように、毎年の県への要望に加え、熊本県町村会を通じて県へ要望を重ねておりまして、今年の2月3日には熊本県の田嶋副知事をはじめ、道路関係部課長と菊陽町、それから合志市、大津町の3市町による意見交換会が行われました。その中で、私のほうからは、県道大津植木線、このときは荒木市長もおられましたので、併せて大津西合志線の4車線化の必要性について、これはもう国土交通省のほうにいろいろ要望活動に行った中で、その中でも国土交通省の村山道路局長からも、これはもう4車線化は必要だということを言われたところであります。このときの陳情には上田議長も一緒でありましたので、そのことを議長も知っておられるところであります。そういうことで、国のほうからは、これは必要なものだということを言っておられてるというようなことを伝え、事業主体は県でありますので県のほうに強く意見を述べたところであります。

その後、これは議長のほうからもお聞きしましたが、県の町村議長会でも議長が今その役員をされとるということで、そういう県の議長会と熊本県との、このときも田嶋副知事、それか木村副知事も出ておられたんじゃないかと思えますけども、そこでも議長のほうから強く発言をしていただいたということを聞いておりまして、このことは県のほうからも議長からも意見があったということは聞いたところであります。

そして、さらにこれはまた別件ですけども、公明党のほうからJ A S Mが進出する第二原水工業団地のほうを視察にお見えになりまして、そのときは蒲島知事、それからJ A S Mの堀田社長、そして私も同席しておりまして、その場でそれぞれが取り組んでいるところを申し上げた後に、このときは公明党の山口代表が来ておられまして、代表のほうから、この前の道路の4車線化はぜひ必要じゃないかということを知事のほうに話をされまして、私も、その話が終わったと後でいろいろお礼を申し上げましたところ、これはちゃんと国のほうに自分のほうからも伝えるということをお願いいただいたようなこともあります。

そういうところで、いろんなところからの姿勢も出てきておりますので、引き続き県道大津植木線、それから県道大津西合志線の4車線化の実現には、町のほうから菊陽空港線、そしてそこが4車線化のほうに行きますと午前中、福島議員からもありました下原堀川線、こちらのほうの4車線化のほうにもこの計画が入っていくというところで見ておりますので、この件については本県の事業化が抜けた回答が出るまで不退転の決意で、全身全霊で取り組んでいきたいというふうに思っております。

この件については、議会の皆様の御理解と、また一緒に行動してもらおうような、そういう御協力もよろしく願いをしておきます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

町長と議長がお二人で、トップセールスで道路問題に行かれたということは、話がとんとんと進んでいったんじゃないかならうかと思います。中九州横断道路のほうがあるから、あそこは2車線のままでないかという話も聞きました。今話を聞きまして、安心された方もたくさんおられると思います。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

次に、杉並木公園線の延伸計画ですけれども、午前中、福島副議長のほうから質問がございましたけれども、私も通告を出しておりますので予定どおり質問させていただきます。

この件につきましては、総合計画とマスタープランの中に明記してあり、最も重要な施策の一つであると考えられます。豊肥線より北側に計画されるということであり、実現すれば交通渋滞にはかなりの効果があると考えられます。今年度の当初予算に杉並木公園線延伸道路事務設計業務委託料7,350万円が計上されており、現実味を帯びてきました。農地が連なる新町北受地区の用排水問題や将来における道路沿線の土地利用計画や農地の規制緩和などを見越した計画が立てられると思います。

道路の規格や予想される南方大人足線への延伸地点など、今後どのような手順を経て着工し、いつ頃の完成を目指し、事業を進めていくのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

福島議員の御質問にも答弁しましたとおりでございますが、町道杉並木公園線延伸事業については、セミコンテクノパーク及びその周辺道路で発生している朝夕の慢性的な渋滞を緩和するため、現在県と進めております都市計画道路菊陽空港線の整備に合わせて、さらなる渋滞緩和のため、現在の町道杉並木公園線から都市計画道路菊陽空港線を経由して町道南方大人足線まで延伸させる計画でございます。

令和4年度施政方針で町長が申しましたとおり、今年度、道路のルートなどを決定する予備設計業務を計画しており、5月には委託業者も決まり、取組を進めているところでございます。

現在進めています予備設計業務では、将来交通量の推計等を行い、道路のルート並びに道路幅などの規格を検討いたします。

今後の工程については、予備設計の成果を基に、都市計画道路菊陽空港線等の関連事業の進捗を勘案した工程計画となるよう事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 午前中の答弁で、総事業費は10億円ということでしたかね。2車線と4車線では、かなりコストが違うと思うんですけど、2車線で考えておられますか、4車線で一応考えられておりますか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） お答えいたします。

2車線でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 分かりました。

それともう一つ、昨年の補正予算での北受地区の排水問題について予算が計上されておりましたが、その辺との兼ね合いとか農地に配慮した計画についてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） お答えします。

令和3年度の補正予算で新町での排水対策検討業務を行っております。これにつきましては、一部を繰り越しまして、全体的な梅雨の時期の水量あたりを確認する必要がございますので、一部を繰り越して行っております。まず、勾配の高さだとかそういった部分の調査です。それと、排水路の規模等、あるいは調整池の問題、いろいろな問題がございますけれども、農地の排水について検討させていただくと。道路につきましては、こちらのほうは先行して調査を行います。道路の進捗状況と合わせて整合性を取りながら整理させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 後ろに傍聴に来られておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、道路問題最後の質問でございます。

県道熊本大津線の渋滞緩和対策についてでございます。

この道路は、熊本市方面から花立、八久保、光の森、新山を経て、セミコンテクノパークや大津方面に向かう通勤車両で混雑し、朝夕の渋滞が激しい路線です。花立地区に友人がおりますが、朝夕は家を出るときにも右折が非常にしづらく、特にトラクターなどの農作業用機械は上の畑に置いとかなければ仕事に行けないと常々話しております。

渋滞緩和対策についてですが、この道路は、沿線に個人の家屋や建築物が立ち並んでおり、道路の拡幅は不可能だと感じます。不可能だからと手をこまねいてはいけないと思います。例えば、私は、右折するときには車線の右側いっぱいにつけて曲がります。そうすれば、直進の車は左側を通り抜けていくことができます。後ろも渋滞しません。しかし、今は車線の中央に車をつけ、右折する車両をかなり見かけます。これでは、車両が直進できません。こういうマナーの欠如も交通渋滞の要因に挙げられると思います。マナーに対する啓発活動も行っていくべきだと思います。

この道路を調査して、考えたことはございます。

八久保、花立西の信号など少しでもスペースがあれば、2台の車が1車線に並ぶことがで

き、右折専用レーンがつくれます。信号から車2台分でも白線でレーンをつくれば、ある程度の交通渋滞対策にはつながると思います。例を挙げますと、旧57号線の寿司虎前の信号、ここは僅か10メートル右折車線をつくってあるだけでスムーズに後続車が直進できます。例えば、三里木のまるよしの前も、右折車線を五、六メートルでもつくれば渋滞解消につながるんじゃないかと考えられます。役場西のセブンイレブンの前の交差点も、車線の右側いっぱい

に車をつけて右折すれば後ろがスムーズに流れます。そういう例もございます。

県道熊本大津線の信号機の設置してある交差点に少しでもスペースがある箇所があれば、右折レーンの設置を県に要望されてみてはいかがでしょうか。また、ほかにどのような対策を考えておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） お答えいたします。

県道熊本大津線については、現在熊本市方面やセミコンテクノパークなど大津方面へ抜ける主要な路線でございます。通勤時など、朝夕の渋滞が慢性化している状態であり、沿線の地域からは、渋滞改善や通行者の安全対策を求める要望も数多くいただいているところでございます。

この県道大津植木線の渋滞対策及び安全対策のためには、県に対しまして、毎年渋滞対策として道路改良事業の要望を行っているところでございます。県としては、沿線の建物等が建ち並んでいる路線の拡幅は難しい状況にありますが、八久保地域の危険なS字カーブについては危険解消に向けて取り組んでいただいていると聞いております。

町としましては、議員御提案の交差点部における右折レーンの設置についても、今後県に対しまして要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 先ほど申しましたように、ちゃんとした右折をすれば随分後ろがつかえず車が流れます。よろしくお願いします。

そして、昨日の行政報告で、今年1月に交通渋滞実態調査を行い、道路の区画線設置や安全策に取り組んでいるという話がございました。レーンの調査も、こういうときは一緒に行われていかれるですかね。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） お答えいたします。

調査については、今年の1月の下旬に2回行っておりますけれども、それぞれエリアを分けて主要な交差点等について、それぞれ職員のほうで調査のほうを行ってございます。今後につきましても、経過のほうを見ていくというところが必要であるかと思っておりますので、定期的な調査のほうを行っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 目に見えてどんと交通量が減ったりとか、渋滞が緩和したとかという対策はもちろんできないと思います。例えば、1日1台車が減ったとか、1日一秒でも車両が先に進む右折対策など、細かい部分にも目配りをいただきまして対応していただきますよう要望しまして、道路に関する質問を終了し、次の質問に入らせていただきます。

子育て支援についてでございます。

昨年9月議会の一般質問では、場所についてはみどり園敷地内という答弁でした。令和3年度実施設計、4年度建設、5年度開設のスケジュールが遅れているのではないかとこの質問に対しては、今後はできるだけ早い時期に同センターの整備に係る基本設計業務に着手し、同センターの整備に概算の経費や財産確保のめどなどを明らかにした上で整備スケジュールを決定したいという答弁でございました。

財源については、2年分で6,000万円の基金の積立てがあると思います。防災センターには子育て相談所が開設し、機能しております。建設予定のセンターの目的や役割とか建物の規模等も含め、青写真が見えてきません。

また、今年度の当初予算にもこの件に関連する予算は計上されていないと思いましたが、今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

総合子育て支援センター建設の方向性については、議員からの質問にもありましたとおり、できるだけ早い時期に基本設計業務に着手したいというのが町の方針であります。しかし、令和4年度の当初予算編成においては、総合子育て支援センターの機能のうち、相談機能はこども総合相談室で実施済みであることもあり、予算計上を見送ったところです。総合子育て支援センターの建設については、今後もできるだけ早い時期に整備できるよう取り組んでまいります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

2番のなかよし園の建て替えについてでございますが、なかよし園は、昭和54年の改築からもう既に43年が経過しておりますが、かなり老朽化しております。大規模改修ではなく建て替えを検討すべきだと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

なかよし園の改築については、令和3年9月議会の阪本議員の一般質問において、老朽化が進んでおり、同園舎の改築に早期に着手すべきものと認識しているとの答弁を行いました。こうした答弁を踏まえ検討を行った結果、令和4年3月に改定を行いました菊陽町公共施設等総

合管理計画において、なかよし園については、令和7年度から令和8年度をめどに建て替えを実施する方針をお示ししました。町では、現在、令和7年度からの建築工事の着工を目標に準備を進めているところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 7年から始まるということですね。ありがとうございました。

それでは、3番の武蔵ヶ丘北小学校の校舎増築、給食室新築工事、学童保育施設整備のスケジュールについてお尋ねいたします。

学校教育の充実、教育環境の整備という観点から質問させていただきます。

武蔵ヶ丘北小学校の校舎増築、給食室新築工事、この件につきましては設計委託料2,487万9,000円の計上があります。昨日の行政報告では、6教室分の校舎増築設計及び800食に対応できる給食室の新築設計を進めていくという話もありました。今後のスケジュールについて質問いたします。

また、学童保育施設整備につきましては、昨年9月に質問しております。そのときは、西部町民センターの図書館を学童保育施設として活用できるよう素早い対応をしていただき、ありがとうございました。保護者の皆様方も大変喜んでおられました。質問に対しては、造成工事が終わったらできるだけ早く取りかかりを指示するという答弁でございました。3月に造成工事は完成しております。また、今年度の当初予算に設計委託料が約560万円計上されております。今年度は、この設計だけと考えられますけども、その後スケジュールがどのようになっていくのか、保護者の方からも相談があります。

武蔵ヶ丘北小学校の学童保育施設の整備の方向性についても一緒にお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 武蔵ヶ丘北小学校の今後のスケジュールにつきましてお答えします。

武蔵ヶ丘北小学校は、本年度で6教室の校舎増築設計及び800食に対応できる給食室の新築設計を行います。今後の工事計画は、令和5年度に校舎の増築工事、令和6年度に給食室の新築工事を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 続いて、武蔵ヶ丘北小学校の学童保育施設の整備スケジュールについて答弁をします。

武蔵ヶ丘北小学校の学童保育施設の整備スケジュールについては、同施設の工事請負費の予算を令和5年度の当初予算に計上することを目標に、現在設計業務の準備を進めているところです。

なお、令和4年度当初予算に計上しました同施設の設計委託料予算については、基本設計分

と実施設計分の両方が含まれております。また、令和5年度においては、令和5年6月に同施設の建築工事に着工、令和6年3月に竣工し、令和6年4月には新たな施設を開所する予定です。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

校舎が令和5年とか、給食室が6年、学童保育が6年とかありましたけども、後ほどペーパーで頂きたいと思います。ちょっと分かりませんでした、いろいろ書くのが。すいません、よろしくをお願いします。

それでは、4番の通学路の安全確保をどう考えていくか。

先ほど、交通渋滞緩和について質問しましたが、町内8つの小学校の通学路は、通勤車両で混雑する道路とほぼ一緒です。菊陽北小学校の東部、古閑原、入道水、柳水や菊陽中部小学校の北側の宮の上、菊陽中学校の西側の道路など、歩道のない通学路も多々見受けられます。また、児童数の多い町西部の小・中学校は、特に危険だとも感じます。

自動車、自転車通学の生徒も入り交じり、朝の通勤時間帯は特に危険だと思います。保護者や先生たちの見守りもあり、大きな事故も起きておりません。もう一つ忘れてならないのが、毎朝子どもたちを見守っておられる交通見守り隊の皆様方の御尽力のおかげであるということをお忘れはいけません。安全な通学路の確保は、こういう方々の願いだとも思います。今後一層の交通渋滞が予想される中、現在の調査状況や今後の対策についてどう考えているのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） お答えをいたします。

児童・生徒の登下校の安全確保につきましては、これはもう教育委員会、それから各学校においても、最も大切な取組の一つだということはしっかりと認識をしております。

議員の御質問の中にありましたように、厳しい交通事情の中で子どもたちが安全に毎日登下校ができておりますのも、ひとえに日々見守っていただいている地域の方々のおかげであるということはしっかりと分かっておるつもりでございます。この機会に、改めて皆さん方に感謝を申し上げたいというふうに思います。

昨年度末の各学校の卒業式の告辞の中で、全ての小学校の卒業生のみんなに、暑い日も寒い日も通学路に立って皆さんを見守っていただいた地域の方々への感謝の気持ちを決して忘れないでくださいということを子どもたちに伝えたところでございます。子どもたちにとっても、地域社会の愛情を実感しながら成長することは、教育上非常に意味の大きいことだろうというふうに思っております。

今後も教育活動中で見守りの方々への感謝の思いを醸成しながら、子どもたちの安全な登下校指導に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

具体的な対策も取っておりますので、学務課長のほうから報告をいたします。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎君） 御質問にお答えいたします。

本町では、平成24年度に通学路の安全確保に向けた取組を行うために、菊陽町通学路交通安全プログラムを策定し、道路管理者や交通管理者などの関係機関と連携しながら、児童・生徒が安全に通学できるように、通学路の合同点検を実施しているところでございます。

令和3年度におきましては、全ての小学校区を対象に、7月下旬から8月上旬にかけて各校区半日ずつ、5日間にわたり実施をしております。参加者は、国土交通省、県北広域本部、大津警察署、交通指導員、青少年健全育成町民会議、区長、PTA役員、各学校の職員、そして本町からは危機管理防災課、建設課、教育委員会が参加し、1校区当たり20名ほどで全校区を点検しております。

具体的には、事前に各学校から通学路の危険箇所を上げていただき、各小学校区8から10を超える箇所を点検し、その場で協議して、今後の対策を決定しております。そして、協議した後は、今後の対策をそれぞれが持ち帰り、国、県、町、警察の各関係部署で進めていただくこととしています。

令和3年度においては、48か所の通学路点検を行いました。そのうち年度末までに完了している箇所は31か所あり、町では歩行者横断指導線や外側線の引き直し、車線分離標、ラバーポールの設置などの改善を行っています。

また、令和4年度以降に施工を予定している箇所についても、引き続き、国、県、警察と連携しながらスピード感を持って対応していくとともに、今年度も夏休み期間中に全小学校区の合同点検を実施してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） いろいろと対策を考えておられるようで安心いたしました。教育長からも通学路の安全性が最も大切なことだと、やはり私もそうでしたけども、子どもは朝元気に行ってきますと言って、元気に帰ってくるのがやっぱり一番ですね。また、よろしく願います。

それでは、最後の高齢者福祉の充実についてお尋ねいたします。

1番の高齢者からの相談に対し、対策を講じているのか。

今年4月30日現在の菊陽町の人口は4万3,520人となっております。そのうち、65歳以上の方が9,105人、約20%で5人に1人の割合です。高齢者福祉の充実は、私たちの義務であると思います。近年、私の地区でも高齢化が進み、一人暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦だけで暮らしておられる世帯が増加してきております。先祖代々、住み慣れた地域で、安心して楽しく暮らせるようサポートしていくのが我々、働く世代の使命だと思います。息子夫婦や孫など、若い世代の家族と同居している場合はいろんな相談もできると思いますが、特に一人暮らしの

方などは相談の仕方も手順も分からない方もおられると思います。そういう方々への周知はどのように行っておられるのかお尋ねいたします。

また、地域包括支援センターに高齢者の皆様方からいろんな意見や相談が押し寄せられていると思います。どのような相談が多いのか、それに対しどのような対策を講じておられるのか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 御質問にお答えします。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、それぞれの地域には厚生労働大臣から委嘱された民生委員をはじめ、自治会、社会福祉協議会、近隣住民及び老人クラブなどの方が高齢者の健康や介護の悩み、生活上の困り事などに対し適切な支援が受けられるよう、町へのつなぎ役として高齢者の見守り等を行っていただいております。

また、介護保険課内には、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口として地域包括支援センターを設置しています。当センター内には、専門知識を持った保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、管理栄養士などの職員を配置しており、相談内容に応じ、それぞれの専門職員がお互いに連携を図りながら適切な支援が提案できるよう、対応に当たっています。

地域包括センターにおける主な相談内容としましては、介護保険や介護予防サービスをはじめ認知症、行方不明、日常生活上の不安や困り事、一人暮らし、買物、住宅改修、その他、虐待や金銭、財産管理等多岐にわたっており、令和3年度には2,262件の相談がっております。

高齢化の進展に伴い、相談件数はますます増加していくものと思われまます。今後とも民生委員、自治会、警察署及び社会福祉協議会など、関係機関との連携を深めながらしっかりと支援活動を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 対象者は九千百何十人ですかね。そのうち2,262件の相談があったと言われましたかね。

（介護保険課長渡辺博和君「はい」の声あり）

同一の方が何回とか、その区別はどのような感じですか。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 相談者につきましては、全部で774人からでございます。相談の延べ件数が、ただいま申し上げました2,262件でございます。

以上でございます。

（4番阪本俊浩君「分かりました。ありがとうございました」の声あり）

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） すいません。次の質問に入ります。

高齢者の生きがいをつくる対策をどう考えているのか。

高齢者の皆さんにとって最も本人にも家族にも重くのしかかるのは、認知症ではないのでしょうか。認知症にならないよう、予防策を考えるのが一番重要だと思います。大事なものは、仕事でも趣味でも、物事を考え、手足、体を動かし、あしたは何をしようかと考え、毎日生活するのがおのずと認知症予防、認知症対策にもつながるのではないかと考えます。

何事も、生涯現役であることが健康の源だと思います。例えば、グラウンドゴルフをされている方は、元気で話も活発で生き生きされております。コロナ禍で人との接触が規制される部分もありますが、グラウンドゴルフ普及の推進とか、地域ふれあいサロンの拡充、老人クラブやシルバー人材センターへの支援活動など、働く場や人と人が触れ合う場所を提供することが予防にも対策にもつながると思います。町はどう考えておられるのか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 御質問にお答えします。

高齢者が地域社会の一員として社会的役割を持つことは、地域の活性化につながるとともに生きがいづくりや介護、認知症予防にもつながります。

本町では、地域の中でも、仲間づくり等を目的としたふれあいサロンや住民主体型通所事業、理学療法士等による運動指導やレクリエーションを取り入れた介護予防教室、また健診結果により対象者宅を訪問し、食事や生活習慣病の改善指導を行うなど、介護、認知症予防に効果のある事業に取り組んでいます。

また、老人クラブ連合会では、グラウンドゴルフやノルディックスティックを使用した健康ウォーキング、シルバー人材センターでは、これまでの知識や経験を生かし、まちづくりに貢献されています。

町民の皆様一人一人が健康を意識するとともに各団体の方々の健康づくりへの取組や社会参加への協力があるおかげで、本町の介護保険料につきましても平成27年度以降、据え置くことができています。

今後とも、関係機関の協力をいただきながら、高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進及び医療・介護サービスの両面から介護、認知症予防に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） では、最後の質問に入ります。

生活支援体制整備事業のマッチングをJAと協議していくべきではないのか。

社会福祉協議会では週5日、月曜から金曜日に1食450円で配食サービスを行われています。また、コンビニと連携して生活支援体制事業を行っていただけます。特に一人暮らしのお年

寄りの方などには非常にありがたい支援制度ではないかと思えます。

J A菊池にもきくちのまんまGOという移動販売車がございます。旭志村と大津町では、毎週月曜から土曜日までの要望のあった地区で移動販売を行っているということでございました。旭志ではほぼ全域、大津は南部中心という話でした。肉類、魚類などの食品や洗剤、トイレットペーパーなどの日用品もそろっております。特に夏場は、冷蔵、冷凍品が喜ばれるそうです。買物に行けない人たちにはありがたい事業だと考えられます。一度、J Aと生活支援体制整備事業との絡みやマッチングについても協議されてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 御質問にお答えします。

現在、移動販売を利用されている地区は、井口、下津久礼、武蔵ヶ丘1町内及び武蔵ヶ丘5町内など4地区あります。移動販売は、町が社会福祉協議会に委託して実施している生活支援体制整備事業の中で、生活支援コーディネーターが地域の課題を聞き、支援可能なサービス提供者と地域をつなぐことで実現できた取組であります。

議員御提案のJ Aと生活支援体制整備事業のマッチングにつきましては、今後新しく希望される地区があれば、J Aとの協議も検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 本日は、会派で取り組んでいる3つの重要課題について質問させていただきました。

恐らく私の最後の一般質問になるかと思いますが、議員の皆様、職員の皆様、本当にお世話になりました。遠くウクライナではまだ戦争が行われております。ウクライナの皆さん方の幸福が一日も早く戻りますことを御祈念申し上げて、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終了します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時58分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和4年6月10日（金）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和4年第2回菊陽町議会6月定例会)

令和4年6月10日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 廣瀬英二君   | 2番  | 矢野厚子君  |
| 3番  | 大久保輝君   | 4番  | 阪本俊浩君  |
| 5番  | 西本友春君   | 6番  | 那須真理子君 |
| 7番  | 佐々木理美子君 | 8番  | 中岡敏博君  |
| 9番  | 北山正樹君   | 10番 | 布田悟君   |
| 11番 | 坂本秀則君   | 12番 | 渡邊裕之君  |
| 13番 | 佐藤竜巳君   | 14番 | 甲斐榮治君  |
| 15番 | 岩下和高君   | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君   | 18番 | 上田茂政君  |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 川端慎一君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |       |                     |       |
|--------------------|-------|---------------------|-------|
| 町 長                | 後藤三雄君 | 副 町 長               | 吉野邦宏君 |
| 教 育 長              | 上川幸俊君 | 教 育 部 長             | 芹川博文君 |
| 総 務 部 長            | 板楠健次君 | 福祉生活部長兼<br>福祉課長     | 矢野信哉君 |
| 保険衛生部長兼<br>健康・保険課長 | 東桂一郎君 | 経済部長兼農政課長           | 山川和徳君 |
| 土木部長兼<br>都市計画課長    | 井芹渡君  | 総務課長兼選挙<br>管理委員会書記長 | 梅原浩司君 |
| 総合政策課長             | 吉本雅和君 | 子育て支援課長             | 和田征君  |
| 介護保険課長             | 渡辺博和君 | 環境生活課長              | 野村瑞樹君 |
| 商工振興課長             | 今村太郎君 | 下水道課長               | 丸山直樹君 |
| 学 務 課 長            | 平征一郎君 |                     |       |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。

町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部には明確な答弁を求めます。

昨日、阪本議員の一般質問の中で、菊陽町が人口が4万3,520人で高齢者が20%、9,102人ということでしたけど、本当に数年前は十三、四%で非常に若い町だったんですけど、あつという間というか、これからもうどんどん高齢化率というのは高まっていくなということを改めて感じたところです。

昨日、私の年金の通知書が送られてきてまして、昨年と比べて5,250円削減されていました。皆さんの中にも、自分のが送られてきてると思いますけど、その原因は現役世代の賃金が下がってるということで、今自公政権は年金を減らして、賃金が下がっている場合は年金も減額するというマクロ経済スライド制の仕組みを導入してます。ただ、今物価が、後で質問もしますが、際限なく上がる中で年金が下がるというのはやっぱり異常事態だと思います。中でも深刻なのは女性の方たちです。やはり日本の場合は男女賃金格差が反映されてまして、年金支給額半数が10万円未満です。

5万円未満の9割は女性というふうに言われてまして、200万人以上に全国では上ることです。さらに、10月からは、75歳以上の医療費窓口負担が1割から2割へと2倍化をします。こうなると、本当に高齢者の方にとっては、年金は下がり、物価は上がり、特に女性の年金の支給額が低い方は非常に大変だということになります。

今日は、初めに物価高騰による暮らしの影響について、町の認識を伺います。

コロナ禍によって、景気が低迷し、生活困難な状況が長期に及んでいます。食料品、公共料金、ガソリンなどの物価高騰が私たちの暮らしを直撃しています。県の企画振興部が統計調査で発表したところでは、これは熊本市の消費者物価指数なんですけど、全体で2%の上昇、生鮮野菜が15.7%、電気代13.5%、ガス代11.1%の上昇となっています。

まず、1番目の質問は、この物価高騰による暮らしの影響について、町はどういう認識を持って行政に当たられているのか、これを一番最初に質問をします。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） 御質問にお答えをします。

物価高騰の要因としては、コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一般産油国の生産停滞などにより原油価格が高騰し、国内の石油製品価格が13年ぶりの高値となっております。また、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、世界規模で不確実性が高まり、原油や穀物の国際価格の上昇、一部の水産物や原材料の安定供給の滞りによる価格の高騰などにつながっております。加えて、最近の円安の進行による輸入物価の上昇も重なり、町民の生活はもとより、町内の農業、商工業、福祉などの各事業者への影響が出ていると認識をしております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 今、答弁でも深刻な状況であるという答弁でした。

買物に行くたびに、値札を見て葛藤している、また夕方とか値引きがなかったときにしか買えないとか、そういう声もお聞きします。

それで、そこで国の原油価格、物価高騰など、総合緊急対策の中の地方創生臨時交付金について、町にはどの程度交付されているのかと、町としてどう考えているのかお尋ねをします。

それから、3番目に学校給食をしていますが、このことも一緒にお聞きします。といいますのは、町長の8日の行政報告の中で、コロナ禍における原油価格、物価高騰対策は、既に灯油価格等は町としても対応しているということで、この中にプレミアム付振興券事業や小・中学校の学校給食費補助金についても言及されていますので、3番目の学校給食についても物価高騰の影響を受けていると思うが実態はどうか、また文科省は給食費の値上げ抑制に臨時交付金の活用を自治体に要請しているが、町としての対応はどうかということで、もう一緒にお聞きしますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

原油価格、物価高騰などの緊急総合対策の交付金につきましては、1億1,800万円の交付をいただいております。その交付金について、町はどのように考えているのかということでございますが、令和4年4月26日に閣議決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の中に、地方公共団体がコロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じきめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分を創設すると明記されています。

本町としましては、この交付金を活用し、原油価格や物価高騰の影響を受けている町民の生活支援や町内事業者の負担軽減に資する事業者支援などに取り組むこととしております。

まず、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応策の第1弾として、本議会に付議している一般会計補正予算案に町民の生活支援に資する事業の予算を計上しております。具体的には、家計の負担軽減や地域経済の活性化を目的としたプレミアム付振興券事業と保護者の学校給食



費の負担増を避けることを目的とした給食費補助金の2事業です。このほか、コロナ禍において、原油価格、物価高騰の影響を受けている町内の農業、商工業、保育、福祉事業などの事業者を対象とする支援策についても検討しており、速やかに事業化できるよう準備を進めてまいります。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎君） それでは、学校給食分について御質問にお答えします。

学校給食費につきましては、学校給食法第11条第1項で、学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。また、第2項には、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると定められています。

現在、町内の小・中学校における給食費は、小学校が1人当たり月額4,300円、中学校が1人当たり月額5,000円と定められているところですが、昨今の物価高騰による給食費への影響を調査したところ、年間で約760万円程度不足することが見込まれ、学校給食に使用する食材の調達価格に大きな影響が出てきています。

そのため、本町では、子どもの成長を支えている学校給食の質や量を落とさずに、これまでどおり栄養バランスの取れた豊かな給食の提供を維持していくためには、保護者の負担を増やさずことなく、高騰する食材の増額分の負担を支援することで学校給食の円滑な実施ができるものと考えており、本6月議会において、地方創生臨時交付金を活用した補正予算を計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金は、菊陽町は交付限度額は1億1,891万7,000円が正確だと思いますけど、そういうことで来てるのかなというふうに思います。

それで、私たちが一般質問の通告を出したときは、町がプレミアム付振興券の発行や小・中学校への学校給食費の補助金などを計上する予算を6月に出すというのが分かりませんでしたので、こういうふうに質問をしているところなんですけれども、この補助金については、合志などは今年の4月から給食費の値上げを行ってたというふうに、恐らく間違いないと思いますけど聞いてるんですけど、町としては今の給食費の保護者の負担を増やさない、この補助を考えられているということで、速やかに対応していただいてよかったなというふうに思っています。

やはり、かなりいろんな物価の高騰で給食の量や質が落ちないかというのを皆さん一番心配されているところだと思いますけれども、今答弁にありましたように、落とさないために760万円ということで対応するというので、非常に保護者の方も安心されるのではないかと

いうふうに思います。

現場では献立の苦勞など、いろいろされているのではないかと推測をします。保護者の方が学校に支払うお金の中で一番負担が大きいのが給食費で、今お話にありましたように、年間5万円前後になるので、全国的にも今年3月の調査では44都道府県の中で小・中学校の給食を無償化している市町村が今161に急増しているそうです。私も、この間議会で給食の無償化や一部補助などを求めてきました。今日はそこまでは質問しないんですけども、それは引き続き求めていくんですけども、今回は保護者の負担軽減のためにその交付金を活用して、給食費の補助をしていただくということで、一安心というか、非常に安心をしているところです。また、給食の無償化や一部補助などは、今後の議会で求めていきたいというふうに思っています。

次に、2番目のJASの進出に伴う地下水問題について質問をします。

熊日の4月28日また4月30日の朝刊でも報道されていまして、もう皆さんも十分御存じだと思います。

新しい工場が1日当たり1万2,000立方メートルの地下水を採取し、その7割を再利用すると報道されています。また、工業用に採取される地下水は、町では工業用が371万立方メートルと水道などを含めた採取量全体の、これは2020年度ですけれども37%と報道をされています。今まで議会の中で地下水の問題を質問しても、なかなか町は公開していただけないのでよく分からなかったんですけども、こういうふうに報道されていまして、新しい工場の稼働後は、その割合はどのようになると想定されているのか、その点についてまずお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹君） 御質問にお答えします。

熊本県が実施しております地下水採取量調査によりますと、熊本市周辺地域12市町村全体の令和2年度採取量は、年間1億7,527万3,000立方メートルとなっております。菊陽町の年間採取量は993万9,000立方メートルですので、全体の5.6%となります。

内訳としましては、農業、水産、工業、建築物、水道、家庭その他に分類され、工業用採取量につきましては、周辺地域全体で2,434万2,000立方メートル、菊陽町では371万2,000立方メートルですので、全体の15.2%となっております。

熊本県によりますと、地下水のイメージとして、スポンジ状になっており、池のような空間があるわけではなく、そこに多くの水が含まれ、ゆっくり流れているとのこと。また、熊本県の地下水は、第一帯水層と第二帯水層があり、第二帯水層が深く、地下水を多く含むため、多くの企業等は第二帯水層から採取されています。

熊本市周辺11市町村の地域の住民、事業者及び行政機関等により構成されております公益財団法人くまもと地下水財団の地下水の水位調査によりますと、11市町村14の地点で観測されており、その年の降雨量の影響で変化はありますが、平成17年前後を境に地下水位は上昇傾向にあると分析されております。その要因としては、節水や地下水涵養の効果が考えられます。

御質問のJ A S M進出に伴います予想地下水採取量につきましては、1日1万2,000立方メートル、年間438万立方メートルですので、現在の工業用採取量の371万2,000立方メートルを合計しますと809万2,000立方メートルとなり、菊陽町全体の56.5%となりますが、J A S Mの稼働後の年間採取量の438万立方メートルと周辺地域全体の1億7,527万3,000立方メートルでの割合は熊本市周辺地域全体採取量の2.5%にすぎない採取量でありますので、地下水全体へ与える影響は少ないものと思われまます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 答弁ありがとうございました。

数値についてはちょっと書き取れなかったもので、後でお願いします。

それで、T S M Cについては、県内で就職、雇用の問題とか、いろいろ非常に歓迎されて、各自治体がプロジェクトをつくったり、いろんなことをしているんですけど、やはり一方で心配な点があるということで、熊日では半導体工場は回路を形成するシリコンウエハーに付着した化学物質などを洗浄するため多くの水を使うということで、J A S Mは使った水の7割を再利用する計画を示しているが、残りはソニーなども恐らく公共下水のほうに流して思うんですけども、そういうときにどういうふうに汚染とかしていないかとか、チェックは今でもソニーと同様にしていかれると思うんですけど、どういうふうにされているのか、その点について心配をしますのでお尋ねをしたいと思ひます。

保全条例は後で触れますけど、県は地下水を公共水と位置づけた保全条例なんかも持っていますので、そういうところは次のところで触れますが、まずその還元しない以外の分はどういうふうにチェックしていくのかについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹君） 御質問にお答えいたします。

地下水の枯渇につきましては、先ほどお答えしました熊本市周辺地域全体の2.5%となり、公益財団法人くまもと地下水財団の地下水の水位調査も上昇傾向にありますので、枯渇の危険性については考慮する必要はないと認識しております。

汚染の危険性につきましては、水質汚濁防止法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例などにに基づき、汚水を排出する事業所は熊本県への届出を義務づけられており、県では対象事業所の抜き打ち調査を実施し、問題のある事業所には文書で通知するほか、従わない場合は嚴重注意、改善勧告、改善命令などにより是正されています。

また、下水道法では、下水道へ排出できる汚水の水質基準に定められており、基準を超える汚水を流すことはできません。汚水の水質については45項目あり、企業側で自主検査し、水質の管理をするだけでなく、町からも年4回以上は各事業所へ出向き、水質の調査を行い、監視しております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 後で熊本県の地下水保全条例については御質問になるということでしたが、今環境課長が答弁しましたので、それに続きまして県関係の動きについて私のほうから少し答弁させていただきたいと思います。

熊本の地下水保全につきましては、熊本県が平成2年に地下水保全条例を制定し、地域共有の貴重な資源である地下水の汚染の防止、地下水の適正な採取、地下水の合理的な使用及び地下水の涵養について必要な措置が講じられるよう取り組まれております。

その中で、地下水の水位については、県において平成元年から熊本地域を中心に、おおむね合併前の市町村単位で30か所を超える観測井戸が設けられて、観測が続けられております。

菊陽町にも観測箇所が設置されておまして、平成3年の平均の地下水位は26.45メートルとなっており、観測が始まった平成元年からの地下水位の傾向といたしましては上昇傾向にあるというふうになっております。

地下水の水位は、先ほど課長も申しましたとおり、年間の雨量に大きく影響されますが、雨の量が少なかった平成11年から平成17年にかけて減少傾向があり、熊本の地下水を守るための様々な取組、これは水田の水張り事業とか涵養林の整備とか、地下水財団の整備もこの頃検討されておまして、取組が強化されております。その成果もありまして、平成元年から現在までの地下水の傾向は、繰り返しますけれども、上昇傾向にあるというようなことでございます。

また、地下水の水質の保全につきましても、平成2年から水質の監視調査が行われております。

調査の種類といたしましては、毎年行われる概況調査、そして基準値を超えたりすると継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査が行われます。概況調査の中には定点監視調査がございまして、県下全市町村で市町村ごとにそれぞれ1から13地点で毎年調査が行われております。令和2年度の調査地点では、全体で165地点というふうになっております。

調査項目といたしましては、地下水の水質汚濁に関する環境基準の28項目について調査が行われております。硝酸性窒素、トリクロロエチレン、カドミウム等を含めた28項目というふうになっております。

先ほども申しましたが、基準値より高い数値が検出された場合は、地下水の動向を監視する継続監視調査が行われ、汚染地区調査や検出井戸周辺地区調査、特定地点調査などが実施されることとなります。

また、汚染が確認されると、汚染についての削減計画が策定されまして、その計画に基づいていろんな取組が進められていくというふうになると思っております。

現在、菊陽町は、この地下水環境基準を超える地点はございません。

地下水の保全につきましては、地下水が住民の生活及び地域経済の共通の基盤となっていることや公共性のある水であることから、事業者、地域住民、県、市町村、それぞれの責任を果

たし、連携し、協働し、地下水の保全に取り組むことが重要であると、そのように思っておるところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 今副町長から説明がありましたけど、具体的には下水道課が担当され、検査とかは下水道課になるんですか、環境生活課になるんですか。排出のときは。

（「はい」の声あり）

そしたら、少し検査の、どういうふうにされてるのか、年に4回ということでしたけど、お願いします。

○議長（上田茂政君） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹君） 御質問にお答えします。

先ほどの年4回というのが、こちらの下水道法の話でありまして、先ほど環境生活課長からの答弁にもありましたが、熊本県の届けとは別に、下水道法により下水道施設に汚水を排出する工場または事業所は、下水道管理者である町に対して特定施設の設置等の届出が義務づけられており、水質管理のための測定も義務づけられております。

この特定施設には、製造過程において薬品等を使用する機械を設置する工場も含まれてるため、JASMは対象となります。ソニーグループについても、特定事業所の設置の届出の対象事業所であり、操業以来、水管理に問題なく取り組まれており、これまでの実績とノウハウからソニーグループとTSMCの水質管理技術者によるJASMの水質管理は町として問題ないと認識しております。そのため、町の立入検査につきましても、ソニーと同様の年間4回でJASMに示しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 町内には富士フィルムとかも有機溶剤とかを利用すると思うんですけど、やはりそこも同じような内容で検査をされてて、そういうのはしっかり公開していただけるんでしょうか。何か今までは、地下水に関しては、なかなか水問題に関してはいろいろお聞きしても企業の状況とかはあまり教えていただけない、ほとんど公開できないということ言われてたんですけど、そういうことはどうなんですか。

○議長（上田茂政君） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹君） 議員の御質問の地下水になりますと、下水道法ではなくて先ほどの水質汚濁法分野で、実際事業所において地下水に関わる分としては雨水で、汚水につきましては公共下水道で受け入れますので、そちらのほうでこういった検査基準などにより管理しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 分かりました。地下水と公共下水の両方を一緒に話してるから、ちょっと分かりにくいんですね。それはだから、地下水は地下水で話をして、公共下水のチェックはチェックで話を進めないとかちょっと分からないということですね。すいません、私の質問の仕方がちょっとよくなかったんで、その辺はまた整理して、引き続きお尋ねしていきたいと思います。

1つは、JASMが来る台湾などは、私の情報では歴史的な水不足に苦しんで、2020年などは台風が一つも上陸しなかった影響であり、昨年は何か使用ダムの貯水率が軒並み低下して、TSMCは節水や水再生の技術力向上に注力されたんでしょうけど、水が足りずなかなか生産活動を維持するのも難しかったという情報もあるんですが、こういう点は町としては、そういうことはどういうふうに情報を受けていらっしゃるのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、今の御質問についてお答えさせていただきます。

今議員おっしゃったとおり、一部報道等でもありましたように、台湾で水不足が発生したということは私どもも聞いております。台湾のほうでは、川とかから水を取水して、その水をきれいにして洗浄等に使っているということにして、やはり川が干上がると水が不足するという状況かなと思っております。

熊本におきましては基本地下水ということになりますので、台湾とは環境が異なりますので少し違うかなとは思っておるんですが、今申し上げたように、台湾でそういうことがあったということはお聞きしておる次第でございます。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） そういうことも注視しながら、また今後とも取り上げていきたいと思いますが、今日3番目に入ります。

先ほど副町長からもう既に触れていただきましたけど、JASMが地下水保全条例に基づき、その責任と義務を履行するために県、町、企業間で地下水保全協定の締結が必要ではないかとしています。

県の地下水保全条例では、基本理念として先ほどお話をしました、地下水は公共水、公共性のある水であるとの認識に立ち、事業者、県及び県民が地下水の保全に係るそれぞれの責務を果たすとともに、連携し、及び協働して地下水の保全に取り組むことにより推進されなければならないということで県の地下水保全条例には基本理念がうたっております。

それで、もう十分御存じだと思いますが、地下水保全のための協働の取組という項目がありまして、第5条の2なんですけれども、県は地下水の保全に関する対策を推進する必要があると認められる地域があるときは、当該地域の市町村、事業者などと連携し、及び協働して、当該地域の地下水の保全に関する対策に総合的に取り組むための計画を定めるとともに、その計

画を効果的に実施するための体制の整備を促進するものとするというふうにならなっております。

そういう点では、私たち共産党のほうも県に直接、地下水というのは非常に熊本にとって大事な水資源でありますので、しっかりと地下水の涵養や、そういう検証とか対策とか、工場が来ることに伴うことを実施してほしいということで要請をしています。県のほうも、やはり国家プロジェクトといえども地下水保全条例の遵守はしっかりと求めていくというふうにならなっております。この点では、町はどういうふうにならなっているのか質問をします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

地下水保全協定の件まで触れてもよろしいですか。

（16番小林久美子君「はい」の声あり）

なら、そこも含めて少し答弁させていただきます。

地下水につきましては、県民をはじめ事業者や行政も含めて、熊本県全体で共有する貴重な財産であり、公共性の高いものであります。地下水の保全と持続可能な利用は大変重要なことであり、地下水の利用について、総合的に注視していく必要があると考えております。

先ほど議員もおっしゃったように、地下水保全条例において、第3条の事業所の責務として、地下水の保全を図るために必要な措置を講じるものとして定められております。また、地下水の採取に関しても、地下水保全条例に基づき、申請等が必要となることから、所管する熊本県をはじめ、関係機関で適切に対応されるものと町でも考えております。

熊本県の地下水の涵養の促進に関する指針では、地下水採取量の1割を涵養量の目標とされておりますが、現在JASMからは採取量に対して同等以上、つまり10割以上の涵養を行いたいとお聞きしており、4月19日の町とJASMの立地協定の際にも堀田社長がその旨を公表されております。

JASMをはじめTSMC、ソニーグループも環境に高い関心を持たれており、地下水保全に関してもしっかりと取り組まれると考えております。

現在、大津町、菊陽町及び熊本市の一部で、白川から取水してかんがいされる水田に水を張って地下浸透させることで地下水涵養を行っています。その地下水涵養に関して、農政課と一緒におおきく土地改良区など関係する機関との協議を始めており、十分に涵養できる環境づくりも町として構築していきたいと考えております。

御質問にある地下水保全協定は、事業者に対してその責務である地下水保全への取組を求めるものと推察いたします。

今申し上げましたとおり、新たに立地するJASMは、地下水涵養にしっかりと取り組む旨を明言されておりますので、町としてはその取組をしっかりと支援しまして、地下水保全を図ってまいります。

なお、地下水涵養について、現在の仕組みを活用する場合は、水循環営農推進協議会、熊本

県、熊本市、大津町、菊陽町の5者で締結しております白川中流域における水田湛水推進に関する協定書に基づきまして、涵養事業に参加する事業者と水循環営農推進協議会において別途協定を締結した上で涵養事業に取り組むこととなります。

今後、その協定締結や地下水涵養の取組を推進できるよう、町としてしっかりJAS Mと連携の上、進めてまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 確認なんですけれども、今の答弁では、結局JAS Mが地下水保全のためのいろんな対応を明言されているので、町としては協定を結ぶとかということではなくて、それを支援していくとか、そういう回答でよろしいですか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 今おっしゃっていただいたとおり、JAS Mがその旨明言されていらっしゃるしますので、その動きをしっかり支援するのと、その動きをしっかり見守っていくといえますか、見ていくということが町としては必要かなというふうに思ってます。繰り返しますが、また涵養する場合は別途水循環の事務局のほうと協定を結びますので、そういったところで地下水涵養というのは担保されていくのかなというふうには思っております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 県や町や、この企業が非常にやっぱり大企業というか、まだ来てみないと私なんかはちょっと想像できないというようなところもありますので、一応今のところは町としては明言されているのでそれをサポートするということでしたけど、今までの傾向として、地下水に対して、ソニーや富士フイルムがどれだけくみ上げてるのかとか、そういうのも全く公開されていなかったわけで、この熊日の新聞で初めてこれだけの量を使うんだというのが分かったぐらいですので、やはり私たち熊本の本当にミネラルウォーターとも言えるこの地下水の大事さはそれぞれみんな感じてると思うんですけど、しっかりと情報も公開していただいて、多額の税金も投入されるわけですので、私は締結を望みますが、そうでないとなればそういう情報も町民の方にも公開するという姿勢で町としても対応していただきたいということを要望しておきます。

それから、今たくさん調べていただいて答弁をしていただいたんですけど、やっぱり口頭だけでは分からないところがありますので、もしよろしければ概要だけでももらえれば、私もまた勉強しながら、地下水を守るために今後とも質問等を取り組んでいきたいと思っておりますので、すいません、特別でしょうけど概要と数値とお願いして、質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~


休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 皆さんおはようございます。議席番号5番、公明党の西本友春です。

ロシアの武力侵略は、力による一方的な現状変更であり、ウクライナの主権を侵害し、国際秩序をも崩壊させる重大な国際法違反です。国際紛争解決のための武力行使を禁じた国連憲章をもないがしろにしたロシアの行為を厳しく非難します。

ゼレンスキーウクライナ大統領は、日本の国会でオンラインによる演説に挑み、アジアで日本が最初に対ロシア制裁に加わったことへの謝辞を述べた上で、日本の平和貢献に期待を寄せました。日本は、避難民の受入れや人道支援物資の供与など人道支援を積極的に行うとともに、戦争終結後の復興支援にも取り組んでいかなければなりません。

今回の質問は、結婚新生活支援事業、投票率の向上施策は以前質問して実現できていない項目で、地方創生臨時交付金の活用、補聴器購入への助成、带状疱疹予防接種への助成は初めての提案するものとなります。

質問は質問席にて行います。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 希望出生率1.8の実現に向けては、若者の希望する結婚がそれぞれ希望する

年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、平成28年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにおいても結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進めることとされており、また令和2年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱においては、実効性のある少子化対策を進めるため、住民に身近な存在である地方公共団体が地域の実情に応じ、結婚、妊娠、出産、子育てしやすい環境の整備に取り組み、国がそのような地方公共団体の取組を支援することとされており、このことから結婚に伴う新生活のスタートアップに関わるコスト、住宅取得費、住宅借入費、リフォーム費用、引っ越し費用等を支援する地方公共団体を対象に国が地方自治体による支援額の一部を補助しており、一般コースと都道府県主導型市町村連携コースがあり、熊本県はこの事業に取り組んでおり、世帯所得400万円未満の新規に婚姻した世帯が対象で、1世帯当たり補助額上限夫婦ともに29歳以下の場合60万円、左記以外は30万円で、補助率3分の2となっており、町での負担率は3分の1で可能な事業です。

本テーマの一般質問は平成30年9月、令和2年12月に行っており、周辺自治体の動向を注視しつつ、同事業を本町で実施することの効果を検討しながら、令和3年度の当初予算編成過程の中で適切に判断したいと考えておりますとの回答でしたが、本事業への取組は実施されませんでした。令和4年度では、熊本県下18市町村が本事業を実施するとされています。結婚新生活支援事業に取り組むべきと提案するが、町はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

結婚新生活支援事業については、周辺自治体における動向把握や本町で同事業を実施する場合の効果や課題の検討を毎年度を行っておりますが、周辺自治体では同事業の実施意向がないこともあり、同事業の実施には至っておりません。

議員御提案の少子化対策を目的とする同事業の実施については、出生率、婚姻率ともに熊本県内で最も高い本町においては、子ども、子育て支援施策の充実が、まずは優先であると考えます。しかしながら、少子化対策は全国共通の課題であり、本町でどのような取組を行うことが少子化対策に効果的か、議員から御提案のありました同事業を含め検討を継続したいと考えているところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 周辺自治体がということで、やってないということと言われてましたが、最終的にいきますと、令和3年度実施しなかった理由をもう一度説明をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

まず、理由は3点ほどあります。

まず1つ目が、先ほどおっしゃられたとおり、周辺自治体の実施していないというのが理由の一つではあります。

2つ目が、本町の事情を考えると、学童保育施設の整備など子育て支援策の充実がまずは優先、財源だったりマンパワーを集中させなければならないという判断があったというのが2点目。

3つ目が、菊陽町内においても少子化が進んでいる地域は確かにございます。そういった地域に対しては、定住促進補助事業を既に実施済みでありますので、改めて議員から提案のありました同事業を実施する必要は今のところないのではないかなという判断に至ったということでございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 3点ほど聞きました。

2020年5月29日閣議決定された少子化対策大綱では、基本的な目標として、希望出生率1.8の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠、出産、子育てに希望を見いだせるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により希望する時期に結婚ができ、かつ希望するタイミングで希望する数の子どもを持てる社会をつくるとされています。

一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成17年には1.26と過去最低

を記録しました。18年以降は穏やかな上昇傾向にあったが、28年以降は再び低下し、令和元年は1.36、2年は1.33、令和3年度は新型コロナウイルス禍の影響も重なり一段と低下し1.30となり、6年連続の低下となりました。

先ほど、菊陽町においては、出生率もよそよりはいいというようなこともありましたし、子育て支援に多く予算を使うということの回答もございました。私自身、子育て予算のところは、いつも自分で言っているところではございますが、結婚、負担率が3分の1という額でございますので、そういう部分では、そんな町の財政的には負担はかからないというふうに考えますが、再度お伺いします、令和4年度の取組について。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 繰り返すにはなりますけれども、まずは子ども、子育て支援策の充実が優先というところが基本的な考え方ではありますけれども、少子化対策については本町でも課題であるというふうには思っておりますので、議員から御提案のありました今回の事業を含めまして検討を継続したいというところでございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 1点だけ町長にお伺いいたします。

先ほどの回答で、周辺自治体がやっていないということなんですけども、この結婚新生活支援事業については、本年度の3月に大津町で公明党の議員が質問をし、町長の回答では、菊陽町がするならしますという回答だったんですが、逆に町長にお伺いします。大津町がしたら、菊陽町もするかという、申し訳ございませんが。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） こういうことにつきましては、菊池地域、いろんな面で一緒に取り組んでいこうということで、大津町だけではなくて、合志市も、菊池市も、そういう広域連合あたりも持つとるというようなことでやっておりますけども、そういう面において、現在のところ今担当課長が申しあげましたように、現実的には非常にうちの町は子どもの数も多くて、今菊陽北小学校、次の武蔵ヶ丘北小学校も教室がなかなか足りない、学校給食のほうの給食室のほうもドライ化のほうに進めて建て替え等をやってみて、特に本町の場合は自校式のほうでやっていますので、それぞれの学校で取り組んだらということ、いろんな子育て支援の中では取組の中でもありますけども。

少し定住促進事業、これ南小校区だけについては児童数が非常に少ないということで、これも南小校区の中で新しく家を建てられて、そして子どもさん、小学生までのおる家庭については新築の場合が100万円と子ども1人に20万円ということで出しておりますが、そういう効果もあって、かなり南小校区のほうでも新しい家も建ち出して、子どもたちの数も増えているような状況であります。

そういったこともありますので、ただ将来的に見ていきますと確かにさっき小林議員も、今

の自分たちを支えていただく、いわゆる年金あたりも子どもたちにかかってきますので、そういう面では取組が必要になってくるとは考えておりますけれども、これもやはり税収を増やしているいろんな町の自主財源といいますか一般財源が増えていきますと、いろんなところに広がっていくと思います。特に今度のJAS Mの関係では、今、菊陽町が大体財政力が令和2年度の方で言いますと1.0までいっていますので、いわゆる不交付団体と同じような状況です。

それで、JAS M関係で増える税収については、私の思いでは全て町への交付というふうに思っておりますので、そういうことができると、やはりまちづくりの最終的な目的は住民福祉の向上ということを目指すところでありますので、今の段階でできること、これから取り組むこと等についてはきちんと将来を見ながらやっていきたいというふうに考えております。

特に、合志市のほうからは全く同じような状況にありまして、あまりどちらかが先にやると当然影響してきますので、福祉面でも菊池地域同等のような福祉対策をやっていこうということで4首長の中ではそういう話もしておりますので、十分福祉の向上面はお互い目指してはおりますけれども、そういった実情にあるということも御理解いただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） よく分かりました。菊池郡市で足並みをそろえながらということで、ただ必要ということは認識していらっしゃるということで。

では、続きまして、光の森町民センターにおける期日前投票は、平成28年7月から前日のみの期日前投票が可能となり、平成31年から投票日前における4日間が可能となりました。投票所における期日前投票の推移はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司君） お答えします。

過去4年間における選挙での期日前投票の推移について申し上げます。

まず、平成30年9月に行われた菊陽町長選挙、町議会補欠選挙では、全投票数に対する期日前投票の割合が52.22%と高くなっています。これは、選挙当日に大型で強い勢力の台風24号が接近する予想であったため、前日、前々日での期日前投票が多くなっています。

次に、平成31年4月に行われた熊本県議会議員一般選挙では、期日前投票の割合が27.82%となっています。

なお、この選挙以降、光の森町民センターでの期日前投票の期間を4日間としています。

次に、同じく平成31年4月に行われた菊陽町議会議員一般選挙では28.51%、令和元年7月に行われた参議院議員通常選挙では35.24%、令和2年3月に行われた熊本県知事選挙では35.59%、令和3年10月に行われた衆議院議員通常選挙では36.35%となっており、過去4年間の状況を見ますと、全投票数に対する期日前投票の割合は増加傾向にあります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） これは、全国的に期日前投票というのが非常に増えてきているということだと思います。だから、期日前投票の必要性というのが分かるというような数字でございま

した。

福井市では、商業施設や大学に期日前投票所を設置し、若年層の投票率向上に成果を上げています。平成27年に市内の人気商業施設3か所に設置、平成28年の参議院選では合わせて5か所の商業施設に期日前投票所を設置しました。また、平成28年の参議院選挙からは福井大学、福井工業大学にも期日前投票所を設置し、平成28年の参議院選挙では前回の同選挙と比べて3.85ポイント上昇の約53.18%、期日前投票者数は倍増に近い4万2,149人と2万人の増となったとのことです。

従来のように、有権者の来場を待つ投票所から、有権者がいるところに出向く投票所という発想の転換が投票率向上につながると考えられます。第49回衆議院議員総選挙実施に当たり、全国105か所のイオンの商業施設に投票所が設置されました。商業施設内での期日前投票所及び共通投票所の設置についてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司君） お答えします。

商業施設内での期日前投票所及び共通投票所の設置については、以前も西本議員から質問があり、お答えしておりますが、商業施設におけるスペースの確保、投票所におけるプライバシー確保、投票事務オンラインシステムの構築、システム障害時における選挙人名簿照合や二重投票防止対策、投票箱、投票用紙の管理や立会人、事務従事者などの人的体制の確立などといった課題がありますので、現時点では考えておりません。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今のところは考えてないということですが、投票率向上施策としてはやはり何らかの手を打つ必要があると私は考えております。

光の森町民センターで期日前投票をしている多くの方から、役場と同じ日程で期日前投票ができると余裕を持って期日前もできるし、友達とも一緒に行けるので、投票率も上がると思うので、何とか実現してほしいとの声を頂戴しました。

広報きくよう6月号には、光の森町民センターでの今回の参議院選挙における期日前投票は7月6日から9日、役場における期日前投票は6月23日から7月9日と記載されています。投票率アップのためにも、光の森町民センターにおける期日前投票を役場と同じ体制で実施できるようにすべきと提案するが、どのように考えているのか伺います。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司君） お答えします。

公職選挙法では、選挙人は、選挙の当日自ら投票所に行き、投票しなければならないとされており、選挙当日の投票が原則であり、期日前投票は投票日当日に投票に行けない事由がある場合に期日前投票所で投票ができる制度となっております。

御質問の光の森町民センターにおける期日前投票については、平成31年に行われました熊本県議会議員一般選挙以降は西部地域の利便性を向上させるため4日間としております。このた

め、日数で見ますと、身近な選挙であります町長選挙及び町議会議員選挙においては期日前投票の期間が4日間となりますので、役場と同じ体制となっています。

また、過去4年間の選挙における期日前投票の状況を見ましても、投票日の前日、前々日に投票される方の割合が高くなっておりますので、当面は現在の体制で期日前投票を実施してまいりたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 確かに、私も選挙のたびに期日前の数字を伺ったり、ホームページで確認すれば前日、前々日が多いのは確かなんですが、やはり町民の皆さんの声と一緒にしてほしいという声があるというのは事実ですんで、一度はそういうこともしっかりチャレンジしてもらいたいというふうに提案をしておきます。

じゃあ、続きまして、総合緊急対策において、地方創生臨時交付金のうち生活者支援に関する事業の一つに学校給食等の負担軽減など子育て世代に対する支援が可能となりました。本町においても活用すべきと考えるが、町はどのように考えているかで、学務課のほうは先ほど回答がございましたので、子育て支援のほう、よろしくをお願いします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

保育所等における副食費については、食材費の高騰による経済的負担への影響が徐々に出てくるものと認識しております。副食費の財源は、全て保護者の実費負担で賄われており、食材費の高騰が保護者からの副食費の追加徴収や献立の品数が減らされるなどの影響につながることは避けなければなりません。

保育所等における副食費の負担軽減策については、地方創生臨時交付金を活用し、副食費などの経費に充てることを目的とした補助事業の創設を現在準備中であり、準備ができ次第、予算計上を行う予定です。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） もう準備中ということで、次の質問をしようと思ってたんですが、1点だけ、小学校のほうに確認。先ほど760万円の予算ということで計上をされておりますが、今の世界情勢を見ますと、ロシア、ウクライナ問題で物価が先行き不透明な状態で、今後も物価がまだまだ高騰すると予想されますが、今後今の組んでる予算で足りない場合はしっかり子ども、子育てに影響がないように予算追加をする必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） 今後のことについてお尋ねがございました。

今年度の状況については、補正に計上させていただいておるところでしっかりやれるというふうに思っております。それ以後のことについては、今後の物価の状況でありますとか、ある

いは家計に与える影響、そして国の施策もにらみながら情報をしっかり収集していかなければならないというふうに思っています。ただ、現在のように、物価の高騰が家計に大きな影響を与えている状況の中で給食費を値上げをしていくということは適当でないというふうには考えております。また、菊陽町の自校式での学校給食というのは、おいしくて栄養があるという菊陽町の学校教育の大きな特色でございます。質、量を落とさないということは、これはしっかりと守っていきたいと、そういう中で、この2点のことを堅持しながら、必要な時点でまた対策を講じていくことになるだろうというふうには考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 回答ありがとうございます。

保育園についても、順次予算を措置をするということでございましたので、一言だけ声を紹介しますと、菊陽町内で保育園を運営している園長先生とお話をさせていただきました。保育園に対する補助は総額で幾らとなっており、副食費としては月に約4,500円とのことで、昨今の物価の値上がりは給食を作る全てのものがコスト高となっており、現在の副食費では1年間を乗り切ることができないので、他の保育園さんとも協議を行い町に対応をお願いしなくてはならない状況ですとの声だったので、予算を組んでいただいたということで、保育園を運営してる方もそこは安心をされると思います。

低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金が、令和4年4月の児童手当受給者の方、公的年金を受給していることにより令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、また新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど収入が児童手当を受給している方と同じ水準になってる方を対象に、児童1人当たり5万円、国が給付いたします。

ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯、家計急変、学生、生徒に対する給付金の支給を町はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

低所得の子育て世帯への給付金の支給については、児童1人当たり5万円の支給を行う国の事業を現在準備中であり、6月議会の一般会計補正予算案において、給付金予算2,250万円などの計上を行ったところです。また、ひとり親家庭に対する地方創生臨時交付金等を活用した町事業の給付金の支給は、過去に2回実施しており、給付金の総額は3,410万円となっております。さらに、今回の地方創生臨時交付金を活用した子育て世帯への支援策については、先ほどの答弁のとおり、保育所等における副食費の負担軽減策を準備中であります。

今回の地方創生臨時交付金を活用した事業については、複数の事業を計画しており、その事業の支援対象者はひとり親家庭等に限らず、コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者など、幅広く対象とする必要があります。

議員御質問の独り親家庭等に対する給付金の町独自での支給については、現段階では行う考えはありませんが、国、県の交付金事業の配分状況など今後の動きを見て、改めて事業実施の判断をしたいと考えます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） その取組はしっかりしていただければというふうに思っております。

令和4年4月の児童手当受給者の方は申請不要で、可能な限り6月末で支給するスケジュールとなっており、菊陽町では6月24日支給時期とされております。また、直近で収入が減少した世帯についても可能な限り速やかに支給することとなっているが、申請が必要となっております。申請が必要な世帯に対する周知は、ホームページ以外ではどのようなになっているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

町ホームページ以外での周知方法ということでございますけれども、まず、例えば児童扶養手当をもらってらっしゃる方とか、公的年金を受給されて4月分の児童扶養手当の支給を受けらっしゃらない方については個別に把握ができますので、そちらの方については町のほうから案内を送らせていただくというのが1点です。

3つ目の家計急変の方については、町での把握というのは難しいところがございますので、町ホームページに加えまして、広報等でも複数回周知を行いまして、申請が必要な方については情報提供したいと思っております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ホームページ以外での周知もしっかりお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、国際医療福祉大学教授岩崎聡先生のNHK健康チャンネルでは、加齢性難聴は誰でも起こる可能性があります。一般的に50歳頃から始まり、65歳を超えると急に増加すると言われております。その頻度は、60歳前後では5人から10人に1人、60歳代後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上との報告もあり、加齢性難聴で考えられる影響として、外出先で周りの音が聞こえないために事故などに遭いやすかったり、災害を知らせる警報に気づかなかつたりするなどの危険性があります。

また、難聴が続くと、認知症リスクが高まるという研究報告もあります。実際の認知症テストでは、難聴があっても補聴器を使っている方は認知症テストの結果が悪くなかったのですが、難聴があつて補聴器を使っていない方は明らかに認知症テストの結果が悪かったという結果が出ています。

このように、難聴に対して補聴器は必要不可欠なものとなっております。中央社会保障推進



協議会、2022年4月8日現在、全国41の市町村と東京では15の区と1つの村が補聴器購入費への助成を行っております。

加齢性難聴に伴う補聴器購入に対する助成をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 御質問にお答えします。

加齢性難聴に伴う補聴器購入費に対する助成の御質問につきましては、令和元年12月議会の小林議員の一般質問で答弁させていただいており、同様の答弁となりますが、本町における補聴器購入に対する助成につきましては身体障害者手帳をお持ちの方が難病患者の方を対象にしております。

障がい者の条件に満たない高齢者の方への補聴器購入助成につきましては、県内では益城町が実施しており、3万円を上限に助成されています。

2012年に発行された日本老年医学会雑誌49巻2号での研究発表によりますと、加齢による難聴者の有病率は、男性では65歳から69歳で43.7%、80歳以上になると84.3%となり、女性では65歳から69歳で27.7%、80歳以上になると73.3%となっております。このように年齢を重ねるにつれ多くの高齢者が対象となり得るような状況があることから、加齢性難聴に伴う補聴器購入に対する助成につきましては、国、県及び他市町村の動向を注視しながら研究してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 次も助成だから、そのまま行きます。

帯状疱疹は、水ぶくれを伴う赤い発疹が体の左右どちらかに帯状に出る皮膚の疾患です。強い痛みを伴うことが多く、症状は3週間から4週間ほど続きます。子どもの頃にかかった水ぼうそうウイルスが体の中で長期間潜伏感染し、免疫が低下した際などに帯状疱疹として発症します。疲労やストレスなども発症のきっかけになります。

周囲の人に帯状疱疹としてうつることはありませんが、これまで水ぼうそうにかかったことがない小児等には水ぼうそうを発症させる可能性があります。日本では、80歳までに約3人に1人がかかると言われております。

また、皮膚症状が治った後も、50歳以上の約2割の方に長い間痛みが残る帯状疱疹後神経痛になる可能性があります。予防としては、生ワクチンと呼ばれる子どもの水ぼうそう予防ワクチンと一緒にのもので、これは1回皮下注射を行います。予防効果は大体50%ぐらいで、5年を過ぎると有効性が落ちてきてしまうと言われております。ワクチンですので保険適用はなくて、費用は病院によって異なります。1回接種で大体8,000円ぐらいだと思います。もう一つは、不活化ワクチンや成分ワクチンと呼ばれるワクチンで、これは筋肉注射を行うワクチンです。2か月間隔で2回接種しなければなりません。予防効果は90%以上と高く、最新の報告だと、9年後の時点でもまだ有効性が保たれていると言われております。費用は1回当たり大体2万

円ぐらいで、2回打つので4万円ぐらいと少し高くなっております。ホームページで検索すると、全国で11の区市町の助成が確認できました。

带状疱疹予防接種への助成をどのように考えているのかお伺いたします。

○議長（上田茂政君） 保険衛生部長。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） 御質問の带状疱疹予防接種への助成についてお答えします。

御存じのとおり、予防接種は、法律に基づいて市町村が実施する定期接種と予防接種法に基づかない任意接種の2つに区別されております。現在、带状疱疹の予防接種は、予防接種法に基づかない任意接種となっており、接種費用は全額自己負担になっております。

この带状疱疹予防接種に対する助成については、県内の実施市町村は確認できませんでした。また、先ほど西本議員から御説明があったとおり、全国的に見ましても僅かな市町村しか実施されておられません。

国においては、予防接種施策について議論する厚生科学審議会で带状疱疹ワクチンについて、定期接種化に関する審議が慎重に進められております。

このような状況から、带状疱疹予防接種への助成につきましては、国の動向を注視し、見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 带状疱疹のワクチン、最近よくテレビコマーシャルでも周知をされておりますので、必要性は国もあるというふうには考えて、先ほど部長が言われたように、検討委員会なりでしっかりと国も進めていくとは思いますが、町としても先ほど助成金の話を2つほど補聴器も併せてさせていただきましたが、町長がおっしゃるように、財政指数ですね。財政力がついてきて、その後福祉の充実という形になってくるかと思いますが、そういう状況が来たらしっかりと取組を提案して、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時31分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和4年6月14日（火）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和4年6月17日（金）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（令和4年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和4年6月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第25号 令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第2 議案第26号 工事請負契約の締結について（菊陽町老人福祉センター屋根・外壁等改修工事）
- 日程第3 議案第27号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第28号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 日程第5 議案第29号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第6 議案第30号 菊池環境保全組合の解散について
- 日程第7 議案第31号 菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第8 議案第32号 菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について
- 日程第9 同意第2号 菊陽町監査委員の選任について
- 日程第10 同意第3号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決
- 日程第12 発議第6号 布田悟議員に対する問責決議（案）
- 日程第13 布田悟君の議会広報調査特別委員会委員の辞任
- 日程第14 発議第7号 県道4車線化の要望活動等についての調査に関する決議（案）
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

- 日程第1 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 日程第2 議案第33号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造他工事（1））
- 日程第3 議案第34号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造他工事（2））
- 日程第4 発議第8号 シルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書（案）
- 日程第5 議会広報調査特別委員会委員の選任
- 日程第6 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 廣 瀬 英 二 君

2 番 矢 野 厚 子 君

3番 大久保 輝 君
5番 西本 友春 君
7番 佐々木 理美子 君
9番 北山 正樹 君
11番 坂本 秀則 君
13番 佐藤 竜巳 君
15番 岩下 和高 君
17番 福島 知雄 君

4番 阪本 俊浩 君
6番 那須 真理子 君
8番 中岡 敏博 君
10番 布田 悟 君
12番 渡邊 裕之 君
14番 甲斐 榮治 君
16番 小林 久美子 君
18番 上田 茂政 君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 川端 慎一 君
書記 吉本 香奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤 三雄 君
教育長 上川 幸俊 君
総務部長 板楠 健次 君
保険衛生部長兼
健康・保険課長
土木部長兼
都市計画課長
総務課長 梅原 浩司 君
財政課長 澤田 一臣 君
商工振興課長 今村 太郎 君
総務課総務法制係長 小泉 秀和 君
施設整備課長 荒牧 栄治 君

副町長 吉野 邦宏 君
教育部長 芹川 博文 君
福祉生活部長兼
福祉課長 矢野 信哉 君
経済部長兼農政課長 山川 和徳 君
会計管理者兼
会計課長 矢野 和幸 君
総合政策課長 吉本 雅和 君
子育て支援課長 和田 征 君
建設課長 矢野 博則 君
学務課長 平 征一郎 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第25号 令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第1、議案第25号令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

議案第25号令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

新年度に入り、間もないですが、補正が必要なものが生じたので、お願いするものであります。内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に8億569万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を178億2,698万9,000円と定めるものです。

第2条では、地方債の変更を第2表で定めるものです。

5ページをお開きください。

第2表の地方債補正です。1の変更で、放課後児童クラブ施設整備事業について、限度額を4,500万円に変更するものです。

10ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の7新型コロナ対策事業費補助金は、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回事業化分のプレミアム付振興券事業などで1億6,242万4,000円増額しています。

目の2民生費国庫補助金、節区分の10新型コロナ対策事業費補助金は、説明欄の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、非課税世帯等への給付金給付事業の補助金として6,204万9,000円計上しています。

目の6土木費国庫補助金、節区分の6公園費補助金、説明欄の社会資本整備総合交付金は、菊陽杉並木公園拡張整備事業で令和3年度実施分の一部の国庫補助金が令和4年度に交付となったもので、2億9,700万円計上しています。

12ページをお開きください。

款の23諸収入、項の5雑入、目の4雑入、節区分の4その他の雑入、説明欄の振興券販売収

入は、プレミアム付振興券の販売収入で、2億円を計上しています。

13ページを御覧ください。

ここから3の歳出になります。補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の3財政管理費、節区分の22償還金、利子及び割引料、説明欄の繰上償還は、菊陽杉並木公園拡張整備事業で令和2年度繰越分の国庫補助金の一部が令和4年度交付となったことから、令和3年度に借り入れた地方債の一部を繰上償還する必要が生じたため、1億242万5,000円計上しています。

目の8財政調整基金等費、節区分の24積立金、説明欄の学校建設基金積立金は、今後の児童・生徒の増加に伴う学校施設等の整備のため7,000万円、総合スポーツ施設整備基金積立金は、本補正予算で計上している菊陽杉並木公園拡張整備事業に係る国庫補助金の一部を基金へ積み立てるもので、1億200万円計上しています。

14ページをお開きください。

目の12自治振興費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄のコミュニティ助成事業補助金は、4行政区の放送施設の整備に対する補助として1,000万円計上しています。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の13新型コロナ対策事業費、節区分の19扶助費は、説明欄の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、令和3年度に受給対象となっていない住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付するもので、6,000万円計上しています。

15ページを御覧ください。

項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、節区分の14工事請負費、説明欄の放課後児童クラブ建設工事は、菊陽北小学校の放課後児童クラブの整備に係るもので、資材高騰や整備内容の決定などによる増額分として3,311万7,000円計上しています。

目の9新型コロナ対策事業費、節区分の19扶助費、説明欄の子育て世帯への臨時特別給付金は、住民税非課税の子育て世帯などに児童1人当たり5万円を給付するもので、2,250万円計上しています。

17ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の4新型コロナ対策事業費、節区分の12委託料、説明欄のプレミアム付振興券事業委託料は、町内で使用できる3,000円分の食事券と5,000円分の商品券を合わせた8,000円分の振興券を5,000円で販売する事業で、振興券の換金事業等を委託する費用として3億2,509万9,000円計上しています。

18ページをお開きください。

款の10教育費、項の1教育総務費、目の4新型コロナ対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の学校給食補助金は、新型コロナウイルス感染症などの影響による食材の高騰に対して支援するもので、760万円計上しています。

最後に、19ページを御覧ください。

款の14予備費は、調整のため、144万4,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） それでは、お尋ねをいたします。

プレミアム付振興券のことについてです。複数のページにまたがってますので、12ページの中には振興券販売収入として2億円、それから17ページのほうでは商品券の委託料として3億2,500万円余りということなんですけども、プレミアム商品券はいいんですが、実際は売れ残ったときにどうするのかという方針をお尋ねするということです。前回のプレミアム付食事券、そのときも販売が一気に達成できなかったということで、誰でも何回でも買えますよというようなことになりました。大分県の佐伯市では、この事業で行き場を失って、1人が440万円余りの金額で商品券を買って車を買ったというような事例もありますので、お金持ちが一方的に得をするという方法は僕は好ましくないと思っておりますし、趣旨に反すると思っております。1世帯当たり2部という計算で4万部ということですけども、もし売れ残ったときにはどのような形を取って、その処理をするのか。その方針をお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、今いただきました御質問についてお答えさせていただきます。

全員協議会のほうでも御説明させていただきましたとおり、今回も広報紙等で各世帯2部ずつ引換券のほうを配付するところで考えております。その後、また追加で各世帯に引換券を配付したいと考えておまして、万が一それでも売れ残った場合は、販売を開放したいと。昨年度どおり、同じように一般に開放したいというふうに考えておるところでございます。その開放する際も枚数制限というものを行いまして、先ほどおっしゃったような、佐伯市さんのところで440万円買われた方がいらっしゃったということは私も報道のほうで承知しておるんですが、そういった偏りがないように公平に、できるだけ各世帯にお使いいただけるように考えながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第26号 工事請負契約の締結について（菊陽町老人福祉センター屋根・外壁等改修工事）**

○議長（上田茂政君） 日程第2、議案第26号工事請負契約の締結について（菊陽町老人福祉センター屋根・外壁等改修工事）を議題とします。

福祉生活部長、説明を求めます。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） おはようございます。

議案第26号工事請負契約の締結について説明いたします。

菊陽町老人福祉センター屋根・外壁等改修工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を説明いたします。

1、契約の目的、菊陽町老人福祉センター屋根・外壁等改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、9,108万円。契約の相手方、熊本県熊本市中央区保田窪1丁目3番20号、株式会社山口工務店、代表取締役山口隆博でございます。

次に、工事の施工箇所及び内容を説明いたします。

まず、本件は、公共施設等総合管理計画に基づき、工事を実施するものです。菊陽町老人福祉センターは、昭和62年に建設され、建設後35年が経過し、屋根及び外壁に著しい劣化が生じております。また、近年、気候変動の影響により災害が激甚化、頻発化しており、指定福祉避難所としての機能を確保するためにも、屋根、外壁等の改修工事を実施するものでございます。

資料を2枚めくっていただき、参考資料の次のページ、図面を御覧ください。

図面は、老人福祉センターの立面図です。図面の上の図が東側立面図、下の図が南側立面図となっております。

工事の内容を説明いたします。

図面の右側に赤枠で囲った部分に工事の概要を記載しておりますので、御参照ください。

1、金属屋根改修工事につきましては、既設の屋根に下地処理を行い、厚膜ウレタン高耐食性ガルバリウム鋼板をかぶせる横ふきカバー工法による改修を行います。2、外壁等改修工事につきましては、水洗い、亀裂の補修など下地処理を行い、複層塗材による塗装を行います。3、防水工事としまして、屋根、2階ポーチ、バルコニーにつきましては、記載しております

各箇所に応じた防水工事を行います。4、玄関ドアの改修工事につきましては、既設の中央2連両開きドアを撤去し、引き分け式の自動ドアに改修します。5、屋根階段改修工事につきましては、ウレタン塗膜による防水処理を行い、滑り止めのノンスリップの取付けを行います。6、内装工事としまして、現在ロビーの相談コーナーとして利用している箇所に、上部に開口部のある間仕切り壁の設置を行います。7、そのほかに、屋根に設置しております現在使用できない温水パネルの撤去などを行います。

なお、工期につきましては、令和4年7月1日から令和5年1月31日までとしております。

以上で福祉課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、菊陽町老人福祉センター屋根・外壁等改修工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽町老人福祉センターの屋根、外壁等の改修工事で、業種は建築一式工事となります。工事内容と設計金額から、4月14日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または支店等を有する業者で県の格付ランクB以上を有する7業者を指名しました。指名競争入札は4月26日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった7番目の株式会社山口工務店を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格9,295万円に対しまして落札価格は9,108万円で、落札率は97.99%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第27号 町道路線の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第27号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） おはようございます。

議案第27号町道路線の認定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定する必要があるため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

路線の内容については、参考資料の位置図により御説明申し上げます。2枚お開きいただき、位置図1を御覧ください。

赤い線で示しました番号①の路線は南方5号線、番号②の路線は南方6号線でございます。場所は、南方地区の北東側、株式会社愛歯の南西側に位置しております。町道中尾線を起点といたしまして民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路でございます。延長は、番号①の南方5号線が98.42メートル、番号②の南方6号線が28.5メートル。幅員は、2路線とも6メートルでございます。

次に、1枚お開きいただきまして、位置図2を御覧ください。

赤い線で示しました番号③の路線は、中尾8号線でございます。場所は、中尾地区にある菊池広域連合南消防署の南側に位置し、町道中尾線を起点といたしまして民間住宅地開発により築造された道路でございます。延長は135.7メートル、幅員は6メートルでございます。

次に、1枚お開きいただきまして、位置図3を御覧ください。

赤い線で示しました番号④の路線は、光団地8号線でございます。場所は、光団地地区にある町営光団地の北側に位置し、県道熊本菊陽線を起点として里道を終点とする、民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路でございます。延長は101.12メートル、幅員は6メートルから6.5メートルでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第28号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第28号熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） おはようございます。

議案第28号熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について説明いたします。

提案理由は、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に山鹿市を追加し、それに伴い、共同設置規約を変更するに当たり、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係地方公共団体の協議により定める必要があるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明いたします。

熊本広域行政不服審査会は、熊本市及び菊陽町等における熊本連携中枢都市圏の形成を機に、平成28年4月に本町を含む2市7町3村により共同で設置しております。市町村長が審査庁として審査請求の裁決を行うに当たり、客観性や公平性を高めるため、審査会が第三者の立場から審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性を審議し、市町村長に対して答申を行っております。今回、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに山鹿市を追加するため、協議により、本議案のとおり共同設置規約を変更するものであり、関係する地方公共団体において同文での議決を求めるものでございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

第1条中、「熊本市」の次に「、山鹿市」を加えるものでございます。

1枚目にお戻りいただき、附則で、この規約は令和4年9月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第29号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第29号熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） 議案第29号熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について説明いたします。

まず、提案理由ですが、熊本県市町村総合事務組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、関係団体において同文での議決を求めるものでございます。

この規約変更は、同組合の構成団体である小国町外一ヶ町公立病院組合が令和4年4月1日から小国郷公立病院組合に名称を変更したことによるものでございます。

2枚めくっていただき、参考資料の1ページ、規約の新旧対照表を御覧ください。

別表第1は、同組合同規約第2条で定める組合を組織する地方公共団体で、変更前の下線部分「小国町外一ヶ町公立病院組合」を、変更後は「小国郷公立病院組合」とするものであります。

次のページを御覧ください。

2ページの別表第2は、同組合同規約第3条で定める組合の共同処理に関する事務で、第3条第1号に関する事務は、職員に対する退職手当に関する事務となっております。3ページの第3条第9号に関する事務は、議会の議員その他非常勤の職員に係る公務災害補償に関する事務となっており、それぞれ変更前の下線部分「小国町外一ヶ町公立病院組合」を、右側の変更後は「小国郷公立病院組合」とするものでございます。

最後に、1枚目にお戻りいただき、附則で、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合組合同規約の規定は令和4年4月1日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第6 議案第30号 菊池環境保全組合の解散について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第30号菊池環境保全組合の解散についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） 議案第30号菊池環境保全組合の解散について説明いたします。

提案理由は、令和5年3月31日をもって菊池環境保全組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により、関係団体において同文での議決を求めるものでございます。

菊池環境保全組合は、昭和41年に、菊陽村、大津町、合志村、泗水町、西合志村のし尿処理の共同処理のために菊陽村外4ヶ町村し尿処理組合として設立され、その後、ごみの共同処理業務の追加や、し尿処理の共同処理業務の菊池広域連合への移管が行われています。このたびの菊池環境保全組合の解散は、行政事務の効率化及び共通経費と人件費の削減を目的とした、菊池広域連合と菊池環境保全組合の統合に伴うものになります。

菊池広域連合と菊池環境保全組合との統合の経緯につきましては、平成27年5月の菊池環境保全組合の管理者会議において、新環境工場等、現クリーンの森合志完成後の平成33年度、令和3年度以降に統合する方向性が示され、令和元年8月の管理者会議において、統合の時期は令和5年4月1日とする方針が示されました。その後、令和2年2月の管理者会議において、統合は令和5年4月1日を目標に進めること、統合の方式は菊池環境保全組合を菊池広域連合に編入することの2点が確認、了承されています。また、同じ月の菊池環境保全組合議会全員協議会において、管理者会議で確認、了承された内容の説明が行われています。翌年の令和3年11月の管理者会議では、統合の方式、期日、事務所の位置などの統合案及びスケジュール案が了承され、了承された内容は菊池環境保全組合議会全員協議会で説明され、その後、スケジュールに準じて手続が進められ、今回の議案上程に至っております。

今回の統合につきましては、地方自治法第288条の規定により菊池環境保全組合を解散し、その全ての事務を菊池広域連合が承継しようとするもので、一部事務組合の解散について、地方自治法第290条の規定により、関係団体において同文での議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 現組合員の職員について質問いたします。

解散後、令和5年4月1日から連合と一緒になるということですが、組合は少数精鋭で、少ない職員で運営されておりまして、若くて課長職に就いてる方もおられます。それで、今度一緒になった場合、職員の階級、また職種、その辺はどうなるのか説明をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） ただいま御質問いただきましたことについては、現在私のほうでは承知しておりませんので、ここではお答えができません。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 職員につきましては、菊池環境保全組合のほうで採用しています正規の職員については広域連合のほうに行きますけども、身分等については、広域連合のほうと合わせた内容で一緒にすることになっております。それから、既に、環境保全組合のほうにそれぞれの市や町から派遣しとった職員は全部それぞれの団体のほうに帰っておりまして、今、事務局長は再任用という形で1人残っておりますけども、来年の3月31日付で退職をするということになっております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今、答弁がありました広域連合と一緒にするというのは、年数とか現階級とか考慮して、広域連合の課長、係長とかに合わせるということですか。そうなれば、今、課長だった人が格下げ、係長になるということも考えられるということですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今の現職の、環境保全組合のほうで課長職等に就いとる者については、最終的にどう調整するかというのはありますけども、そのままの職の内容で統合するということが今話合いを詰めさせておりますので、不利益になるようなことには、取り扱うことはいたしません。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。



これから採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第31号 菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第31号菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） 議案第31号菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分について説明いたします。

内容は、議案第30号で御承認いただきました菊池環境保全組合の解散に当たって、菊池環境保全組合が所有する全ての財産及び権利義務を菊池広域連合が承継するものであり、財産を処分するには、地方自治法第289条の規定により、関係団体が協議の上で定めることとなっております。また、財産処分の協議につきましては議会の議決を経る必要がありますので、地方自治法第290条の規定により、関係団体において同文での議決を求めるものです。

2枚めくっていただきまして、参考資料は、菊池環境保全組合が令和5年3月31日の解散時に所有見込みの主要な財産の調書となっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 菊池環境保全組合の財産はこれでいいんですが、私が疑問に思うのが、菊池市のごみ処理に関する財産ですね。例えば、旭志にあるエコ・ヴィレッジ旭。今もあるか分からないんですが、ストックヤードも多分持ってたと思うんですよ。全員協議会の中では、エコ・ヴィレッジ旭や菊池のは町長はもらわんでいいとおっしゃったんですが、今後発生する東部清掃工場の解体や、このエコ・ヴィレッジ旭は、この間、全協の説明では、半分ぐらい解体して、あとは活用するという話でしたが、エコ・ヴィレッジ旭に関しては、あれは燃やしてないんですよ。あれ蒸して、ペレット状の固形燃料にして。だから、煙突もそんな高くないし、解体費用なんかは少額で済むと思うんですよ。東部清掃工場は、煙突は高く、ダイオキシンとかの除去とかも必要になるんで、かなりの解体費がかかると思うんですが、菊池のごみ処理に関する財産はなぜ広域連合にやらないで済んでいるのか。そこを質問いたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この前も説明いたしましたように、菊池市が持っております今の施設については、これは菊池市が全部、土地から建物から取得されて、菊池市のみのごみ処理をされておった施設ということで、菊池環境保全組合のほうの財産にはならないものでありますので、これは菊池市が判断されて、どうされるかというのは菊池市のほうで後の取扱いはされるということになるというふうに見ております。だから、菊池環境保全組合のほうがそれを引き取るということはありません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） いや、同文議決で、今度、新工場もできました。もちろん、菊池市はエコ・ヴィレッジ旭なんかもう使わなくて済むわけですから、我々が持つてる、組合といっても各市町がお金出して造って、またそれを解体しなければならいんですが、菊池市は新工場ができて一緒にしてるのに、菊池市のものだから別に財産持ってこんでいいですよということなんですか。何か菊池だけが得してるような気がするんですが、その辺いかがですかね。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 坂本議員がどう判断されとるかということでありまして、これ菊池市の財産で、あれを引き取ることによって今度は、環境保全組合が引き取れば、使っていなかった合志市、それから大津町、菊陽町もその分の、行く行くは費用負担になりますので、また菊池市の財産を、ほかの団体のほうからそれをいただくというか、そういうことはもう全く、組合の統合する中で議論にもならなかったような状況であります。

それと、大津のほうの施設の解体等につきましては、これは菊池市の場合は旧の泗水町が、それと大津と菊陽と合志で造った施設でありますので、それを使っていたところの負担割合で解体をするということで、菊池環境保全組合のほうの責任としてそれは、今、解体費の基金等も積立て等やってるような状況でありますので、その施設を使った、いわゆる受益を受けた内容で費用負担というのを計算して処理するということになります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） いや、議案に反対するものじゃないんですが、じゃ、菊池市さんは、広域と一緒に財産持ってきますよということは自ら全く言われなかったんですかね。そこはいかがですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それは全く言ってもおられないし、またそれを引き取るという、そういう議論もほかの団体からはありませんでした。それは当然、菊池市さんのほうでどうされるかというのは判断されて、残った財産をどうされるかということでは、されることであって、そこにこちらのほうから持ってきてくださいというようなことは全然ありませんでした。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第8 議案第32号 菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第32号菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） 議案第32号菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について説明いたします。

提案理由は、菊池広域連合と菊池環境保全組合の統合に伴い、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により、関係団体において同文での議会の議決を求めるものでございます。

議案書の2枚目、3枚目が、菊池環境保全組合の解散に伴い、菊池広域連合がその事務を承継するに当たっての菊池広域連合規約の一部を変更する規約となっております。

規約の変更内容について、2枚めくっていただきまして、参考資料の新旧対照表で説明いたします。

1 ページを御覧ください。

まず、菊池環境保全組合との統合後は、し尿処理に併せてごみ処理を行うこととなりますので、菊池広域連合が処理する事務を定めた規約の第4条第5号を改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関することとしております。

第5条第5号の改正につきましても、同様の理由から、し尿処理施設から一般廃棄物処理施設に改正しております。

第7条及び次のページの第8条は、菊池広域連合の議会の議員の定数及び関係市町の議会において選挙すべき定数を定めるもので、議員の定数をこれまでの16人から8人を加えた24人とし、各市町から6人ずつの選出とするものです。

また、別表を改正し、ごみ処理費に係る負担割合を追加しております。なお、負担割合は、現在の菊池環境保全組合規約の定めをそのまま引き継ぐこととしております。

戻っていただきまして、議案書の2枚目をお開きください。

附則の第1項で、この規約は令和5年4月1日から施行するとしております。

また、次ページの附則の第4項で、解散される菊池環境保全組合の全ての事務並びに財産及び権利義務を菊池広域連合が承継することを明記しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 同意第2号 菊陽町監査委員の選任について

○議長（上田茂政君） 日程第9、同意第2号菊陽町監査委員の選任についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次君） それでは、同意第2号菊陽町監査委員の選任についてを御説明いたします。

代表監査委員の橋本輝也様の任期が本年6月16日をもって任期満了となり、引き続き橋本輝也様を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

橋本輝也様の住所、生年月日は、記載のとおりでございます。

別紙でお配りしております関連資料を御覧ください。

経歴については、昭和47年4月に熊本県に入庁。本渡土木事務所をはじめ、県内各土木事務所、本庁土木部、各地域振興局で勤務をされ、平成26年3月に県南広域本部八代地域振興局土木部工務課長を最後に熊本県を定年退職されております。その後、平成30年6月から本町の監査委員に就任いただいているところでございます。

橋本様は、人格が高潔で、地方自治体の財務管理や事業の経営管理、そのほか行政運営に関し優れた知識や経験が豊富でございます。監査委員として適任でございますので、御同意いた

できますようよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第2号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 同意第3号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（上田茂政君） 日程第10、同意第3号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次君） 同意第3号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明いたします。

菊陽町固定資産評価審査委員会委員の3名の委員のうち、竹田哲夫様の任期が令和3年12月18日をもって満了しております。改めて委員として竹田哲夫様を選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めますのでございます。

竹田哲夫様の住所、生年月日は、記載のとおりでございます。

別紙でお配りしております関連資料を御覧ください。

経歴については、昭和42年4月に民間会社に就職され、昭和47年4月に熊本県庁に入庁されました。県庁では様々な部署で勤務され、平成21年3月に監査委員事務局監査審議員を最後に定年退職をされております。その後、平成24年12月から本町の固定資産評価審査委員会委員に就任いただいております。昨年12月まで3期務めていただいております。

竹田様は、固定資産に関して高い見識をお持ちであり、その豊富な御経験と高潔なお人柄は委員として適任でありますので、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第3号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（上田茂政君） 日程第11、委員長報告を行います。

文教厚生常任委員会に付託しました案件について、審査の経過と結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長坂本秀則君。

○文教厚生常任委員長（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。

文教厚生常任委員会に6月定例会で付託された請願第1号シルバー人材センターへの適切な措置を求める請願について、全員賛成で採択することに決定しました。

委員会の決定についての質問は、自席でお答えいたします。議員各位の賛同、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

請願第1号シルバー人材センターへの適切な措置を求める請願について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採決することに決定しました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時53分

再開 午前11時4分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 発議第6号 布田悟議員に対する問責決議（案）**

○議長（上田茂政君） 日程第12、発議第6号布田悟議員に対する問責決議（案）についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、布田悟君の退場を求めます。

[10番 布田 悟君 退席]

○議長（上田茂政君） この議案は、北山正樹君外4名の議員から提出されました。

提出者を代表し、北山正樹君、趣旨の説明をお願いします。

○9番（北山正樹君） 皆さんおはようございます。

発議第6号布田悟議員に対する問責決議（案）について説明を申し上げます。

その本題に入る前に、今日のこの発議に至った過程を改めて皆様方に御報告を申し上げたいと思います。

5月16日に、議会広報特別委員長の西本議員のほうから議運開催の要請がありました。内容としては、5月13日に開かれた広報特別委員会において布田議員が遅刻をしてきたということにより、再三にわたる欠席、遅刻ということで、議会運営委員会でこのことのどういうふうにするのか検討するように、そのことが要請されたということです。その広報委員会の要請を受けて、5月20日に議会運営委員会を開き、今日この決議案提出に至りました。以下、時系列に沿って説明を申し上げます。

令和2年7月、これは当時、文教厚生常任委員会でしたけれども、布田議員が無断欠席をした。令和4年2月、広報特別委員会を欠席をいたしました。それを受けて、本年3月、全員協議会で議長のほうから、出席、遅刻等々、そのことについて議員全員に注意の喚起があり、また議長から布田議員に対して文書で報告するよう指示をされましたが、布田議員はその議長の指示にも従っておらず、提出をしておりませんでした。これは、議長の指示、命令に背く行為であり、議会の規律保持に反します。今回は、そのときから2か月余りで起きた遅刻ということになります。令和4年5月、広報特別委員会を遅刻。このときは遅刻という形になっておりますけれども、広報委員会の報告では、議会事務局のほうから布田議員のほうに連絡をして、

それで出てきたということですので、もし連絡がなければ、そのまま無断欠席のままということになったかもしれません。

改めて開かれた広報特別委員会で、委員会の同僚議員から布田議員に対して厳しい指摘、意見が出されたのは当然のことだったと思います。その背景の一つが、広報委員会は議会の広報紙を作っているわけですが、その広報の編集会議というのがあります。それぞれの委員が役割分担をして広報紙を作るわけですが、その提出期日を過ぎても布田議員のほうから原稿が出てこなかった。広報委員長のほうから強く提出するよう要請を受け、後日といいますか、その後、提出されましたが、その内容は編集委員会で定めた方針とは違って、結論からいうと、広報紙にそのまま載せることはできない。期日が迫っている。そのことから、ほかの委員がそのページを代わったといういきさつがありました。そういうことから、広報委員会では布田議員に対してかなり厳しい意見が出された。そのような経緯があったと報告を受けております。

そのときの布田議員の反応ですけれども、2度も謝らなくてはいけないのか。謝れと言うんだったら謝る。どこまで遡ればいいんですか等々の言葉も出てきた。広報委員会からの報告資料の中には、不満を言いながら嫌々謝罪を行ったと記されております。しかも、この一連の不始末は、いずれも失念していた、忘れていたということであり、これは欠席や遅刻以前に、日常の心構えとして当然あるべき議員としての責任を忘れていた。自覚していなかったということの表れであります。

ここで、感情的に申しますと、人は間違ふもんですよ。ヒューマンエラーという言葉もありますから。私も間違ふことがありますよ。みんなそうだと思います。ただ、その人の評価というのは、未必、過失、そのことがあったそのときではなくて、その後の行動、態度が大きく評価を左右します。謝罪というのは行為ではありません。すいませんでした、それで済むんなら、済むと思ってることがおかしいと思うんですけど、謝罪というのは謝意の表現です。相手がそれを受けて、この人は本当に反省したなと思えば謝罪になりますし、謝罪しましたと言って、受けたほうが、何だあれはと思ってる限りは謝罪ということには当たらない。そのように思います。責任ある行動というのは、我々議員ということもそうですけれども、一瞬一瞬の責務を遅滞なく怠りなく遂行することです。この3点において、布田議員の今回の行為はいずれも厳しい指摘は免れない、そのように思っております。

以上をもって議会運営委員会を開きましたが、そのとき1回で物事を決めるのは危険ということで、慎重に検討しましょう。そういうことで、5月20日、6月1日、6月3日、6月7日、4回にわたって事実を確認するなり、あるいはどのような方針で事に及ぶのかということとを議会運営委員会の中で検討、話し合いをしました。時には、結構我々も熱が入って、場合によっては人が、まあまあまああつて。落ち着け、落ち着けというような状況になるまで激しい議論をしました。

今月8日の全員協議会で、この事柄の経緯と議会運営委員会の方針を説明した後、同僚議員の皆さんからはいろいろと御意見をいただきました。その意見の多くは、既に議会運営委員会



の中で出されて検討したものが多かった。その全員協議会の中で、私の報告のほか、議会運営委員の皆さん方の御意見も出していただきまして、その御意見の中でこの方針に至ったことを同僚議員の皆様方は理解していただけるものと私は信じております。結果的にですが、その8日の全員協議会の後に改めて議会運営委員会を開いて、今後の検討、対応策について話し合った結果、本決議案の提出に至りました。

次に、町民からの負託、公的機関としての議会及び議員の在り方、規律の保持についてです。まず、一般論として、世間、世の認識として、菊陽町の役場の職員であるとか一般の会社とか、正社員、パート、アルバイト等々、そこで仕事をされてる方々の勤務ということについてですが、無断欠勤とか遅刻というのは、それは許されないというのが常識でしょ。議会は公の機関であり、一般とは違って、高い規範意識が求められていると私は思っております。我々の報酬は、町民の皆さん方が納めていただいた税金の中で賄われております。

以上から、一般企業の就業規則、規範意識というものとは比べ物にならない認識が必要であるということもまた議会に求められている事柄だと思っております。スケジュール管理というのは当然自らがすべきものであって、そのとおりに遂行する、行うということは当然のことでしょう。菊陽町政治倫理条例の第2条には、議員は町民全体の奉仕者として自らの役割及び責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならないと定めています。地方自治を担う片方の議会が、真に主権者である町民の皆さんからの負託に応える姿に立ち返る必要があるため、議会運営委員会全員の判断として今回の問責決議案を提出することになりました。

以上が事柄の、提出するまでの推移になります。

では、問責決議案のほうに移ります。読み上げます。

発議第6号布田悟議員に対する問責決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり、菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

提案理由。布田議員の無断欠席、遅刻に関して、同議員本人の責任を問い、併せて菊陽町議会の品位を保つことを目的に提出する。

質問がありましたら、自席からお答えをいたします。同僚議員の皆さんの賛同をよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 今、北山議員のほうから説明がありました。私、ちょっと分からないというか、ちょっと質問したいと思います。

私自身、議会事務局からスマホに2つの、委員会か全協か忘れちゃったけど、何しろ2つの会

議の招集がスマホに入ってたんですね。それで、一つのほうは見たんですけど、一つのほうを見落として、失念したというか、一つのほうを見落としてまして、議会事務局から、もう会議が始まっていますという報告を受けて、慌てて参加したことがあって、それは私の不注意だと思うんですけども、本会議も委員会も招集があれば遅刻とかしないようにしないといけないというのはもちろん分かっています。ただ、議運で検討されたときに、例えばそういう遅刻とか、何か事情があって遅刻をする。で、連絡した場合はそういうのはどうなるのかとか、その辺の議論をされたのかどうかというのをお尋ねしたいです。

それから、私は問責というのがちょっと似つかわしくないんじゃないかというふうに思っています。そこは議長、副議長の議員に対する指導が必要だと思って、注意なり警告なりしないといけないんじゃないかというふうに思っています。布田議員はそうしたのにもかかわらず反省文も出されなかったとか、そういうのは先ほど理解はしたんですけども、もしほかの議員が遅刻とか繰り返した場合は、議運としてはそのたびに問責とか出すのはちょっとおかしいと思ってるので、そういうのは議運ではどういうふうに議論なさったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 布田議員が欠席、遅刻した理由を広報委員会のほうから出していただいております。その中に、いずれも失念していたというようなことが書いてございますので、改めて、なぜ欠席したのか、なぜ遅刻したのかということを議会運営委員会のほうで聞くということはありませんでした。そのことが正しいということが前提で私たちのほうは議論を進めた。そのような経緯があります。

また、もう一点ですが、この件について議運で取り上げるべきではなく、議長、副議長のほうからということ、今の質問だと思うんですけども、この件についても実は議運の中でさんざんやったんですよ。片一方の意見では、今、小林議員が言われたように、これは議長から見た議員の不始末に対する監督責任ということで、議長が行うべきだということと、片一方では、議長のほうは中立的な立場で、問題の是非を別の委員会に委ねて、その決定に従うというほうが正しい。2つの意見があって、そのことをさんざんやり合った挙げ句に、やり合った挙げ句というか、ちょっと言葉が悪くて申し訳ありません。そのことを繰り返して協議したということがあります。その結果、今回のことについては議運のほうで提出をしましょうということに決まりました。

で、今後、同様のことがあったらどうするかというのは、その時点でまた考えるべきことだろうと思いますので、今回のことについては、布田悟議員のことについて5回話し合いを行った、議会運営委員会の中で話し合った結果で議運が提出するということが決まったということをお答えとします。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 今回の場合はそういうふうに議運でしっかり議論したんだと。もし次

にそういうことが起きたら、そのときにまた考えるということだったんですけど、それでは私たちの議員運営はいけないんじゃないかと私自身は思っています。やっぱりどっかで、全く招集したにもかかわらず遅刻するときの理由も言わない。失念して何回も欠席する。その線引きをどこですのかというのを冷静に議運では議論すべきではないかと私は思っています。

どちらかという、議長や副議長が、そんなに遅刻する、失念したら、やっぱり反省とか、そういうのを注意して、布田議員さんから反省を出してもらおう。でも、それが幾ら再三注意しても出なかったと。そうなれば、また次の段階で議会としてはどういうふうな対応をすればいいのかというのが、本会議なんかを休んだときは戒告とか、本会議場で議長がきちんと説明して、それに対して議員が謝罪なり自分の意見を述べたりというのがルールとして決まっています。でも、今回、委員会とかというのはそこまでのルールが、私も調べましたが、ない中で、次に同じようなケースが起きた場合は議運としてどういうふうに対応するというふうを考えておられるのか、やっぱり今の説明ではよく分からない。何回も議論されて、非常に苦労されたというのは分かるんですけど、そこについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 賛成者の一人の坂本です。まず、第1点の質問ですね。

（16番小林久美子君「賛成者はしていいの」の声あり）

はい、いいです。

布田議員は、広報委員会の招集に、了解しましたという連絡が、返信あったということなんです。だけ、全くそれを見てないじゃなくて、自分でもう、了解しましたという連絡を受けたそうなんです。

で、2点目ですね。議長、副議長が指導すべきだということなんです。私、布田議員が議運の委員長を辞職された経緯とかも議長から聞きました。その委員会のために報告ありました。そのときも同様のことで辞職されたようなことでした。そのときも議長も再三注意された。その後も、1回目の反省文を出せ、2回目の始末書を出せ、そのときも注意されてるんですね。それにもかかわらず、3月定例会以降も同じことを繰り返した。それで議運に広報委員会からこういう話が来て、議運で会議した結果、問責という形になったという流れです。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 質問にお答えしたいと思うんですけども……

（16番小林久美子君「どっちか……」の声あり）

まあまあ。小林議員の質問に対する答えですよ。まず最初に、小林議員の考えというのをはっきりさせていただきたいと思いますが、議員の出席義務、議員でなくてもですけど、遅刻、欠席が許されるものかどうなのか。そのことについてまずはお答えをさせていただいた上で、その後で僕がまたお答えをいたします。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） もちろん、本会議、委員会、議員はしっかり出席しなければならないというのは、先ほど、北山議員さん、私、発言してると思いますが。

それで、なおかつ、それをベースにはしますが、先ほど私の言ったケースも実際はありました。それはスマホをちゃんと確認しなかったというのがあるんですけど、それは置いといたとしても、基本的には参加しないといけません。ただ、これが問責が本当に一番必要なのかというのが私がちょっと、そこは分からないと。だから、私は議長や副議長の指導、注意でいいのではないかとこのように思っています。それは議運にも当てはまることで、私たちが議会基本条例とかいろいろつくってますけれども、冷静に指導、そして先ほど言いましたよね。もし、それが次の段階に行かなければいけないとなると、本会議なりで議長が、この間、経緯でこのように注意したけれども駄目だったと。そこで戒告とかということになります。またそのときに本人が自分で謝罪するなら謝罪するという、そういう段階もしっかり踏む必要があるのではないかとこのことを言いたいですけど、私の考えです。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ですから、議長がするか、議会運営委員会がするかということをお我々議運の中で話し合った結果、議運ですということを決めたということです。今後については、今後のそのケースによるでしょう。今回は単なる欠席ということだけではなくて、広報委員会での布田議員の態度と申しますか、そういうことにも関係をしているということが一つです。

議会運営委員会の中で、これは全員協議会の中でも僕は説明しましたが、布田議員に対する問題と捉えるか、議会の品位あるいは規律を守っていくという議会運営上の問題と捉えるかということでは捉え方が違うということをお、あのときも僕は皆さん方の御意見、質問に対してお答えしてるとおりです。今回の布田議員のことについては、議会運営、そして品位を保つということで今回については問責決議をするということです。

確かに、決議案としてはいろいろ段階があるんですよ。その中でいろいろ検討した結果、その責任を問うと。責任の自覚を問うということですね。責任の自覚を問うということで今回はいきましょうというのも議会運営委員会の中で決めたということです。なぜそこに決めたかと言われても、我々の討議の結果、そこに決まったと。そのようなことです。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 小林さんも御存じと思いますが、議会では懲罰は3日以内じゃなければできないんですよ。本会議場でしなさいと言っても、3日以内で動議を出さなければできないので、こういう問責になったということなんです。そこは御了承いただきたいと思っております。

で、議長、副議長も再三注意されたけども、もう手に負えないと。そういう報告を受けました。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 1つ御質問いたします。

この問責に至るまでに布田議員に対して、布田議員の行為は分かりました。この中で、委員会の辞職を促すとか、そういう部分の考えはなかったのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 広報委員会のほうから開かれたものの中に、ぜひこれだけはしてほしいというものの中に、議長のほうから委員会辞職を要求するというのがありましたので、それはそれでもって広報特別委員会の趣旨は尊重しているということです。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

布田悟君の入場を許可します。

〔10番 布田 悟君 入場〕

○議長（上田茂政君） 布田悟君に告知します。

発議第6号は可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 布田悟君の議会広報調査特別委員会委員の辞任

○議長（上田茂政君） 日程第13、布田悟君の議会広報調査特別委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、布田悟君の退場を求めます。

〔10番 布田 悟君 退席〕

○議長（上田茂政君） 6月8日、布田悟君から、一身上の理由により議会広報調査特別委員会委員を辞任したいと申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、布田悟君の議会広報調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

布田悟君の入場を許可します。

〔10番 布田 悟君 入場〕

○議長（上田茂政君） 布田悟君に告知します。

議会広報調査特別委員会委員の辞任を許可します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 発議第7号 県道4車線化の要望活動等についての調査に関する決議（案）

○議長（上田茂政君） 日程第14、発議第7号県道4車線化の要望活動等についての調査に関する決議（案）についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、佐藤竜巳君の退場を求めます。

〔13番 佐藤竜巳君 退席〕

○議長（上田茂政君） この議案は、甲斐榮治君外7名の議員から提出されました。

提出者を代表して、甲斐榮治君、趣旨の説明をお願いします。

○14番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

最初に、決議案を朗読し、読み上げまして、その後、若干の説明を行いたいと思います。

お手元にある決議案を御覧いただきたい。

県道4車線化の要望活動等についての調査に関する決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり、菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

文言を1つ訂正しますので、よろしく申し上げます。提案理由の1行目の、県道4車線化、等が抜けてますので、等を補ってください。などですね。

提案理由。令和4年6月8日に本会議で報告したとおり、県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する調査特別委員会（以下、さきの調査特別委員会と略す）の調査権限には、参考人聴取という委員会の性格上の制限があった。ゆえに、確定できた事実がある一方、明らかに虚偽と思われる陳述があっても確定できず、また、陳述が食い違って事実認定が困難な事柄が多数あった。さきの調査特別委員会でのそれ以上の踏み込んだ調査は困難であったし、再調査はかえって事態を混沌に陥れる危険性をも含んでいた。しかも、等、などですけど、等に当たる部分には民間に対する調査項目もあったので、未調査のまま残された。

さきの調査特別委員会の発議書の提案理由には、真相を明らかにし、議会及び本町の信頼を確保するとあった。この議決を全うするためには、未確定の事項の真相を解き明かし、かつ等に含まれる事項を調査し、議会の態度決定に資する明確な資料を提供する責務が残されていると考える。そもそも県道大津植木線や県道大津西合志線の4車線化実現は、菊陽町の現状を考えれば、間違いなく喫緊の課題であり、今後の要望活動を議会と行政が強固に連携しながら進めていくためには、今回の調査を疑義が残ったまま終わらせることはできないと考える。とす

るなら、次の段階で必要なものは、虚偽の発言を許さぬ、より強い権限を持った調査権である。よって、地方自治法第100条に定める権限を委任された新たな調査特別委員会の設置を提案するものである。

県道4車線化の要望活動等についての調査に関する決議。

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり県道4車線化の要望活動等についての事務に関する調査を行うものとする。

記。1、調査事項。(1)県道4車線化の要望活動等についての事務に関する事項。

2、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第109条及び菊陽町議会委員会条例第5条の規定により、委員8人で構成する県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する百条調査特別委員会を新たに設置し、これに付託して行う。

3、調査権限。本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記調査特別委員会に委任する。

4、調査期限。上記調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費。本調査に要する経費は9万円以内とする。

以上が決議案ですが、若干、補足説明を行います。

3月の議会で皆さんに調査特別委員会の決議をいただきました。それから委員会を開催しましたが、約2か月ちょっとの間に7回、それから県議会議員を訪問したのが2回、そういう大変委員の皆さんには御苦労いただいた詰めた日程の中で調査を行いました。答申にありましたとおりに、証言者の陳述には多くの食い違いがありました。食い違っているということは、どちらかが虚偽を述べていることとなります。議会には、これらを再調査して真偽を定める責任があると考えます。

単なる調査特別委員会では、参考人の発言に虚偽があると推定された場合に再喚問はできません。できますが、参考人が喚問に応じなければ、再度の証言は不可能であります。強制力がないからです。また、参考人が前言を翻した場合、前と、それとは違いましたというふうに前言を翻した場合、いずれが真実であるかを確定するための手段が前委員会にはありませんでした。事実を確定させるためには、地方自治法第100条に規定するところの強制力ある権限を委任された調査特別委員会の設置を必要といたします。

第100条の権限が特別委員会に委任されれば、参考人は証人となります。偽証した場合には、禁錮刑あるいは科料が科されます。百条特別調査委員会の目的は、事実の確定であります。調査される人に不正、これは正しくないという意味の不正、あるいは不整、整わないという意味の不整、の点があると推定されるにもかかわらず、なおかつ真実を言わないときには告発も可能であります。しかし、この百条委員会の目指すところは、あくまでも事実の確定であります。調査される人の出处進退を決定するものは当委員会ではなくて議会であり、また有権者であります。さらに、被調査人、本人ですね、本人に自らの去就を決定する義務と責任が存

在をします。

本町は今、大変重要な課題に直面しているので、このような調査よりもするべき大事なことがあるという御意見も頂戴しました。ただ、これは、重要な課題があれば、それも並行して取り組めばいいだけのことであります。議員や執行部が緊張感を持って職務の遂行に当たり、その姿勢を正しく保つ活動は、これは日常、不断に必要なものであります。

百条調査委員会で調査すべき項目は以下のとおりです。

さきの調査特別委員会で陳述が食い違った部分の再調査。今度は強制力が加わります。それから、その食い違った部分ですけども、特に佐藤町議とN測量設計の雇用関係等の再調査。つまり、議員が、自分が兼職している企業を、その関係を継続したままで自らの所属する公共団体の事業にあっせんしたり、指名業者として認めさせることが適切であるかどうかということに関わる大変大切な問題であります。そのことを調査すること。それからもう一つは、先ほど申し上げた手つかずだった点、つまり等、などですね、などに関わる課題を設定をして調査をする。私のところにもいろいろお話は来ております。が、これはあくまでもまだ個人的な問題なので、公の場に出して、機関としてこれを検討して、こういうことを調査する必要があるという課題を設定した上で調査をしなくてはならないと。こんなふうに考えております。

最後になりますが、調査される人に疑念を抱かせるようなことがあれば、それを調査することは議会の義務であります。しなければなりません。反対に、調査する人に疑念がないと。潔白だということであれば、百条委員会といえども、被調査人、調査される人の行為の正当性を証明する場ともなります。そのような性格を持った公的な調査機関が百条委員会です。この調べるという行為について、私は反対の余地はなかろうというふうに考えて発議に至りました。全議員に賛成いただけるものと確信をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 今、甲斐議員の決議に至った経過とかお聞きしたんですけど、百条をするということと今提案がありました、私たちが持つて政治倫理条例ですね、議会の。それで、一つは、町工事等に関する遵守事項のところ、第5条の中でいろいろ説明してあるんですけど、企業及び議員が経営に携わる企業は云々ということで、疑念の念を抱かせることのないよう努めなければならないというのがあります。その中に、議員が経営に携わる企業のところに、議員が定期的に報酬を受けている企業というのがあるんですね。この前の問題として、議員は、指名業者なり、そういう町の業者に定期的に報酬を受けている場合に、就業等の報告義務があつて、議長とかにしっかり報告しないといけないというのがあるんですけど、それは政治倫理審査会で検討しないといけないというふうに私、理解してるんですけど、私はだからその基本も大事じゃないかというふうに思ってるんですけど、それと百条との関係はどう



考えておられるのかお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 当初、さきの調査特別委員会を立ち上げるときに、政治倫理審査会でもいいんじゃないかという話があったんです。だけど、政治倫理審査会も、証言が違った場合に、それを確かめる手段がありません。前の特別委員会と同じようなことになります。ですから、例えば政治倫理審査会を立ち上げたとしても、そこで黒白がはっきりつくという保証はどこにもないということです。

前からこれは、そういうふうに私も言うておりますけれども、政治倫理審査会、それから前の調査特別委員会、これは私は性格としては情報公開のための調査をする機関というふうに理解をしております。政治倫理審査会についても、それから特別調査委員会あるいは百条調査委員会についても、事実を調べて、それを報告をして、その報告を受けた議会がどう判断するか。あるいは、選挙で有権者がどういう判断をするか。最後の処置についてはそういうふうになるというふうに私は理解しております。ですから、我々がすべきは、疑いのない事実を全議員なり、あるいは有権者なりに調べて報告をすると。そういう性格のものだというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） ほかに。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 百条の調査権について質問いたします。

百条の調査権は、議会の持つ重要な職責を十分に果たすために町村の事務について調査できる権限でございます。決議案の調査事項は、県道4車線化の要望活動についての事務に関する調査という非常に抽象的な表記でございます。これが菊陽町の事務と解釈されるのか、その根拠についてお尋ねいたします。

また、これが菊陽町の事務と解釈されるのならば、県道4車線化の要望活動等についての事務とは具体的に菊陽町のどの部署を指すのか、また事務内容についてどのような調査をされるのか、明確にお答えいただきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） その件については、よくよく考えて、県の議長会の事務局等にも随分問合せをして確認をしております。一つは、今阪本議員がお尋ねになったのは、百条の調査対象になり得るのかどうかという話だと思うんですね。これは、平成18年版の地方自治法令研究会の編集、地方自治法の86ページに、実例、判例として調査対象となる事務の範囲ということが出ております。それによりますと、地方公共団体の事務に関する調査とは第2条第2項の事務であって、これは先ほど申された通常の仕事のことですが、通常は現に議題となっている事項、これ異論のないところですね。もしくは将来議題に上るべき基礎事項、これに該当する。もう一つは、または世論の焦点となっている事件、これに該当する。これは判例ですので、それは動かない解釈だというふうに思います。

それから、ちょっと待ってください。ちょっと今、資料がありませんが、今の答えで十分ではないかというふうに考えます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 具体的に菊陽町のどの部署を指すのかをお答えいただきたいと思いますし、議員必携の、私、7年前のなんですけども、53ページによれば、調査の対象となる事務は法第2条2項に定める町村が処理する事務である。したがって、町村に関係のない民間団体の事務、個人事項はその対象にならないと明記してございます。法第2条第2項には該当せず、百条委員会の設置はできないと私は解釈しております。

また、この調査権は強制力を伴う強力な権限であるから、その発動に当たっては、政争の具に供したり、個人的秘密に及んだり、個人攻撃の手段に利用されることのないよう慎重を期すべきであるともあります。この内容からも、今回の事案に百条調査権の付与はすべきではないと思いますが、この点について質問いたします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今申し上げたことと重なることをお聞きになったと思いますが、県道の4車線化というのは今のところは、純粋には県の事業ですよ、これは。けども、これを4車線化にするという要望活動は既に始まっている。そして、県道の4車線化に関わる機関としては菊池南部総合交通研究会が立ち上がっておりますし、この中に菊陽町はメンバーとして入っております。ですから、そういう意味でも菊陽町の将来事務になり得る、そういうものであるということは明確であるというふうに思うところです。

しかも、この問題については今までも何回も何回も議論をしてきましたし、世論の焦点となっている。そういったものについて調べるのは議会として当たり前じゃないか。特に、先ほど言い忘れましたが、百条調査権の対象となるべきことは、我々の議会の自律権に関することですね。つまり、先ほども遅刻とか出欠の状態が問題になりましたけども、議会の自律権に関することも当然百条の調査対象になり得ると。私は、そういうふうに解釈をしております。

そしてまた、先ほどのどの部署かとおっしゃいましたが、それがどの部署になるかは、4車線化が要望から今度は動き出した場合に、どの部署にその課題が行くかということによるというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 先ほど、提案理由でございましたけども、5行目ですね。等に当たる部分には民間に対する調査項目もあったので未調査のまま残されたということでございますけども、先ほども申しましたけれども、調査の対象となる事務は法第2条第2項に定める町村が処理する事務であり、したがって町村に関係のない民間団体の事務、個人項目はその対象にならないと明記してございますが、この点の兼ね合いについてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 先ほど申し上げましたように、この等については、まだ何を調べるかと

いう課題の設定がなされておられません。私のところや、あるいは前の調査特別委員の方々のところに届いたいろいろな問題ですね。だけど、これはあくまでもまだ私的なものであります。公的な課題として設定するには、委員会を設定をして、公の場で議論をして、それで課題をしっかりと固めて、それが、今阪本議員が申されたように、本町の事務とどういうふうに関わるかということも点検しながら進めなくてはならないと。こういうふうを考えております。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 議員必携を調べました。それによりますと、百条調査権の運用の留意点として(2)で、この権限を発動するに当たっては、特別の強権発動であるから、質疑、質問、資料の要求、検査権、監査請求権の行使等の手段を十分尽くした上で判断すべきであることとあります。私が一番気になりますのは、ここの手段を十分尽くした上で判断すべきであることというのがとても気になりました。

といいますのも、今月の8日水曜の本会議での甲斐委員長の報告の内容では、5人の参考人に1度ずつ聞き取り調査を行っておられますが、その食い違った点の一部を、十分な調査もなく、明確な虚偽の証言と表記しておられます。この虚偽というのは、うそ、偽りの証言ということになります。しかし、証言の食い違った点については、再度の聞き取りや参考資料の請求も行われていません。提案理由では、それ以上踏み込んだ調査は困難であったし、再調査はかえって事態を混沌に陥れる危険性をも含んでいたとありますが、この報告内容は十分に調査を尽くしたとは言い難いのではないかと思います。この点についてはどう思われますか。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 先般の報告の際に質問が出るかと思っておりましたが、今出て、ちょっとびっくりしております。

先ほどから申し上げてるように、調査が完全にできてないから調査をするんです。それだけのことです。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） それでは、今の、さっき言いましたけれども、混沌という言葉が出ました。再調査はかえって事態を混沌に陥れる危険性をも含んでいたと。そういうことでしたけれども、混沌という字を辞書で調べましたところ、区別が立たず、物事が入り混じっている状態という意味になりますが、どのようなことが区別が立たず、物事が入り混じっている状態なのでしょう。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） どう答えていいかわからないような感じもしてくるんですが、例えば、実は私はこの会社に勤めとりましたと調査で言われた場合ですね。ところが、それを確かめるために次に呼んだ。そしたら、いや、あれは私が言い間違いでしたと。私はそんなつもりで言ったんじゃないと。こう言われた場合に、じゃ、どこで確かめるか。確かめようないん

ですね。ですから、そういったことをきちんとするために百条でちゃんとした調査をするんですよと。こういう意味です。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 私は、5人の参考人から1回ずつ事情聴取をしたのみでは十分に調査を尽くしたとは言い難いと思います。食い違いがあった部分にもう一度踏み込む必要があったと思います。今回の委員長報告の内容で、佐藤議員の証言に一部疑義、実際と違う表記があり、議長に対して佐藤議員から6月10日に弁明書が出されたと聞いています。事情聴取をもう一度実施していれば、このような食い違いが減っていたと思われれます。そのようなことを考えたとき、百条調査権の付与ができたとしても、私は今の現段階ではそのタイミングではないと思いますが、どう思われますか。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） だから調べるんです。議長にも実は私は、これは個人的な話はあまりするわけいきませんが、こう答申を出して、議員の中で、議長に答申を出したんだから、議長から確かめてもらえばいいじゃないかという話があったんです。で、議長にも感想を、感想ですから、お聞きしましたところ、いや、自分はこの調査結果と違うことを佐藤議員から言われた場合にどういうふうに判断していいかわからないと。判断する手段もないと。だから、きちんとした調査が欲しいというふうに議長はそのときおっしゃいました。その中に全てが表れてると。例えば、2回目を何でしなかったかというふうに今おっしゃいましたけれども、私の耳に入ってきたのは、もう二度と行かんというふうに言いよると、その調査された方が。二度と行かんと言われてたら、拒否されたら、前の調査特別委員会ではその人を召喚する権限がないんです。そういうことがないように、今回は、本当に何が真実なのか、それをきちっと定めよう。

個人攻撃とかおっしゃいましたけれども、個人攻撃の意図は全然ありません。事実がどうであったかということだけが問題。前の調査特別委員会でもそうですけれども、個人を問い詰めるとか、そんなことは一切しませんでした。あくまでも事実はどうであるかと。その事実を確かめて、それを議長に答申するということは議会で御意見を伺うということなんです。それから、本会議で私が発表をしたということは、町民の皆さん、こうでしたよと。あとは皆さんで判断をしてください。こういうことなんです。だから、特別委員会が誰か特定の個人を責めるとか、つるし上げるとか、そういうイメージを持っていらっしゃるなら、それはこの瞬間に捨てていただきたい。そういうふうに思います。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 私は特別委員会のメンバーでもありましたので、内容は十分理解しているつもりですけど、今後の、今甲斐議員が言われた、当時委員長だった甲斐議員なんですけど、私が思うに、今回の特別委員会での答申の中で一番明確にしないといけないところ

は、御本人さん、佐藤議員さんがN業者さんの従業員であるか、社員であるかという、その部分が一番私は関心を寄せていたというか、一番疑念に思っていたところでございます。その中で、提案理由の中に、明確な資料を提出する責務が残っていると。こう書かれておりますけど、この部分というのはどういう資料を提出すると考えておられるのか御質問いたします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 一つは、これはN会長の証言が一つですね。もう一回、これはお聞きします。それが一つと、それから、社会保険とかそういったことに関しては必ず資料が残っていると、会社の中にですね。そういったものも出していただく。それから、顧問とか社員とか、これもはっきりしてませんが、どちらであったかということは辞令を見ればはっきりすることです。そういったものをちゃんと見せていただくと。そういうことです。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 分かりました。それならば、御本人さんは従業員、社員というのを認めたらしゃいますので、まずは全協なりで議論をして、そういう資料を議長名で提出を願うと。その中で提出を拒むとか、そういう部分があった場合に百条権をもって調査に当たるといのが順番だと思いますけど、その部分に関してはいかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それも一つの手段として理解できないことはありませんが、もうこの時点になったときにそれを言われても、これはちょっと間に合わない。私としても、見ておったのは、議員の皆さんがどう判断されるのか。町民の皆さんがどう反応されるのか。それからもう一つは、御本人がどういうふうに分の出入進退について考えられるのか。その辺を見ておったんですけども、どうしてもこれは、この時点になれば事実をまずきちっとつかむ以外に方法はないなという結論に至ったので、私としては前の調査特別委員会の委員長としての責任もあります。先ほど、那須議員から厳しく言われましたけれども、問題がきちっとならないまま放り出したとも言われかねないところがありますし、やはりこれは、北山議員が発議されました。真相を解明しというふうな決議になっております、前の調査特別委員会がですね。真相が解明されていないと。ならば、その真相を解明するのは私の責任じゃないかというふう考えた次第です。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 私は、この発議に対して反対の立場で討論させていただきます。

6月14日、私はこの発議書の賛同者として名前を書きました。しかし、その後、佐藤議員は水道企業団の議員及び議長を辞められ、けじめをつけられたとっております。私は調査委員でもありましたが、百条委員会までの必要はないと思い、この結論を出しました。議員の皆様  
の賛同をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時15分

再開 午後0時26分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） それでは、再開します。

討論ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 発議第7号に対して賛成の立場で討論をいたします。

さきの3月議会でこの調査特別委員会の発議をした当事者でありましたので、できるだけ発言を控えようとしておりましたが、やはり自分の意見を述べたほうがいいと思いましたので、今から賛成理由を申し述べたいと思います。

3月議会で発議する前に、佐藤議員に対して、こういう問題があるということで議会運営委員会のほうにお越しいただいて、様々なことを説明をしていただきました。佐々木議員もそのときの、副委員長ですから、そこにいらっしゃったと思いますが、そのときに、佐藤議員が公共工事受託業者を連れて県会議員の下に行った。そのいきさつのときに、佐藤議員は、議員として行ったと。議会活動で、正常な行為だったと。そのようなことを述べられた。発議をしたときに、何を調べるんだ、調べる意味がないじゃないかというような、そういう御意見もいただきましたが、甲斐委員長の下に調査特別委員会を開いていただいたら、様々な方々の意見の食い違いというものが出てきたと。この食い違いがあるということは、誰かがうそを言ってる。考え間違いしてるのかもしれないかもしれませんが、要するに、その食い違いを正さなければ、これ以上のものは解明できない。あるいは、佐藤議員が正しくて、その食い違いの証言をした企業の、公共事業の社長さんでしたっけ、会長さんでしたっけ、方が間違えたか。それは分からないわけですよ。だから、それをきちっと調べれば、あるいは佐藤議員の疑惑というものが解消されるのであれば、それはそれでよろしいことでしょう。

要するに、分からないことを調べるということは議会にとっては大変なものでありますし、日々、町長のほうの執行部のほうから提出された議案に対しても、我々はいつもそういう立場で、この問題の在りかというものを発見した場合には質問をして意見を聞いてるというか、答弁を聞いてるわけです。こういうことが議会の示す役割ですので、そのことを粛々とするべきだと。そのように思っています。

僕は、議運のほうに来ていただいてお話をさせていただく、これは証人喚問でも何でもありませんので、そこで本当のことを言ったのかどうかは分かりません。そして、さきの調査特別委員会では、これも任意で調べるという立場ですので、どなたかが故意に、考え間違いとか記憶間違いじゃなくて、故意に仮に事実と異なったお話をされても、それは証明するすべがありません。ここに食い違いがあるということが分かった以上は、議会がここでもって不問にするというのは、僕は佐藤議員の名誉に対しても問題があると思いますよ。そして、菊陽町議会が、町長以下の提出された議案に対する調査権限、能力ということに対して、町民の皆さんに対して深く我々は信用できる、信頼できる議会でありますということを表明するということができなくなるんじゃないでしょうかね。そういう観点から、私は、疑いがあるものは調べる。調べた上で判断する。そういうことで、この発議第7号に賛成をいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 私は、百条調査委員会の設置については反対でございます。

私は、前回の調査特別委員会についても反対でございました。大きな理由は3つほどございますけども、今度、菊陽町にはTSMCが入ってきます。道路渋滞対策、それから台湾からの家族の受入れ体制をどうするのか。それから、大きな問題である空港アクセス鉄道をどのように県にアピールしていくのか等々、いろんな課題がございます。そういう中で、今回の調査特別委員会は約3か月の時間を要しました。またこれが百条委員会設置となると、そのくらいかかるでしょう。だから、そういう期間というのは、私は町民の負託に応える立場からも今はそれどころじゃないと。TSMCは経済効果が2年間で1兆8,000億円と言われております。それで、菊陽町がそれに対してどう対処していくのかという大きな問題があると思います。

それと、2番目に、常任委員会というのは文教厚生、総務、それから産業建設でございますけど、それぞれが議論をして、常任委員会が提言として出す、私は今はその時間じゃないかなというふうに思っております。TSMCの進出による課題解決に向けての提言などは絶対やるべきだというふうに考えております。

それと、3番目に、菊陽町議会では議会以外での話題がここ五、六年ずっと続いております。町民はそんな話題を望んでいらっしゃるのでしょうか。私は違うと思います。もうちょっと町のために政策議論をやってくれというのが大きな声ではないのでしょうか。それと、今後、町民の血税を9万円使って、またそういう百条委員会設置ということについても私はちょっと疑問を持っています。

いろんな議論については先ほどございましたけれども、そういう意味からも私は委員会設置については反対の立場でございます。先ほども申し上げましたけれども、今の菊陽町議会にはもっと重要な役割があり、町民軽視とも取られるような決議案の論議をしてる場合ではないというふうに私は考えております。そういう意味から反対の討論としました。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第7号県道4車線化の要望活動等についての調査に関する決議（案）は可決されました。

佐藤竜巳君の入場を許可します。

〔13番 佐藤竜巳君 入場〕

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君に告知します。

百条調査特別委員会は設置することに決定しました。

これから委員名簿を配付します。

〔名簿配付〕

○議長（上田茂政君） 百条調査特別委員会の選任を行います。

お諮りします。

百条調査特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、百条調査特別委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから委員会条例第8条第2項によって百条調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

決定したら、議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時33分

再開 午後0時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

百条調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告をします。

委員長に甲斐榮治君、副委員長に北山正樹君が選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第15、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会の議員派遣については議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更に当たっては議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおりと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第16、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

追加議案が6件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6を議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。以上6件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6として議題とすることに決定しました。

町長提出議案3件の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、6月8日から本日までの10日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、承認いただき、厚くお礼申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

報告第6号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、町所有道路に係る損害賠償請求事件に関し、その損害賠償を定め、和解することについて、令和4年6月1日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

議案第33号は、菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造他工事(1)の工事請負契約の締結についてであります。

本件は、菊陽杉並木公園拡張整備事業に係るもので、本工事は公園拡張区域の東側に擁壁などを築造する工事であります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号は、菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造他工事(2)の工事請負契約の締結についてであります。

本件も菊陽杉並木公園拡張整備事業に係るもので、本工事は公園拡張区域の西側に擁壁などを築造する工事であります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

○議長（上田茂政君） 追加日程第1、報告第6号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） 報告第6号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、道路管理瑕疵による車両の破損事故発生に伴い、早急に損害賠償額を決定し、相手方と示談を進めなければならず、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

内容について御説明申し上げます。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第7号。専決処分書。専決処分日は令和4年6月1日です。

1、事故発生日時、令和4年4月12日火曜日、午後4時半頃。2、事故発生場所、記載のとおりでございます。3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。4、事故の概要ですが、町が管理する道路側溝グレーチング蓋が変形していたことにより、相手方が運転する自動車のタイヤが蓋の上を通過した際にグレーチング蓋が跳ね上がり、自動車下部に設置してあるカーエアコンのパイプ及びカバーが損傷したものでございます。5、損害賠償の額、9万4,501円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後の一切の請求、異議の申立てはしないということが和解の内容でございます。

また、6月1日に示談交渉の中で相手方から損害賠償額の同意をいただきましたが、今定例会まで期間があり、その間、損害賠償額が支払われないことから、同意日をもって専決処分をしたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 報告第6号について、確認を含めて御質問いたします。

側溝の蓋、グレーチング蓋の変形としてありますが、これは車道外側線の外側にあったものなのか、路側帯の内側にあったものか、それ以外の場所にあったものか。グレーチングの蓋、側溝の蓋の上を車両が通ったという事実から確認させていただきたいんですが、どこの場所にあったのか教えてください。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御説明申し上げます。

グレーチングにつきましては、現地のほうは道路の幅が4メートルの道路で、両側のほうに排水側溝のほうがありまして、その上に載ってるグレーチング蓋が跳ねたという形になります。構造上、道路から民地、住宅のほうからの乗り入れの際に、そこを横断するとき跳ねたというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第6号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第33号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造他工事（1））

○議長（上田茂政君） 追加日程第2、議案第33号工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造他工事(1)）を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治君） こんにちは。

それでは、議案第33号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造他工事(1)の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造他工事(1)。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、6,578万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼16番地10、株式会社アスク工業、代表取締役上村信敏でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

菊陽杉並木公園拡張整備事業は、熊本地震の経験を踏まえ、菊陽町復興まちづくり計画及び菊陽町国土強靱化計画に基づき、菊陽杉並木公園を拡張し、災害時に屋内避難所となる総合体育館や屋外避難場所となる広場など、防災公園としての施設整備を行い、防災機能の強化を図るものでございます。

2枚めくっていただいて、1ページの図面を御覧ください。

図面は、菊陽杉並木公園拡張整備事業の完成イメージ図でございます。実際に出来上がるものとは色合いなどが異なる場合もありますので、出来上がりのイメージとして御覧ください。

次の2ページの図面を御覧ください。

図面は、菊陽杉並木公園拡張整備事業の計画平面図で、赤色表示箇所が本工事の工事箇所でございます。公園拡張区域の東側に擁壁などを築造する工事でございます。

次の3ページの図面を御覧ください。

先ほどの計画平面図の拡大図になります。主な工事概要としまして、L型擁壁工（高さ1メートルから2.6メートル）延長283.2メートル、重力式擁壁工（高さ2.6メートル）延長6.2メートル、小型擁壁工（高さ0.55メートル）延長27.7メートル、耐震性防火水槽（道路埋設用、貯

水量40立方メートル) 1基、階段工一式などの工事でございます。

図面に黒色の破線で示しております東西方向のAの断面、南北方向のBの断面及びCの断面については、次の4ページで御説明します。

4ページの図面を御覧ください。

上段の図面のほうをお願いします。図面は、「さんふれあ」進入路と公園駐車場の東西方向のAの断面図でございます。右側が東側の「さんふれあ」進入路、左側が公園駐車場でございます。黒色で表示しておりますのが最終型の仕上がり計画、赤色で表示しておりますのが今回工事の計画でございます。L型擁壁の安定を図るため、基礎構造は、原位置で土砂とセメント系固化材をバックホーで攪拌させる浅層混合処理を採用しております。「さんふれあ」進入路からのL型擁壁の仕上がり高さは約0.6メートルでございます。

図面の中段を御覧ください。図面は、「さんふれあ」駐車場と公園駐車場の南北方向Bの断面図でございます。右側が南側の「さんふれあ」駐車場、左側が北側の公園駐車場でございます。黒色で表示しておりますのが最終型の仕上がり計画、赤色で表示しておりますのが今回工事の計画でございます。基礎構造は、上段と同様に、浅層混合処理を採用しております。既存「さんふれあ」駐車場からのL型擁壁の仕上がり高さは約0.6メートルでございます。

図面の下段を御覧ください。図面は、公園駐車場と公園北側の外周道路の南北方向のCの断面図でございます。右側が南側公園駐車場、左側が北側の外周道路でございます。黒色で表示しておりますのが最終型の仕上がり計画、赤色で表示しておりますのが今回工事の計画でございます。L型擁壁の安定を図るため、基礎構造は、原位置で土砂とセメントスラリーを攪拌し、砂礫層に着底させ、固結化する中層混合処理を採用しております。外周道路からのL型擁壁の仕上がり高さは約2メートルでございます。

工期につきましては、令和4年6月20日から令和4年12月20日までとしております。

菊陽杉並木公園拡張整備事業は、町の防災力向上及び町民の健康増進につながる施設整備であり、事故がないように十分安全管理を行いながら、早期完成を目指して進めてまいります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造他工事(1)の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽杉並木公園拡張整備事業に係る土地の造成工事で、業種は土木一式工事となります。工事内容と設計金額から、5月19日の指名審査会の審議を経まして、町の格付ランクAを有する7業者を指名しました。指名競争入札は5月31日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった2番目の株式会社アスク工業を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格6,688万3,300円に対しまして落札価格は6,578万円で、落札率は

98.35%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第3 議案第34号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造他工事（2））**

○議長（上田茂政君） 追加日程第3、議案第34号工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造他工事（2））を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治君） それでは、議案第34号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造他工事（2）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造他工事（2）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、9,284万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5599番地4、株式会社高田産業、代表取締役高田勝でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

菊陽杉並木公園拡張整備事業は、防災公園としての整備を行い、防災機能の強化を図るものでございます。

3枚めくっていただいて、2ページ目の図面を御覧ください。

図面は、菊陽杉並木公園拡張整備事業の計画平面図で、赤色表示箇所が本工事の工事箇所です。

ございます。公園拡張区域の西側に擁壁などを築造する工事でございます。

次の3ページの図面を御覧ください。

計画平面図の拡大図になります。主な工事概要としまして、L型擁壁工（高さ1メートルから4.75メートル）延長178.7メートル、重力式擁壁工（高さ0.91メートルから4.52メートル）延長54.6メートル、雨水排水工（管径V U200からV U600）延長153.7メートル、1号マンホール3基、2号マンホール2基、調整池進入路工（幅員3メートル）延長75.1メートル、階段工一式などの工事でございます。

図面に黒色の破線で示しております東西方向のAの断面、南北方向Bの断面及びCの断面につきましては、次の4ページで御説明します。

次の4ページの図面の上段を御覧ください。

図面は、テニスコート側と公園西側の外周道路の東西方向のAの断面図でございます。右側が東側のテニスコート、左側が西側の外周道路でございます。黒色で表示しておりますのが最終型の仕上がり計画、赤色で表示しておりますのが今回工事の計画でございます。L型擁壁の安定を図るため、基礎構造は、原位置で土砂とセメント系固化材をバックホーで攪拌させる浅層混合処理を採用しております。外周道路からのL型擁壁の仕上がり高さは約1.1メートルでございます。

図面の中段を御覧ください。図面は、南側テニスコートと北側の調整池を兼ねた多目的広場の南北方向Bの断面図でございます。右側が南側のテニスコート、左側が多目的広場でございます。黒色で表示しておりますのが最終型の仕上がり計画、赤色で表示しておりますのが今回工事の計画でございます。L型擁壁の安定を図るため、基礎構造は、間詰め砕石を高強度ポリエステル繊維シートで包み込むマットレス基礎を採用しております。多目的広場からのL型擁壁の仕上がり高さは約1.6メートルでございます。

図面の下段を御覧ください。図面は、多目的広場と北側外周道路の南北方向Cの断面図でございます。右側が南側多目的広場、左側が北側外周道路でございます。黒色で表示しておりますのが最終型の仕上がり計画、青色で表示しておりますのが現在までに施工済みの箇所、赤色で表示しておりますのが今回工事の計画でございます。L型擁壁の安定を図るため、基礎構造は、原位置で土砂とセメントスラリーを攪拌し、砂礫層に着底させ、固結化する中層混合処理を採用しております。多目的広場からのL型擁壁の仕上がり高さは約2.2メートルでございます。

工期につきましては、令和4年6月20日から令和5年1月31日までとしております。

事故がないように十分安全管理を行いながら、早期完成を目指して進めてまいります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造他工事(2)の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽杉並木公園拡張整備事業に係る土地の造成工事で、業種は土木一式工事となります。工事内容と設計金額から、5月19日の指名審査会の審議を経まして、町の格付ランクAを有する7業者を指名しました。指名競争入札は5月31日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった4番目の株式会社高田産業を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格9,476万8,300円に対しまして落札価格は9,284万円で、落札率は97.97%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第4 発議第8号 シルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書（案）

○議長（上田茂政君） 追加日程第4、発議第8号シルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、坂本秀則君外5名の議員から提出されました。

提出者を代表しまして、坂本秀則君の趣旨の説明をお願いします。

○11番（坂本秀則君） 発議第8号シルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり、菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

提案理由。シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体であり、高齢者に働く機会を提供して、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進している。令和5年10月に適格請求書等保存方

式、いわゆるインボイス制度が導入されると、シルバー人材センターの会員は免税事業者であるため、会員に支払った消費税を仕入れ税額控除ができなくなり、シルバー人材センターは新たに預かり消費税分を納税しなければならない。しかし、公益事業を行うシルバー人材センターは収支が釣り合う収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はない。

次のページです。

形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。また、シルバー人材センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、運営上の死活問題となる。少額の収入しかないシルバー人材センターの会員の手取り額がさらに減少することなく、シルバー人材センターが安定的な事業運営が可能となるよう意見書を提出する。

意見書は、別紙に記載されております。

また、質問は自席で受けます。議員各位の賛同、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第5 議会広報調査特別委員会委員の選任

○議長（上田茂政君） 追加日程第5、議会広報調査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、大久保輝君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大久保輝君を議

会広報調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第6 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙

○議長（上田茂政君） 追加日程第6、大津菊陽水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

大津菊陽水道企業団議会議員に渡邊裕之君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました渡邊裕之君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました渡邊裕之君が大津菊陽水道企業団議会議員に当選されました。

渡邊裕之君に会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、そのほかの整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおりに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

ここで町長の発言が求められていますので、許可をいたします。

○町長（後藤三雄君） 議員各位におかれましては、本議会に提案しました追加議案を含めて全ての議案等について御承認といただき、ありがとうございました。

さて、来る10月2日に行われる町長選挙に関し、私自身の去就について多くの町民の皆様にご心配をいただいていることは十分承知しているところであります。ただ、私としましては、福島議員の一般質問にもお答えしたとおり、大事なことは、今の菊陽町のよい流れを持続、発展させるために、残された任期期間中に県道大津植木線の4車線化をはじめ未解決の課題に一定

の成果を上げるべく、残された日々に全力を尽くさなければならない、その一念のみで日々を過ごしているというのが正直な思いであります。

しかしながら、自らの進退についても明らかにすべきときが来ているということも理解しておりますので、近日中にしかるべき形で町民の皆様に御説明を申し上げる次第であります。議員各位におかれましても御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上田茂政君） これで令和4年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後1時18分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 西 本 友 春

菊陽町議会議員 那 須 眞理子

菊陽町議会会議録  
令和4年第2回6月定例会

令和4年6月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田茂政  
編集人 菊陽町議会事務局長 川端慎一  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919